令和６年度

社会福祉制度のあらまし

松　　本　　市

目　　次

1　組織及び概要
(1) 健康福祉部及びこども部 …… 1
(2) 松本市社会福祉協議会 …… 6
(3) 松本市民生委員・児童委員協議会 …… 10
(4) 社会福祉関係従事者 …… 12

2　生活保護
(1) 現状 …… 14
(2) 生活保護事務の運営状況 …… 14
　ア 扶助別世帯人員 …… 15
　イ 世帯類型別被保護世帯数 …… 15
　ウ 面接相談状況等 …… 16
　エ 保護の申請等の状況 …… 17
　オ 生活保護年度別経理状況 …… 16
　カ 基準生活費 …… 16
(3) 各種減免(免除)等制度 …… 18
(4) 生活保護支援基金による貸付 …… 18
(5) 生活困窮者自立支援事業 …… 19

3　障がい者（児）の福祉
(1) 現状 …… 22
　ア 障がい者施策の状況 …… 22
　イ 身体障がい者の状況 …… 22
　ウ 知的障がい者(児)の状況 …… 22
　エ 精神障がい者の状況 …… 22
(2) 障害福祉サービスの概要 …… 23
　ア 障害者総合支援法について …… 23
　イ 障がい者(児)福祉制度の仕組み …… 23
(3) 難病患者等の状況 …… 24
(4) 障がい者福祉に関する主な市単独事業 …… 24
(5) 主な事業の実績 …… 25
(6) 各種制度 …… 26

4　戦傷病者及び戦没者遺族等の援護
(1) 援護施策の体系 …… 38
(2) 戦没者遺族相談員及び戦傷病者相談員 …… 39
(3) 戦傷病者に対する援護 …… 39
(4) 戦傷病者等の妻に対する援護 …… 39

5　中国残留邦人等への支援
(1) 本市の居住状況 …… 40
(2) 支援の状況 …… 40

6　高齢者福祉
(1) 介護保険制度の概要 …… 42
(2) 高齢者の現状 …… 44
(3) 松本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画 …… 45
(4) 地域支援事業 …… 48
(5) 最高齢者顕彰事業 …… 48
(6) 高齢者の生きがいづくり推進事業 …… 50
(7) 在宅介護24時間あんしん支援事業 …… 52
(8) ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等対象事業 …… 54
(9) 養護老人ホーム …… 54

7　母子・父子・寡婦・児童等の福祉
(1) 現状 …… 57
(2) 母子・父子・寡婦・家庭児童 …… 60
(3) 保育園 …… 62
(4) こどもプラザ …… 64
(5) つどいの広場事業 …… 64
(6) ファミリー・サポート・センター事業 …… 64
(7) 子育てサポーター訪問事業 …… 64
(8) 児童館等 …… 66
(9) ながの子育て家庭優待パスポート事業・
多子世帯応援プレミアムパスポート事業 …… 66
(10) 子育て支援クーポン事業 …… 68
(11) 病児保育事業 …… 68
(12) 子どもの権利相談室「こころの鈴」 …… 68
(13) 学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」運営事業 …… 68
(14) 子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業 …… 68
(15) 産後ママ家事支援サービス事業 …… 68
※ 松本市保育料徴収基準額表 …… 70

8　地域福祉
(1) 地区福祉ひろば整備及び調整事業 …… 72
(2) 地域福祉計画推進事業 …… 72
(3) 災害時要援護者支援プラン推進事業 …… 74

9　保健･医療
(1) 予防衛生 …… 78
(2) 保健衛生 …… 80
(3) 医療費助成制度（福祉医療） …… 86
(4) 国民健康保険事業 …… 88
(5) 後期高齢者医療制度 …… 92
(6) 地域医療（市立病院・診療所管理運営） …… 98
(7) 救急医療 …… 100
(8) 小児医療 …… 101
(9) 周産期医療（松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク事業） …… 101
(10) 災害医療 …… 101

10　福祉給付（手当、福祉金等） …… 104

11　その他の福祉
(1) 生活福祉資金貸付制度 …… 110
(2) 臨時特例つなぎ資金 …… 112
(3) くらしの資金貸付制度 …… 112
(4) 生活福祉資金利子補給金制度 …… 114
(5) 福祉相談 …… 114
(6) 有償生活支援事業 …… 114
(7) 日常生活自立支援事業 …… 114
(8) 成年後見支援センター …… 114

12　参考資料 …… 116

≪お願い≫

福祉制度の具体的内容につきましては、直接担当窓口でお尋ねください。

1　組織及び概要

（1）健康福祉部及びこども部

ア　主な事業

健康福祉部

・ 生活保護
　最低限度の生活保障と自立更生援助

・ 生活困窮者自立支援
　経済的に困窮し、最低限の生活の維持することができなくなる恐れのある困窮者への包括的な支援

・ 高齢者福祉
　高齢者が住み慣れた地域で、安心して生き生きとした生活を送れる環境づくりと介護保険制度の円滑な運営

・ 障がい者の福祉
　体の不自由な方あるいは知的障がい及び精神障がいがある方の自立更生の援助と必要な保護

・ 戦争犠牲者等の援護
　戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

・ 国民健康保険・後期高齢者医療
　国民健康保険事業の管理及び運営
　後期高齢者医療の運営

・ 地域福祉
　身近な地域における、共に支え合う「お互いさま」の福祉のまちづくりと、それに向けた地区福祉ひろばの運営

・ 保健衛生
　乳児から高齢者まで、より豊かにより健やかに生きられるための生涯を通じた健康づくり施策の推進

・ 福祉施設等の整備
　高齢者保健・福祉施設や地区福祉ひろば等の整備

こども部

・ 児童福祉
　子どもの権利に関する条例を踏まえ、子どもたちが心身ともに健やかに成長するための各種施策の推進
　児童が心身ともに健やかに生まれ、かつ、育成されるよう各種施策の推進
　保育園・幼稚園・認定こども園・児童館・児童センター・こどもプラザ等の運営
　母子・父子・寡婦家庭の福祉の向上と生活安定対策

・ 障がい児の福祉
　体の不自由な児童あるいは知的障がい及び精神障がいがある児童の自立更生の援助と必要な保護

イ　関係組織表

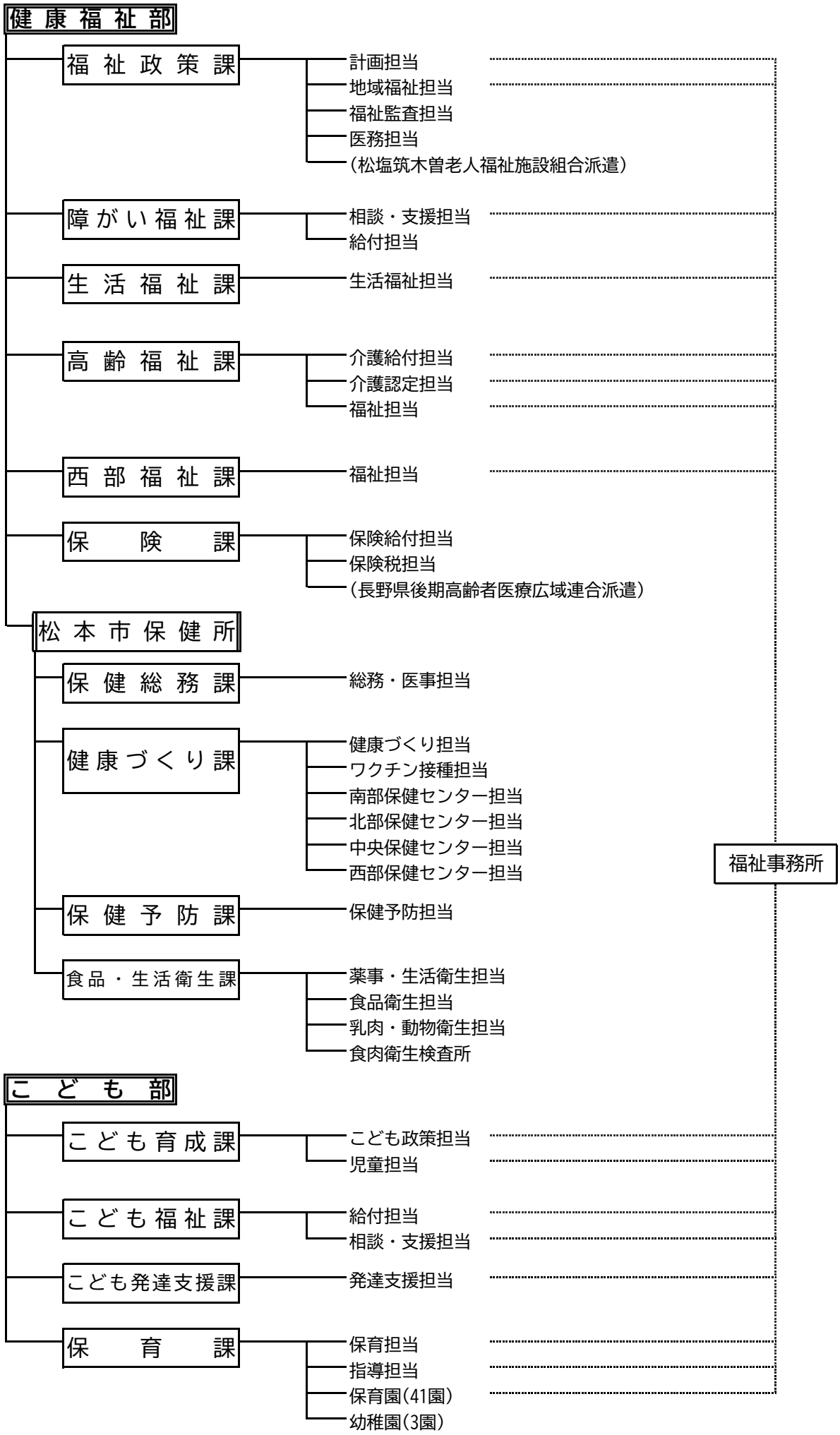
健康福祉部
福祉政策課
計画担当
地域福祉担当
福祉監査担当
医務担当
（松塩筑木曽老人福祉施設組合派遣）
障がい福祉課
相談・支援担当
給付担当
生活福祉課
生活福祉担当
高齢福祉課
介護給付担当
介護認定担当
福祉担当
西部福祉課
福祉担当
保険課
保険給付担当
保険税担当
（長野県後期高齢者医療広域連合派遣）
松本市保健所
保健総務課
総務・医事担当
健康づくり課
健康づくり担当
ワクチン接種担当
南部保健センター担当
北部保健センター担当
中央保健センター担当
西部保健センター担当
保健予防課
保健予防担当
食品・生活衛生課
薬事・生活衛生担当
食品衛生担当
乳肉・動物衛生担当
食肉衛生検査所
福祉事務所
こども部
こども育成課
こども政策担当
児童担当
こども福祉課
給付担当
相談・支援担当
こども発達支援課
発達支援担当
保育課
保育担当
指導担当
保育園(41園)
幼稚園(3園)

ウ　各課の事務分掌

健康福祉部

福祉政策課　（直通　計画担当、地域福祉担当３４－３２２７、福祉監査担当３４－３２８７、医務担当３４－３２６２）

計画担当　部・課庶務、福祉事務所庶務、一部事務組合、社会福祉審議会、寄附受入、社会福祉基金管理、民生委員・児童委員の委嘱・解嘱事務

地域福祉担当　地区福祉ひろばの整備及び調整、地域福祉計画の推進、災害時要援護者支援プランの推進

福祉監査担当　社会福祉法人、社会福祉施設・事業所等の指導監査

医務担当　地域医療（へき地医療）、救急医療、小児（救急）医療、周産期医療

障がい福祉課　（直通　相談・支援担当３４－３２１２、給付担当３４－３０３６）

相談・支援担当　障がい者等への相談・支援、各種障がい者手帳の申請・交付、指定自立支援医療機関（精神通院医療を除く）の指定

給付担当　課庶務、福祉手当、福祉医療（障がい者）、戦没者関係、障害福祉サービス事業者等の指定、難病等医療費助成申請受付・受給者証の受け渡し

生活福祉課　（直通　生活福祉担当３４－３２１１）

生活福祉担当　課庶務、生活保護、中国残留邦人等支援、社会就労センター運営管理、法外援護、行旅死亡人、行旅病人生活困窮者自立支援事業

高齢福祉課　（直通　介護給付担当３４－３２１３、介護認定担当３４－３２１４、福祉担当３４－３２３７、３４－３０６１、３４－３４９２）

介護給付担当　課庶務、介護保険給付、介護保険関連施設運営、介護保険サービス事業所関係事務

介護認定担当　介護保険要介護認定　※西部７地区を除く

福祉担当　地域支援事業、地域包括支援センター関連事業、成年後見制度利用促進事業
高齢者福祉、養護老人ホームへの入所措置　※西部７地区を除く
高齢者の生きがい関連事業、敬老行事、高齢者クラブ、給食サービス、高齢者介護手当

西部福祉課　（直通　福祉担当９２－３００２）

福祉担当　課庶務、新村・和田・今井・安曇・奈川・梓川・波田の７地区における福祉関連業務
７地区の障がい者福祉・高齢者福祉・こども福祉に関する事務
安曇・奈川・梓川・波田地区の福祉施設管理

保　険　課　（直通　保険給付担当３４－３２０３、３４－３２１６、保険税担当３４－３２１５）

保険給付担当　課庶務、国民健康保険給付及び事業運営、後期高齢者医療に関する事務

保険税担当　国保税の賦課及び介護保険料の賦課・徴収、後期高齢者医療保険料の徴収

保健所保健総務課　（直通　総務・医事担当４０－０７００）

総務・医事担当　所庶務、人口動態調査その他地域保健に係る統計調査、医療に関する事務（福祉政策課が所管するものを除く）
保健所運営協議会、医療安全支援センター、災害時保健

保健所健康づくり課　（直通　３４－３２１７）

健康づくり担当　課庶務、がん検診、三献運動推進、生活習慣病予防、フレイル予防
母子保健対策（こども家庭センター、子ども子育て安心ルームの設置含む）、自殺予防対策

ワクチン接種担当　予防接種、新型コロナワクチン予防接種

保健センター担当　南部、北部、中央、西部

保健所保健予防課　（直通　保健予防担当　４０－０７０１、４０－０７０２）

保健予防担当　結核及び感染症の予防及び対策、感染症審議会、エイズ及び性感染症の予防、新型インフルエンザ等対策
精神保健対策（相談、支援）、指定難病対策（相談、支援）、栄養調査、特定給食施設等の指導管理
食品表示（保健事項）、原子爆弾被爆者の健康

保健所食品・生活衛生課　（直通　薬事・生活衛生担当４０－０７０４、食品衛生担当４０－０７０５、乳肉・動物衛生担当４０－０７０６、食肉衛生検査所４０－２１６４）

薬事・生活衛生担当　課庶務、薬事・毒物・劇物・麻薬・向精神薬・大麻・あへん・覚せい剤に関する事務、有害物質を含有する家庭用品の規則、温泉、献血、興行場、旅館、公衆浴場、住宅宿泊事業、理容所、美容所、クリーニング所、建築物の衛生
専用水道・簡易専用水道、遊泳用プール、墓地の経営・改葬の許可、ねずみ・衛生害虫等の相談・指導

食品衛生担当　食品衛生、食品表示

乳肉・動物衛生担当　動物の愛護・管理、狂犬病予防、化製場、市場衛生、食鳥処理、調理師・製菓衛生師免許

食肉衛生検査所　食品衛生、と畜検査、ＢＳＥ検査

こども部

こども育成課　（直通　こども政策担当３４－３２９１、児童担当３４－３２６１）

こども政策担当　部・課庶務、子どもの権利推進事業、青少年健全育成事業、青少年育成センター事業

児童担当　ファミリー・サポート・センター、つどいの広場、放課後児童健全育成事業、
こどもプラザの管理運営等（子ども子育て安心ルーム含む）、児童館・児童ｾﾝﾀｰ・児童遊園の管理等

こども福祉課　（直通　給付担当３３－９８５５、相談・支援担当３３－４７６７）

給付担当　課庶務、児童手当、児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、福祉医療（乳幼児・児童、障がい児、母子・父子・遺児）、交通・災害遺児等福祉金の給付、自立支援医療、未熟児養育医療、小児慢性特定疾病医療

相談・支援担当　子育て総合相談、児童虐待相談、ひとり親家庭相談、母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付、母子生活支援施設の運営、障がい児福祉、障害児通所支援事業者の指定、子どもの貧困対策、こんにちは赤ちゃん事業
こども家庭センターの運営

こども発達支援課　（直通　発達支援担当２４－１２３５）

発達支援担当　課庶務、インクルーシブセンター事業、教育相談事業

保　育　課　（直通　保育担当３３－９８５６、指導担当３３－９８５７）

保育担当　課庶務、保育園・幼稚園入園、管理運営・施設管理、児童福祉施設等の指導監査等

指導担当　保育指導（計画、研究訪問指導、研修企画、食育指導、保健指導、障害児巡回訪問等）

保育園（41園）

幼稚園（3園）

エ　令和６年度一般会計における健康福祉部及びこども部所管予算

一般会計当初予算額	101,290,000	千円		
民生費予算額	38,070,200	千円	構成比	37.59 ％
衛生費予算額	3,304,500	千円	構成比	3.26 ％
教育費予算額	378,540	千円	構成比	0.37 ％

款　項　目	予算額	構成比	対前年度比
民生費	38,070,200	100.00 %	102.84%
1. 社会福祉費	19,370,850	50.88	100.71%
1. 社会福祉総務費	3,265,140	8.58	95.32%
2. 障がい者福祉費	7,605,180	19.98	105.59%
3. 高齢福祉費	8,480,530	22.28	99.02%
4. 社会就労センター費	20,000	0.05	47.53%
2. 児童福祉費	15,177,390	39.87	105.79%
1. 児童福祉総務費	4,643,580	12.20	106.65%
2. 児童措置費	4,643,040	12.20	108.78%
3. 児童厚生施設費	861,070	2.26	87.02%
4. 母子生活支援施設費	30,900	0.08	102.15%
5. 保育所費	4,900,000	12.87	104.95%
6. 保育所建設費	98,800	0.26	271.28%
3. 生活保護費	3,521,960	9.25	102.52%
1. 生活保護費	3,521,960	9.25	102.52%
衛生費	3,304,500	100.00	83.87%
1. 保健衛生費	3,304,500	100.00	83.87%
1. 保健衛生総務費	1,384,450	41.90	91.83%
2. 保健指導費	788,080	23.85	122.26%
3. 予防費	799,660	24.20	78.65%
4. 診療所費	197,790	5.99	111.87%
5. 保健所費	134,520	4.07	22.63%
教育費	378,540	100.00	90.56%
1. 幼稚園費	378,540	100.00	90.56%
1. 幼稚園費	378,540	100.00	90.56%

（２）松本市社会福祉協議会

ア　事務局組織

令和６年４月１日現在

課	係・担当・事業所	
総務課	総務担当	総務課 TEL27-2000　FAX27-2239
地域福祉課	地域福祉担当	地域福祉課 TEL27-3381　FAX27-2239 総合社会福祉センター５階
	生活支援担当	
	包括支援担当	
	南部地域包括支援センター	
	南西部地域包括支援センター	
	西部地域包括支援センター	
	ボランティア係	
	ボランティアセンター	
	児童福祉係	地域福祉課　児童・高齢福祉担当 TEL24-3500　FAX24-3505 総合社会福祉センター３階
	あがた児童センター、高宮児童センター、 島内児童センター、芳川児童センター、 南部児童センター、菅野児童センター、 島立児童センター、寿児童センター、 二子児童センター、鎌田児童センター 山辺児童センター、浅間児童センター 今井児童センター、田川児童センター、 並柳児童センター、筑摩児童センター、 寿放課後児童クラブ、山辺放課後児童クラブ つどいの広場１４ヶ所	
	高齢福祉係	
	南部老人福祉センター（プラチナセンター）	
生活福祉課	成年後見支援担当	生活福祉課 梓川支所２階（成年後見支援ｾﾝﾀｰ） TEL88-6699　FAX88-6647
	成年後見支援センター（かけはし）	
	自立支援係	
	生活就労支援係	
	松本市生活就労支援センター（まいさぽ松本）	
	生活相談支援担当	
在宅福祉課	介護計画係	在宅福祉課 TEL25-3032　FAX25-3094 総合社会福祉センター２階
	在宅福祉担当	
	指定居宅介護支援事業所	
	指定訪問介護事業所	
	南部ヘルパーステーション	
	南西部ヘルパーステーション	
	指定訪問入浴介護事業所	
障害福祉課	障害福祉係	障害福祉課 TEL25-3133　FAX29-0064 総合社会福祉センター１階
	総合社会福祉センター	
	しいのみ学園	
	心身障害者福祉センター	
	希望の家	
	岡田希望の家	
	南ふれあいホーム	
	北ふれあいホーム	
	障がい者就労センター・はた	
	グループホーム井川城（にじの家）	
	グループホーム水汲（つむぎの家）	
	特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所（相談支援ｾﾝﾀｰにじ）	
西部地区センター	地域福祉担当	西部地区センター TEL91-2030　FAX91-2032 波田支所３階
	安曇事業所	
	奈川事業所	
	ほのぼの広場、ふれあいの家	
	梓川事業所	
	梓川福祉センター	
	波田事業所	
	奈川社会就労センター	
	在宅福祉担当	西部地区センター　在宅福祉担当 TEL91-2035　FAX91-2032 波田支所３階
	西部居宅介護支援事業所	
	西部ヘルパーステーション	
	安曇デイサービスセンター	
	奈川デイサービスセンター	
	梓川デイサービスセンター	
	波田デイサービスセンター	
	きたはらっぱ	
四賀地区センター	地域福祉係	四賀地区センター TEL64-3302　FAX64-1130 四賀支所１階
	四賀地区ささえあいサロン・ぷくぷくの家	
	在宅福祉担当	
	四賀居宅介護サポートセンター	
	四賀ヘルパーステーション	
	四賀デイサービスセンター	
北部地区センター	地域福祉係	北部地区センター TEL38-7670　FAX34-0180 ふくふくらいず１階
	施設管理係	
	北部福祉複合施設	
	在宅福祉担当	
	北部居宅介護支援事業所	
	北部ヘルパーステーション	
	北部デイサービスセンター	
	東部デイサービスセンター	

会長 ― 常務理事 ― 事務局長

イ　概　要

【組　織】

・設　立　　昭和27年5月31日
・法人化　　昭和41年4月 5日
・所在地　　松本市総合社会福祉センター（松本市双葉4-16）
・役員構成　理事：定数8名以上10名以内（会長1名、副会長2名、常務理事1名）
　　監事：定数3名以内
・評議員　　定数11名以上15名以内
・事務局体制 職員数　　440名（第2種臨時職員以上）（令和6年4月1日現在）
　　・常務理事（事務局長）1名、事務局次長（総務課長、地域福祉課長、在宅福祉課長）3名
　　・総務課9名、地域福祉課151名、生活福祉課19名、在宅福祉課38名、
　　障害福祉課56名、西部地区ｾﾝﾀｰ74名、四賀地区ｾﾝﾀｰ31名、北部地区ｾﾝﾀｰ61名

【財　政】

（ア）令和6年度予算額　　2,643,531 千円（内部取引を除く）
　内 訳
　〇法人・地域福祉　　847,028 千円
　〇児童センター　　471,610 千円
　〇介護保険サービス　　996,020 千円
　〇障害児・者福祉サービス　　328,873 千円

（イ）財源内訳

(1)会費収入　　23,563 千円
　１世帯　　300円
　施設・団体 2,000円
　特別会員　1,000円
　賛助会員　10,000円
(2)補助金収入　　268,459 千円
(3)受託金収入　　847,105 千円
(4)事業収入　　32,692 千円
(5)介護保険収入　　1,005,399 千円
(6)障害ｻｰﾋﾞｽ収入　　277,007 千円
(7)就労支援収入　　31,595 千円
(8)共同募金配分金　　11,698 千円
(9)繰 越 金　　95,829 千円
(10)積立金取崩収入　　25,610 千円
(11)そ の 他　　24,574 千円

【主要事業】

（ア）地域福祉の推進
　〇 第４期地域福祉活動計画の策定と推進
　〇 住民の支え合いによる地域福祉の推進
　　・地区社協及び分会社協・町会福祉部活動の推進・支援
　　・地区社協活動への助成（令和６年度予算）
　　共同募金配分事業　　9,209 千円（目標額の1／4＋超過分）
　　市社協会費還元事業　　6,870 千円（1世帯300円の内90円）
　　つむぎちゃんプラン助成金　　13,685 千円
　　ふれあい会食会助成金　　7,540 千円
　　敬老の日行事助成金　　29,020 千円（75歳以上1人700円）
　　町会児童遊園整備助成金　　350 千円

○ 社会福祉の啓発・広報
・市社会福祉大会の開催
・社協まつもと「つむぎちゃん通信」の発行（年４回）
・社協ホームページ・SNSによる情報発信
○ ボランティア活動の推進（ボランティアセンターの運営）
・ボランティアコーディネート（需給のマッチング）、情報提供
・ボランティアの育成・発掘・活動促進
・福祉教育の推進
・災害ボランティアセンター設置運営
・ボランティア保険加入受付
・結婚推進事業の実施
○ 生活支援体制整備事業の推進
○ 有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」の推進
○ 地域拠点における地域福祉の推進
・西部地区センター（島内、島立、新村、和田、神林、笹賀、今井、安曇、奈川、梓川、波田）
・四賀地区センター（岡田、四賀）
・北部地区センター（東部、安原、城東、白板）
○ 高齢者・障害者等生活支援事業の実施
・車椅子等貸出事業
・福祉自動車貸出事業
・軽度生活援助事業
・高齢者等配食サービス事業
・公共交通空白地有償運送サービス事業
・ナイトケア事業
・介護教室の開催

（イ）自立支援事業の推進
○ 生活福祉資金貸付事業の実施
○ くらしの資金貸付事業の実施
○ 生活就労支援センター「まいさぽ松本」の受託運営

（ウ）権利擁護事業の推進
○ 成年後見支援センター「かけはし」の受託運営
○ 日常生活自立支援事業の実施

（エ）高齢者福祉の推進
○ 介護保険サービス事業の実施
・居宅介護支援事業、訪問介護事業、訪問入浴介護事業、通所介護事業
○ 地域包括支援センターの受託運営（南部、南西部、西部）
○ 老人福祉センターの受託運営（松本市プラチナ大学事務局）

（オ）障がい児・者福祉の推進

○ 在宅福祉事業の実施

・障がい児者居宅介護支援事業、訪問入浴サービス、指定相談支援事業

○ 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業の実施

○ 地域生活支援事業の実施

○ 就労継続支援事業の実施（５施設）

○ なんぷくプラザ内での喫茶・共同店舗の運営

○ 障害者グループホームの運営（２施設）

○ 心身障害児（者）ふれあいバスハイクの実施

（カ）児童福祉の推進

○ 児童センター（１６館）・放課後児童クラブ（２館）の運営

○ つどいの広場事業（１４ヶ所）の実施

○ 児童福祉関係事業

・青少年の居場所事業の実施（あがた児童センター）

・自然とのふれあい事業

・保護者への子育て支援事業

・自主事業（各館の特性や地域性を活かした事業）の実施

（キ）福祉団体の活動支援

○ 長野県共同募金会松本市共同募金委員会事務局

○ 日本赤十字社長野県支部松本市地区事務局

○ 松本市赤十字奉仕団事務局

○ 松本市民生委員・児童委員協議会事務局

○ 松本市高齢者クラブ連合会事務局

○ その他福祉団体への支援

（ク）指定管理・受託施設の運営

○ 総合社会福祉センターの管理運営

○ 北部福祉複合施設（ふくふくらいず）の管理運営

○ 梓川福祉センターの管理運営

○ 奈川社会就労センターの運営

○ 奈川ふれあいの家・ほのぼの広場の運営

（３）松本市民生委員･児童委員協議会

ア 組織表　（令和6年4月1日現在）

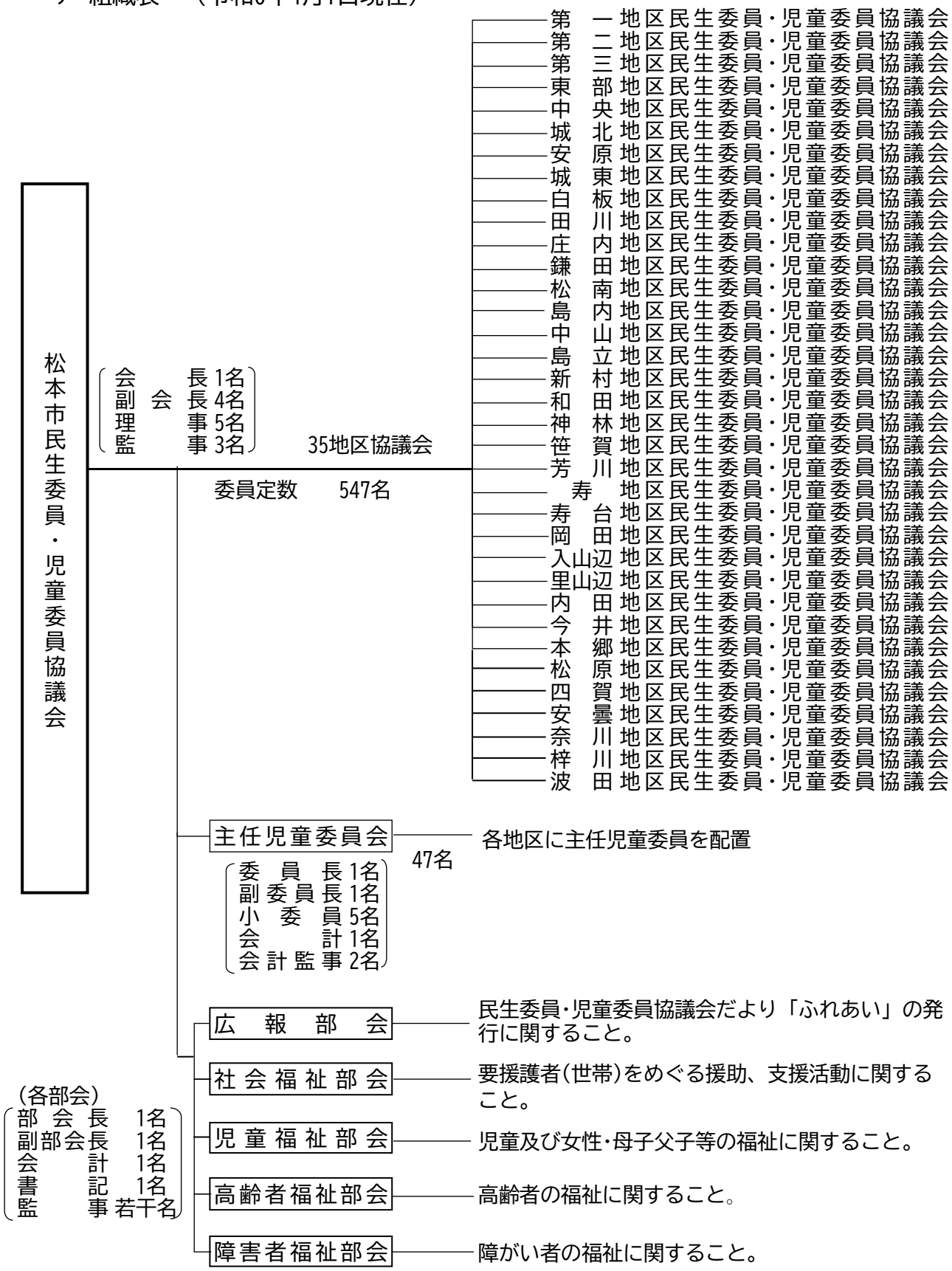

イ 活動状況（令和５年度）

（ｱ） 内容別相談･支援件数　　（福祉行政報告例より）

指導区分		取扱件数
内容別相談・支援件数	在宅福祉	751 件
	介護保険	355
	健康・保健医療	618
	子育て・母子保健	1,062
	子どもの地域生活	409
	子どもの教育・学校生活	156
	生活費	110
	年金・保険	43
	仕事	40
	家族関係	269
	住居	217
	生活環境	609
	日常的な支援	2,565
	その他	4,197
合計		11,401

（ｲ） 分野別相談・支援件数

分野別相談・支援件数	高齢者に関すること	7,132 件
	障がい者に関すること	284
	子どもに関すること	1,891
	その他	2,094
合計		11,401

（ｳ） その他の活動件数

調査・実態把握	5,976 件
行事・事業・会議への参加協力	13,790
地域福祉活動・自主活動	16,572
民児協運営・研修	14,139
証明事務	691
要保護児童の発見の通告・仲介	183

（ｴ） 訪問回数

訪問・連絡活動	83,949 件
その他	36,488

活動日数	69,523 日

（4）社会福祉関係従事者

社会福祉関係従事者には、各社会福祉施設で働いている職員をはじめ、地域社会で社会福祉にたずさわっている人々などがいます。

地域社会では、民生委員･児童委員、各種相談員、訪問介護員などの方々が、各種の相談･指導を行い、関係機関との連携のもと地域における社会福祉向上に努めています。

◎社会福祉事業関係各種相談員・従事者等（令和6年4月1日）

名　　称	内　　容	担当課	適　　用
民生委員・児童委員（主任児童委員）	社会奉仕の精神をもって、地域の身近な支援者として活動する。また、児童及びその家庭がもつ福祉課題などの援助や指導も行う。（児童の福祉に関する機関と児童委員との連絡調整を行うとともに、児童委員の活動に対する援助及び協力を行う。）	福祉政策課	国委嘱 543(47)
家庭児童相談員	家庭における児童の養育上の諸問題についての相談	こども福祉課	会計年度 2
手話通訳者	聴覚障がい者に対する相談･指導	社会福祉協議会	社協委託 1
身体障害者相談員	身体障がい者に対する相談･指導	障がい福祉課	市委嘱 25
戦没者遺族相談員	各種年金給付金の受給に関する相談･指導	障がい福祉課	国委嘱 1
戦傷病者相談員	戦傷病者に対する相談･指導及び関係機関との連携	障がい福祉課	国委嘱 1
女性相談員	要保護女子の発見･相談･指導	こども福祉課	会計年度 1
母子・父子自立支援員	母子家庭・父子家庭の生活及び貸付の相談･指導	こども福祉課	会計年度 1
介護支援専門員（ケアマネジャー）	高齢者の相談・助言・援助 介護保険制度における介護プランの立案	高齢福祉課	県登録

名　　称	内　　容	担当課	適　　用
ケースワーカー	社会生活上の困難な問題を抱えている人に、法に定める援助・育成又は厚生の措置を行う。	障がい福祉課 生活福祉課 高齢福祉課 西部福祉課 こども福祉課	福祉事務所任命
福祉活動専門員	地域福祉を進めるための専門的援助	社会福祉協議会	社　　協
保　　育　　士	乳幼児の保育指導及び保護者への保育指導・保育相談、助言等	保育課	国家資格
社会福祉士	福祉に関する相談・助言・援助	障がい福祉課 生活福祉課 高齢福祉課 こども福祉課	国家資格
精神保健福祉士	社会復帰に関する相談・助言・訓練	障がい福祉課 生活福祉課 高齢福祉課 保健予防課	国家資格

２　生 活 保 護

（１）現状

本市の生活保護の動向は、保護人員、世帯数ともに減少していますが、生活保護新規相談・申請件数及び保護開始件数は依然として多い件数で推移しています。

福祉行政報告例令和６年３月速報値では、被保護世帯１，５５２世帯､被保護人員１，７９３人、保護率７．６‰となっています。世帯類型別の状況は、高齢者世帯が５４．６％、傷病・障がい者世帯が３３．６％、母子世帯が１．５％、その他世帯が１０．３％となっており、高齢者世帯が受給世帯の５割を超えている状況に変化はありません。

保護受給中の高齢者世帯の多くが単身世帯であるため、引き続き民生委員や高齢者福祉関係者等との連携による見守りや健康管理を中心とした支援を行っていく必要があります。

また、身体的・精神的な障がいがないにもかかわらず仕事に就けていない受給者に対しては、ハローワーク等と連携して、早期自立に向けて就労支援を行っています。

（表１）　保護世帯及び保護人員の動向

（各年度福祉行政報告例3月速報値）

	令和元年度	令和2年度	令和2年度	令和4年度	令和5年度
保 護 世 帯	1,586　世帯	1,572　世帯	1,560　世帯	1,602　世帯	1,552　世帯
保 護 人 員	1,883　人	1,858　人	1,835　人	1,884　人	1,793　人
保　護　率	8.0　‰	7.8　‰	7.8　‰	7.9　‰	7.6　‰
県の保護率	5.4　‰	5.4　‰	5.5　‰	5.4　‰	5.4　‰
国の保護率	16.4　‰	16.4　‰	16.3　‰	16.3　‰	16.3　‰

（表２）　保護世帯の世帯類型

（令和5年3月31日現在）

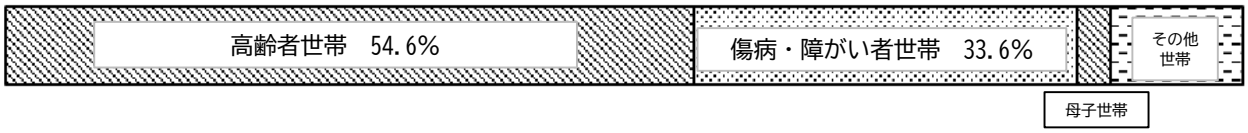

保護の内容をみると、扶助額全体のなかで医療費の占める割合が46.7%となっています。

（表３）　扶助費の内容

（単位 千円）

年度	総　額	生活扶助費	住宅扶助費	教育扶助費	介護扶助費	医療扶助費	施設事務費	その他
30	3,187,886	934,334	480,908	8,148	106,533	1,514,955	134,400	8,608
元	3,314,576	914,411	485,442	7,178	86,915	1,681,905	131,660	7,065
2	3,129,943	876,568	480,920	5,757	81,067	1,535,609	141,072	8,950
3	2,963,921	835,422	461,573	4,996	74,176	1,418,205	163,606	5,943
4	3,008,542	854,564	469,685	4,975	64,187	1,426,793	178,753	9,585
5	2,920,550	835,843	466,359	4,687	63,820	1,366,436	175,205	8,200

（２）生活保護事務の運営状況

○ 電算処理による事務の効率化

多種多様な生活相談に対して、面接相談員を配置して対応しています。特に、保護に至らなかった相談者には、資産、稼働能力、他法他施策の活用等を懇切丁寧に助言、生活困窮者自立相談支援機関（まいさぽ松本、まいさぽとまり木松本）へ引き継ぐなど連携を強化して対応をしています。

○ 子どもの学習支援の充実

子ども支援員を配置し、家庭の経済的貧困を理由として学習機会に恵まれず基礎学力を取得できなかった小中学生及び保護者を対象に個別に訪問し、学習支援を行っています。

○　就労支援の充実

平成18年4月から国庫補助による就労支援員（会計年度任用職員）を配置し、ハローワークやケースワーカーと連携しながら、実情に応じた継続的かつきめ細やかな就労支援を行い、被保護世帯の早期の自立を支援しています。

○　健康管理支援の充実

令和２年度からの新規事業（被保護者健康管理支援事業）で、保健師及び管理栄養士を配置し、被保護者のレセプト及び健診データに基づいて保健指導対象者を抽出し、受診行動適正化を図り、生活習慣病の発症予防や重症化予防を推進しています。

○ 特別事業の実施

生活保護業務の充実を図るため、国庫補助による特別事業に取り組んでいます。

・医療扶助適正化等事業
・収入資産状況把握等充実事業
・扶養義務調査等充実事業

○ 生活困窮相談（令和５年度に市民相談課から移管）

松本市生活就労支援センター「まいさぽ松本」及び「まいさぽとまり木松本」に委託し、経済的に困窮している方や社会的に孤立している方の早期発見に取組むとともに、庁内連携の強化により関係機関と連携しながら伴走型の支援を行っています。

ア　扶助別世帯人員（令和５年度末）

区　分	生活扶助		住宅扶助		教育扶助		介護扶助	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
延　数	15,705	18,354	15,841	18,485	330	498	4,146	4,227

区　分	医療扶助		出産扶助		生業扶助		葬祭扶助		合計	
	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員	世帯	人員
延　数	16,533	18,763	2	2	248	267	28	28	52,833	60,624

イ　世帯類型別被保護世帯数（年度末）

年度	実数						割合			
	高齢者世帯	傷病障がい者世帯	母子世帯	その他の世帯	計	停止中の世帯	高齢者世帯	傷病障がい者世帯	母子世帯	その他 %
25	676	540	60	202	1,478	9	45.7	36.5	4.1	13.7
26	745	543	60	205	1,553	3	48.0	35.0	3.9	13.1
27	796	561	51	175	1,583	13	50.3	35.4	3.2	11.1
28	863	547	46	147	1,603	5	53.8	34.1	2.9	9.2
29	887	551	38	132	1,608	16	55.1	34.3	2.5	8.1
30	890	529	36	125	1,580	12	56.3	33.5	2.3	7.9
元	900	510	39	137	1,586	9	56.7	32.2	2.5	8.6
2	874	487	43	168	1,572	25	55.6	31.0	2.7	10.7
3	870	475	38	177	1,560	14	55.8	30.4	2.4	11.4
4	873	504	38	187	1,602	12	54.5	31.5	2.3	11.7
5	848	522	23	159	1,552	12	54.6	33.6	1.5	10.3

ウ 面接相談状況等

年度	生活保護相談	法外援護	行旅病人	行旅死亡人	計
23	911	33	2	0	946
24	875	28	2	1	906
25	682	25	2	1	710
26	779	23	3	2	807
27	611	25	1	2	639
28	559	11	0	1	571
29	598	4	0	0	602
30	579	2	0	0	581
元	540	4	0	0	544
2	600	4	0	0	604
3	609	9	0	0	618
4	730	10	0	1	741
5	692	11	0	2	705

オ 生活保護年度別経理状況

扶助費	令和３年度（実績）				令和
	人員	扶助費	割合	前年増減比	人員
生活扶助	18,524 延人	835,422 千円	28.19 %	△ 4.4 %	18,827 延人
住宅扶助	18,609	461,573	15.57	△ 4.0	18,767
教育扶助	528	4,996	0.17	△ 13.2	510
介護扶助	4,386	74,176	2.50	△ 8.5	4,273
医療扶助	17,989	1,418,205	47.85	△ 7.6	18,393
出産扶助	3	301	0.01	△ 29.2	3
生業扶助	326	3,499	0.12	△ 22.7	309
葬祭扶助	16	1,543	0.05	△ 50.4	37
施設事務費	815	163,606	5.52	7.7	1,065
就労自立給付金	15	600	0.02	109.8	11
進学準備給付金	0	0	0.00	△ 100.0	4
合計	61,211	2,963,921	100.00	△ 5.6	62,199

カ 基準生活費

２級地－１		標準４人世帯		標準３人世帯		高齢者世帯	
		35才男、30才女、9才子、4才子		33才男、29才女、4才子		72才男、67才女	
		4年4月	5年4月	4年4月	5年4月	4年4月	5年4月
生活費（各種加算含まず）		155,450	155,450	137,170	137,170	112,190	112,190
教育費		3,680	3,680	—	—	—	—
住宅費		実費	実費	実費	実費	実費	実費
冬季加算（11月時点）		13,000	13,000	12,030	12,030	10,590	10,590
期末一時扶助（12月時点）		24,340	24,340	21,640	21,640	21,000	21,000
母子加算		—	—	—	—	—	—
合計	5月～10月	954,780	954,780	823,020	823,020	673,140	673,140
	11月～4月	860,650	860,650	746,000	746,000	613,900	613,900
	12月	196,470	196,470	170,840	170,840	143,780	143,780
年間計		2,011,900	2,011,900	1,739,860	1,739,860	1,430,820	1,430,820

エ 保護の申請等の状況

年度	申請	開始	却下	取下げ	停止	廃止
23	366	287	18	65	165	237
24	411	296	20	91	134	256
25	360	233	25	99	119	256
26	375	273	26	78	84	197
27	309	241	20	51	59	205
28	261	212	19	34	32	190
29	270	209	28	20	125	210
30	262	221	24	17	169	244
元	258	217	23	18	182	225
2	309	243	43	23	146	262
3	304	250	30	24	169	243
4	355	287	44	24	174	264
5	316	249	43	24	130	306

（停止については延件数）

４　年　度　（実　績）			令　和　５　年　度　（実　績）			
扶助費	割合	前年増減比	人員	扶助費	割合	前年増減比
854,564 千円	28.40 %	2.3 %	18,354 延人	835,763 千円	28.62 %	△ 2.2 %
469,685	15.61	1.8	18,485	466,359	15.97	△ 0.7
4,975	0.17	△ 0.4	498	4,687	0.16	△ 5.8
64,187	2.13	△ 13.5	4,227	63,820	2.19	△ 0.6
1,426,793	47.42	0.6	18,763	1,366,436	46.80	△ 4.2
346	0.01	15.0	2	149	0.01	△ 56.9
3,678	0.12	5.1	267	2,870	0.10	△ 22.0
4,189	0.14	171.5	28	3,435	0.12	△ 18.0
178,753	5.94	9.3	963	175,042	5.99	△ 2.1
371	0.01	△ 38.2	31	1,146	0.04	208.9
1,000	0.03	－	1	300	0.01	△ 70.0
3,008,541	100.00	1.5	61,619	2,920,007	100.00	△ 2.9

（令和6年3月31日現在）

高齢者単身世帯		母子世帯		備考
70才		30才女、9才子、4才子		
4年4月	5年4月	4年4月	5年4月	1. 住宅費は基準額の範囲内で実費支給 単身者の場合35,000円以内（面積に応じて減額あり） 2人～6人世帯の場合42,000円～49,000円以内 7人以上の世帯の場合55,000円以内 2. 給食費は実費支給 1カ月あたりの金額 給食ｾﾝﾀｰ 小学校　5,040円 給食ｾﾝﾀｰ 中学校　5,940円 鉢盛中学校　6,000円 松本養護、寿台養護学校　7,600円
69,530	69,530	136,000	136,000	
—	—	3,680	3,680	
実費	実費	実費	実費	
7,460	4,760	12,030	12,030	
12,880	12,880	21,640	21,640	
—	—	21,800	21,800	
417,180	417,180	968,880	968,880	
384,950	384,950	867,550	867,550	
89,870	89,870	195,150	195,150	
892,000	892,000	2,031,580	2,031,580	

（３）各種減免（免除)等制度

名称目的	準拠法	開始時期	要　　件
税　金　の　減　免	松本市市税条例 (第24条-1-(1)) 松本市市税条例 (第65条-1-(1)) 松本市市税条例 (第84条-1-(2))	S26.1.1 S34.4.1 S34.4.1	市民税 生活保護法の規定による生活扶助を受けているもの 固定資産税 貧困により生活のため公私の扶助を受けている者の所有する固定資産 軽自動車税 貧困により生活保護法の規定による扶助等公私の扶助を受けることとなったとき
国民年金保険料の免除	国民年金法 (第89条-2) (第90条-1-2)	S34.11.1 S34.11.1	1.法定免除 生活保護法による生活扶助受給期間 2.申請免除 生活保護法による生活扶助以外の扶助受給期間
し尿汲取手数料の補助	松本市し尿汲取料金補助要綱（第2条）	S50.1.1	生活保護の適用を受けている者
葬祭施設の使用料の減免	松本市葬祭条例施行規則（第4条-4）	S45.4.1	生活保護法に規定する保護を受けている者
ＮＨＫ放送受信料の減免	日本放送協会放送受信料免除基準(第1項(3))	S43.4.1	同　上
水洗便所設置費用の補助	松本市生活扶助世帯公共下水道接続工事費補助金交付要綱（第3条）	H10.4.1	同　上
一般廃棄物処理手数料の減免	松本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（第16条）	S47.4.1	生活保護法の適用を受けている者

（４）生活保護支援基金による貸付

平成21年10月から生活保護支援基金を設け、以下の条件にあてはまる方に対して、生活資金等の貸し付けを行うことができるようになりました。

対象となる方は、松本市福祉事務所において保護の開始申請を行っている方で、保護申請に基づき保護の開始が見込まれ、保護金品の支給を受けるまでの間に緊急に資金が必要な方です。

○貸付額

生活費　　生活保護法に定める1か月分の生活費を上限に必要な額

住宅費　　生活保護法に定める1か月分の住宅費を上限に必要な額

ただし、敷金等を必要とする場合は住宅費基準額の3倍を上限に必要な額

（令和6年4月1日現在）

申請手続		給付内容	備　　考
申請先	必要書類		
市民税課	減免申請書に証明書を添付	免　除	
資産税課	〃	〃	
市民税課	〃	〃	
市民課	申請書は市民課	〃	
環境保全課	申請書は環境保全課	補　助	
葬祭センター	申請書は生活福祉課に備付	減　免	
NHK長野放送局営業部	〃	免　除	
上下水道局営業課	申請書は営業課	補　助	
環境業務課	申請書は環境業務課	減　免	事前に担当課へ連絡してください。

（５）生活困窮者自立支援事業

生活保護に至る前段階の自立支援策の推進を目的とし、本市では以下の事業を実施しています。

ア　必須事業

○自立相談支援事業

（松本市社会福祉協議会(まいさぽ松本)及びNPO法人サポートセンターとまり木へ業務委託）

相談者とともに課題の整理と支援計画の策定をしたのち、関係機関と調整しながら伴走型の支援をします。

○住居確保給付金

離職・廃業から2年以内または、自身の責めに帰すべき理由や自身の都合によらない理由で仕事が減少したことにより、離職や廃業と同等の状態にある方で、住居を失うおそれがある相談者の求職活動等を支えるために家賃相当額を有期で支給します。

○生活困窮者支援等のための地域づくり事業（令和５年度新規）

重層的支援体制整備事業の必須分野である生活困窮分野に位置づけ、孤独・孤立化しやすい生活困窮者が過ごせる居場所の確保や相談会を定期的に行う市内団体の事業に対し、補助金を交付します。

イ　任意事業

○就労準備支援事業（労働協同組合ワーカーズコープながのへ業務委託）

直ちには一般就職が困難な相談者に対して、就労に必要な基礎能力の習得を支援します。

○一時生活支援事業

住居喪失者に対して、緊急一時的に宿泊場所の供与、食事の提供をします。

○家計改善支援事業（松本市社会福祉協議会へ業務委託）

生活の再建や困窮状態の予防のために、中・長期的な家計管理能力の習得を支援します。

○子どもの学習・生活支援事業

生活保護受給世帯を訪問し、児童・生徒の学習支援や保護者からの養育相談に応じます。

○地域居住支援事業（NPO法人サポートセンターとまり木へ業務委託）

安定した住居を持たない生活困窮者に対し、居住に関する相談のほか、入居可能な民間賃貸住宅情報の提供や入居後の生活支援活動を実施します。

3　障がい者（児）の福祉

	事業名	担当	ページ
障がい者（児）の福祉	身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳交付	（18歳以上）障がい福祉課 西部福祉課 （18歳未満）こども福祉課	26
	居宅介護（ホームヘルプサービス）/重度訪問介護		
	行動援護/重度障害者等包括支援		
	短期入所（ショートステイ）/同行援護		
	療養介護/生活介護/施設入所支援		
各種制度	自立訓練（機能訓練・生活訓練）		28
	就労移行支援/就労継続支援		
	共同生活援助（グループホーム）		
	計画相談支援/地域移行支援/地域定着支援		
	補装具費の支給		
	自立支援医療の給付		
	障がい者相談支援センター	障がい福祉課	
	手話通訳者・要約筆記者派遣事業		
	重度身体障害者日常生活用具給付事業		
	移動支援/地域活動支援センター	（18歳以上）障がい福祉課 西部福祉課 （18歳未満）こども福祉課	30
	訪問入浴/日中一時支援		
	身体障害者運転免許取得助成事業		
	身体障害者用自動車改造費助成事業		
	重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業		
	重度心身障害者（児）タクシー利用料金助成事業		
	身体障害者住宅整備事業		
	強度行動障害者住宅整備事業		
	強度行動障害者に対応するための施設改修事業		
	福祉理美容料金助成事業		
	在宅心身障害児（者）タイムケア事業		
	身体障害者福祉電話設置事業		
	補助犬の給付・補助犬飼育助成事業		32
	視覚障害者社会生活訓練事業		
	障がい者スポーツ大会		
	点字広報発行事業/声の広報発行事業		
	通所・通園等推進事業		
	聴覚障害者と学ぶ成人学校事業	中央公民館	
	身体障害者相談員設置事業	障がい福祉課	
	ろうあ者相談事業	県聴覚障害者協会	
	心身障害者扶養共済	障がい福祉課	
	心身障害児激励行事補助事業	松本市社会福祉協議会	
	児童発達支援事業（未就学児童）	こども福祉課	34
	放課後等デイサービス事業（就学児童）		
	障害児通園施設療育支援事業		
	インクルーシブセンター事業	こども発達支援課	
	松本おもちゃ図書館運営	松本おもちゃ図書館	
	旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引	（18歳以上）障がい福祉課 西部福祉課 （18歳未満）こども福祉課	
	航空運賃割引事業		36
	有料道路通行料及び一般自動車道使用料金の優遇措置		
	駐車禁止規則の適用除外	警察署	
減免事業	ＮＨＫ放送受信料の減免	障がい福祉課	36
	税金の控除		
	自動車税等の減免		
	くみとり料金の減免	環境業務課	

（1）現状

ア 障がい者施策の状況

国は、平成15年度に「障害者基本計画」を策定して以降、ノーマライゼーションの理念のもと、障がい者の社会参加と自立を促進する施策を進めてきました。平成18年には、現在の障害福祉サービスの基盤となる「障害者自立支援法」を施行、身体・知的・精神の障がいを総合的に支援する施策を進め、更には、平成25年に「障害者総合支援法」へと改正を行い、障がい者一人ひとりの状況に応じた障害福祉サービスの提供が図れる制度を構築してきました。

近年、障害者基本法の改正や新たな関連法の施行及び制度改革に伴い、障がい者を取り巻く環境は大きく変化し、障害福祉サービス利用者の大幅な増加や、障がいのある人の地域生活への移行等が進められています。このような状況の中、障がいのある人やその家族が抱えている不安や心配ごとを取り除き、住み慣れた地域で安心して生活できるまちづくりを推進していくため、「第4次松本市障がい者計画」（令和4年～令和8年）に基づき、①包括的相談支援体制の整備②重度障がい児（者）支援の充実③就労支援の充実を重点施策に位置づけ、「一人ひとりが尊重され　互いに支え合い　認め合える共生のまち」を目指し、障がい者の視点に立った施策を、市民や関係機関と連携して進めていきます。

イ 身体障がい者の状況

身体障害者手帳交付者の推移　（各年度3月31日現在）

年度	視覚	人	内部	人	聴覚・言語・平衡	人	上下肢・体幹	人	合　計	人	うち、65歳以上	人
		%		%		%		%		%		%
2	568	人	3,538	人	745	人	4,853	人	9,704	人	7,377	人
	5.9	%	36.4	%	7.7	%	50.0	%	100.0	%	76.1	%
3	573	人	3,583	人	739	人	4,708	人	9,603	人	7,322	人
	6.0	%	37.3	%	7.7	%	49.0	%	100.0	%	76.8	%
4	584	人	3,596	人	727	人	4,591	人	9,498	人	7,229	人
	6.1	%	37.9	%	7.7	%	48.3	%	100.0	%	76.1	%
5	575	人	3,492	人	702	人	4,275	人	9,044	人	6,873	人
	6.4	%	38.6	%	7.7	%	47.3	%	100.0	%	76.0	%

ウ 知的障がい者(児）の状況

療育手帳交付者の推移　（各年度3月31日現在）　（人）

年度	18歳未満　（人）				18歳以上　（人）				合　計　（人）			
	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計	重度	中度	軽度	計
2	127	91	280	498	546	487	581	1,614	673	578	861	2,112
3	131	94	272	497	558	499	637	1,694	689	593	909	2,191
4	129	97	276	502	568	514	672	1,754	697	611	948	2,256
5	129	105	281	515	564	514	691	1,769	693	619	972	2,284

エ 精神障がい者の状況

自立支援医療、精神障害者保健福祉手帳交付者の推移（各年度3月31日現在）　（人）

年度	自立支援医療（精神通院医療費助成）	精神障害者保健福祉手帳交付者数			
		1級	2級	3級	合　計
2	4,978	1,193	1,481	241	2,915
3	5,060	1,248	1,637	264	3,149
4	5,235	1,274	1,814	285	3,373
5	5,358	1,300	1,950	285	3,535

（２）障害福祉サービスの概要

障がい者が、住み慣れた地域で自立生活ができるよう、各種福祉サービスを提供しています。

ア　障害者総合支援法について

・『自立支援給付』は、国が対象者の要件、事業者の報酬等を定めているサービスで、「介護給付」を行うものと、「訓練等」を行うものがあります。
・『地域生活支援事業』は、自立支援給付を補完し、地域の実情等を踏まえて各市町村が実施方法を定めて実施する事業です。

イ　障がい者（児）福祉制度の仕組み

①自立支援給付事業（※全国共通の基準で実施しているサービス）

【介護給付】

■居宅介護（ホームヘルプ）	訪問系
■重度訪問介護	訪問系
■同行援護	訪問系
■行動援護	訪問系
■重度障害者等包括支援	訪問系
■短期入所（ショートステイ）	日中活動系
■療養介護	日中活動系
■生活介護	日中活動系
■施設入所支援	居住系

【補装具費の支給】

【相談支援給付】
■計画相談支援（サービス等利用計画作成）
■障害児相談支援（サービス等利用計画作成）
■地域相談支援（地域移行・地域定着）

【訓練等給付】

■自立訓練	日中活動系
■就労移行支援	日中活動系
■就労継続支援	日中活動系
■共同生活援助（グループホーム）	居住系
■就労定着支援	日中活動系
■自立生活援助	居住系

【自立支援医療】
■更生医療
■育成医療
■精神通院医療

【障害児通所給付】

■児童発達支援	日中活動系
■放課後等デイサービス	日中活動系
■保育所等訪問支援	日中活動系
■居宅訪問型児童発達支援	日中活動系

②地域生活支援事業（※自立支援給付を補完する事業として実施しているサービス）

【必須事業】
■相談支援事業
■意思疎通支援（手話通訳者派遣等）
■手話奉仕員養成研修事業
■日常生活用具給付等事業
■移動支援事業（ガイドヘルプ）
■地域活動支援センター
■成年後見制度利用支援事業

【選択事業】
■訪問入浴サービス
■生活訓練等
■日中一時支援
■点字・声の広報等発行
■自動車運転免許取得・改造助成　ほか

③その他在宅支援事業（※在宅生活を支えるための障がい者及び介護者を支援するサービス）

■タイムケア（県・市）　■住宅整備事業（市）　■心身障害者扶養共済年金（県・市）
■通所通園等推進事業（市）　■タクシー利用料金・自動車燃料費助成事業（市）
■１００円バス事業（市）　■有料道路通行料金の割引（民間）
■自動車税減免　■ＮＨＫ受信料減免等　■各種手当制度（国・市）

（３） 難病患者等の状況

平成25年4月から施行された「障害者総合支援法」では、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい者の定義に「難病等（治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって政令で定めるものによる障がいの程度が厚生労働大臣が定める程度である者）」が追加され、障害福祉サービス等の対象となりました。

なお、障害者総合支援法における難病等の範囲は、369疾患（令和6年4月から）とされています。

（４） 障がい者福祉に関する主な市単独事業（6年度）

（単位 千円）

事　業　名	事　業　の　概　要	予算額
・自動車燃料費助成事業	重度障がい者で自動車税、軽自動車税の減免を受けている者に燃料費の助成	12,489
・タクシー利用料金助成事業	重度障がい者にタクシー料金を助成	8,254
・福祉理美容料金助成事業	重度障がい者で常に横臥する状態の者で外出することが困難な者に理美容料金の助成	150
・身体障害者補助犬飼育助成事業	飼育管理費の負担軽減により日常生活と社会参加を支援し、補助犬の普及を図るもの	110
・身体障害者相談員活動費補助	松本市身体障害者相談員連絡協議会の活動を補助するもの	370
・心身障害者扶養共済掛金補助	共済掛金の一部を補助するもの	420
・おもちゃ図書館運営事業	機能回復訓練等のためにおもちゃを貸し出すもの（委託料）	360
・特定疾患患者見舞金　（P86）	特定疾患患者の経済的、精神的負担の軽減を図るため、見舞金を支給するもの	25,160
・心身障害者福祉手当　（P106）	心身障がい者に手当を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図るもの （11月1日現在の年齢、障がいの程度等により支給）	142,990

（５）主な事業の実績

ア 補装具交付修理事業

年度	交付		修理		合計		伸率
	件数	金額（円）	件数	金額（円）	件数	金額（円）	
2	214	28,199,314	201	6,851,557	415	35,050,871	0.74
3	252	35,048,351	185	9,841,573	437	44,889,924	1.28
4	228	36,391,781	165	7,642,702	393	44,034,483	0.98
5	225	30,708,305	168	6,151,857	393	36,860,162	0.84

イ 自立支援医療（更生医療）給付事業

年度	人員	レセプト件数	公費負担金額（円）	伸率
2	289	2,619	324,846,417	1.01
3	294	2,495	289,924,826	0.89
4	255	2,687	274,347,022	0.95
5	254	2,418	258,709,828	0.94

ウ 日常生活用具給付事業

年度	件数	金額（円）	伸率
2	5,151	57,813,821	1.03
3	5,146	62,211,584	1.08
4	5,500	60,015,183	0.96
5	5,610	60,257,291	1.00

エ タクシー利用料金助成事業

年度	人員	利用枚数	金額（円）	伸率
3	908	11,943	8,360,100	0.97
4	881	11,413	7,989,100	0.96
5	811	10,417	7,291,900	0.91

オ 自動車燃料費助成事業

年度	人員	金額（円）	伸率
3	649	10,481,776	1.06
4	682	10,884,227	1.04
5	700	11,340,410	1.04

カ 手話通訳者、要約筆記奉仕員派遣事業

年度	手話通訳者		要約筆記奉仕員		合計		伸率
	回数	金額（円）	回数	金額（円）	回数	金額（円）	
3	1,184	4,313,370	164	829,190	1,348	5,142,560	1.33
4	1,290	4,957,386	193	1,032,261	1,483	5,989,647	1.17
5	1,312	5,073,517	187	1,172,616	1,499	6,246,133	1.04

（６）各種制度

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
身体障害者手帳交付	身体障がい者の自立と社会経済活動への参加の促進、身体障がい者の援助及び必要に応じて保護し福祉の増進を図るため該当者に手帳を交付する。	身体障害者福祉法（法第4条）	S24.4.1	1. 身体障害者等級表に掲げる身体上の障がいがある者 2. 15才以下の者も含む （保護者が申請する）
療育手帳交付	知的障がい者（児）の更生を援助し、更生のための指導、相談、援護措置を受けやすくし、障がい者の生活の安定、福祉の向上を図る。	療育手帳制度要綱	S45.12 S50年度に現行手帳に改訂	児童相談所又は知的障害者更生相談所で知的障がい児（者）と判定された者
精神障害者保健福祉手帳交付	精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、精神障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（法第45条）	H7.10.1	精神障がいのため日常生活や社会生活への制約がある者
居宅介護（ホームヘルプ）	障がいのある人が居宅において日常生活が営むことができるよう家事、介護等の援助を行い、障がい者（児）の生活の安定を図る。	障害者総合支援法（法第28条）	H18.10.1	・障害支援区分１以上 ・障がい児にあってはこれに相当する心身の状態 ・身体介護を伴う通院介助は、障害支援区分２以上で、一定の認定調査項目に該当
重度訪問介護	重度の肢体不自由者で、常に介護が必要な方に、自宅で日常生活の介護、外出時の移動支援を総合的に行う。			・障害支援区分４以上 ・二肢以上に麻痺等がある ・一定の認定調査項目に該当
行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な障がい者に、行動時の危険回避に必要な援護や外出時の移動の補助等を行う。			・障害支援区分３以上 ・認定調査項目のうち行動関連項目（１１項目）等の合計点数が１０点以上 ・障がい児にあってはこれに相当する心身の状態
重度障害者等包括支援	常時介護を要する障がい者等であって、介護の必要の程度が著しく高い者に、居宅介護等の障害福祉サービスを包括的に行う。			・障害支援区分６ ・障がい児にあっては区分６に相当する心身の状態 ・一定の認定調査項目に該当
短期入所（ショートステイ）	在宅の重度障がい者（児）で介護者（保護者）が一時的に介護できないときに、施設で介護を行う。			・障害支援区分１以上 ・障がい児は障がいの程度に応じて厚生労働大臣が定める区分における区分１以上
同行援護	視覚障がいにより移動に著しい困難な障がい者等に、外出時の移動の援護や必要な援助を行う。		H30.4.1	・同行援護アセスメント調査表により一定以上の点数
療養介護	医療を要する障がい者であって常時介護が必要な者に、主として昼間、病院において機能訓練等を行う。		H18.10.1	・ALS患者等人工呼吸器装着者で、障害支援区分６の者 ・筋ジストロフィー又は重症心身障がい者で、障害支援区分５以上の者
生活介護	障害者支援施設等で、主として昼間に入浴・排泄・食事の介護を受けたり、創作活動・生産活動を行う。			・５０歳未満は障害支援区分３（施設入所支援利用者は区分４）以上 ・５０歳以上は障害支援区分２（施設入所支援利用者は区分３）以上
施設入所支援	施設に入所する障がい者に対し、主として夜間に入浴、排泄、食事の介護等を行う。			・生活介護受給者 ・５０歳未満は障害支援区分４以上 ・５０歳以上は障害支援区分３以上

申請手続		内　容	方　法	交付時期	備　　考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/西部福祉課/こども福祉課	身体障害者手帳交付申請書 県知事・松本市長等が指定する医師の診断書			通　年	
障がい福祉課/西部福祉課/こども福祉課 経　由 県知事	療育手帳交付申請書				
	精神障害者保健福祉手帳交付申請書 医師の診断書				
障がい福祉課/西部福祉課/こども福祉課	申請書	身体介護 家事援助 通院介助 通院等乗降介助			５年度の状況 ・延べ利用人数　　5,672人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　77人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　1,054人
		居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・生活介護・短期入所・共同生活介護・自立訓練・就労移行支援・就労継続支援を包括的に提供			５年度の状況 ・延べ利用人数　　33人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　808人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　1,036人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　647人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　6,246人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　2,541人

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
自立訓練（機能訓練・生活訓練・自立生活援助）	通所施設又は自宅において、理学療法・作業療法等リハビリや、入浴・排泄・食事等日常生活に必要な訓練を行う。	障害者総合支援法（法第28条）	H18.10.1 自立生活援助 就労定着支援 （H30.4.1）	・機能訓練は地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体障がい者 ・生活訓練は地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要 ・自立生活援助は地域生活を送る上での問題に対する支援が見込めない障がい者
就労移行支援	一般就労が可能と見込まれる障がい者が、通所による生産活動等を通じて、就労に必要な知識・能力の向上を図る。			就職を希望する65歳未満の障がい者
就労継続支援	主に就労することが困難な在宅障がい者等が、通所の方法により､障がいの特性に応じた作業訓練・生活指導等を行い､社会的更生を図る。			・就労経験がある者が、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった者 ・就労移行支援事業を利用した結果、企業等の雇用に結びつかなかった者
就労定着支援	就労移行支援等を利用して、通常の事業所に新たに雇用された障がい者に対して、相談、指導及び助言等の必要な支援を行い、就労の継続を図る。			就労移行支援等を利用した後、通常の事業所に新たに雇用された障がい者であって、就労を継続している期間が６月を経過した障がい者
共同生活援助（グループホーム）	地域で共同生活を営むのに支障のない障がい者で、主として夜間に相談等日常生活上の援助を行う。			・ケアホームとの一元化により、区分の要件は撤廃
計画相談支援	障がい者（児）の心身の状況や生活環境を勘案したサービス等利用計画を作成し、一定期間ごとモニタリングを行う。	障害者総合支援法（法第51条）	H24.4.1	・障害福祉サービス利用者 ・地域移行支援・地域定着支援利用者
地域移行支援	施設や精神科病院等へ入所・入院している障がい者が、地域で生活できるよう住居の確保や地域移行のための活動を支援する。			・障害者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設、療養介護を行う病院に入所している障がい者 ・精神科病院に入院している精神障がい者
地域定着支援	地域生活を継続していくための常時の連絡体制を確保し、障がい特性に起因して生じた緊急事態等に必要な支援を行う。			・単身在宅者のため緊急時の支援が見込めない障がい者 ・家族と同居していても、家族等が障がい・病気等のため家族等による緊急時の支援が見込めない障がい者
補装具費の支給	障がいを補うための用具の交付、修理。	障害者総合支援法（法第76条）	（S47） H18.10.1	給付の判定 ・県立総合リハビリテーションセンター更生相談室 長野市下駒沢（TEL026-296-3953） ・嘱託医
自立支援医療（更生医療）の給付	障がいを取り除いたり軽くするための医療の給付。	障害者総合支援法（法第58条）	（S24.4.1） H18.4.1	給付の判定 県立総合リハビリテーションセンター更生相談室 長野市下駒沢（TEL026－296-3953）
自立支援医療（精神通院医療）	精神疾患を有する者の通院医療費の補助。		（H7.7.1） H18.4.1	病院または診療所に通院し、精神障がいの医療を受ける者
障がい者相談支援センター	障がい者に対して、在宅福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活を高めるための支援、ピアカウンセリング・介護相談及び情報提供等を総合的に行うことにより、障がい者の地域における生活を支援し、障がい者の自立と社会参加を促進する。	障害者総合支援法（法第77条）	H18.4.1	障がい者と障がい者の家族、関係者等
手話通訳者派遣事業	聴覚障がい者等が、官公庁・病院・学校等に所用が生じた時、手話通訳者・要約筆記者を派遣し意思の疎通を図る。		（S50） H18.10.1	聴覚・言語機能・音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることが困難な障がい者
要約筆記派遣事業			（H元） H18.10.1	
重度身体障害者日常生活用具給付事業	在宅の重度身体障がい者に対し浴槽等の日常生活用具を給付または貸与することにより、日常生活の便宜を図る。		（S47） H18.10.1	身障手帳1級及び2級該当者 （一部等級制限のないものがあります）

申請手続		内　容	方　法	交付時期	備　　考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/西部福祉課/こども福祉課	申請書			通年	５年度の状況 ・延べ利用人数　　269人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　973人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　10,229人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　318人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　3,738人
					5年度の状況 ・延べ利用人数　　7,151人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　0人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　93人
	申請書 見積書 医師意見書 （品目による）	補聴器、義手、義足、装具、車椅子、電動車椅子、歩行補助杖等			(5)主な事業の実績 P25 ア 補装具交付修理事業 参照
	申請書 医師の診断書 被保険者証写し				(5)主な事業の実績 P25 イ 自立支援医療(更生医療)給付事業 参照
障がい者相談支援センターあいほっと ケ・セラ社会福祉士事務所 障害者相談支援センター中信 相談支援センターライフアシスト			無料		
障がい福祉課	申請書				(5)主な事業の実績 P25 カ 手話通訳者、要約筆記奉仕員派遣事業 参照
障がい福祉課/こども福祉課	申請書	視覚障害者用テープレコーダー、視覚障害者用時計、ファックス、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、文字放送デコーダー、ネブライザー（吸入器）、スマト用装具等			(5)主な事業の実績 P25 ウ 日常生活用具給付事業 参照

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
移動支援	屋外での移動が困難な障がい者等に対して、屋外での移動及び外出先での見守り・介助等の支援を行う。	障害者総合支援法（法第77条）	(S50) H18.10.1	・重度の視覚障がい者（児） ・全身性障がい者（児） ・知的障がい者（児） ・精神障がい者（児）
地域活動支援センター	通所にて、創作的活動や生産活動、社会との交流促進を行う。		H18.10.1	・障がい者（児）
訪問入浴	家庭浴槽での入浴が困難な重度障がい者（児）の自宅に浴槽・湯を搬入し、入浴サービスを行う。		H18.10.1	・介護保険法による訪問入浴介護を受けることができない65歳未満の障がい者（児）
日中一時支援	障がい者（児）の日中における活動の場を確保し、家族の就労支援及び日中の負担軽減を図る。		H18.10.1	・障がい者（児）
身体障害者運転免許取得助成事業	運転免許の取得により、就業又は社会参加の促進を図り自立更生を援助する。		(S48.4) H18.10.1	・肢体不自由者にあっては特別な補助装置を要する者 ・肢体不自由者以外の者は４級以上（但し、内部障がい者を除く） ・前年の所得税額が8万円以下の世帯に属する障がい者
身体障害者用自動車改造費助成事業	重度の肢体不自由者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費を助成し、社会復帰の促進を図る。		(S57) H18.10.1	・肢体不自由者(2級以上) ・18才以上 ・前年の所得税課税所得金額が当該月の特別障害者手当の所得制限限度額を超えない者
重度心身障害者（児）自動車燃料費助成事業	歩行困難な重度心身障がい者(児)の社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的軽減を図る。	市要綱	H7.10	・下肢、体幹、視覚、内部障がいの1級・2級 ・療育手帳交付者Ａ1･Ａ2 ・自動車税の減免を受けていること ・障がい者本人の所得税が21,000円以下の者 ・在宅者であること
重度心身障害者（児）タクシー料金助成事業	歩行困難な重度心身障がい者(児)の社会活動の範囲を広め、その世帯の経済的軽減を図る。		S54	・下肢、体幹、視覚、内部障がいの1級・2級 ・療育手帳交付者Ａ1･Ａ2 ・障がい者本人の所得税が21,000円以下の者 ・在宅者であること
身体障害者住宅整備事業	身障者の日常生活の利便を図るための住宅等の整備改善を行う。		S44	・身障手帳（1級～6級）所持者であって、前年所得税8万円以下の世帯(４級～６級は単身世帯) ・障がい者が65歳未満であること
強度行動障害者住宅整備事業	強度行動障害者の日常生活の利便を図るための住宅等の整備改善を行う。		R4	・障害者支援区分が3以上であって、障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等の合計点数が10点以上の者 ・障がい者が65歳未満であること
強度行動障害者に対応するための施設改修事業	強度行動障害者の地域での安定した生活を支援し、介護者の負担軽減を図るため、強度行動障害者を受け入れる施設の改修を行う。		R4	・現に強度行動障害者を受け入れている事業者又は施設改修により強度行動障害者の受入れを予定している事業者
福祉理美容料金助成事業	外出困難な在宅の重度障がい者が訪問理美容を利用した場合に経費を助成する。		H8	・身障手帳1･2級で、常時横臥状態で介護の必要な者又は外出困難な者 ・65歳未満
在宅心身障害児(者)タイムケア事業	心身障がい児(者)を介護している保護者が一時的に家庭介護ができない場合､近隣･知人あるいは福祉団体に保護委託し、心身障がい児(者)の福祉の向上を図る。	県要綱	H8	在宅心身障がい児（者）の保護者が、一時的に家庭において介護できない場合
福祉電話設置事業	外出困難な在宅の身体障がい者に対し身体障害者福祉電話を貸与することにより､そのコミュニケーション等の確保を図り、その福祉を増進する。	市要綱	S50.4.1	松本市に住所を有し、現に電話を保有していない低所得世帯に属する外出困難な在宅重度の障がい者であってコミュニケーション等の手段として福祉電話の必要性が認められる者

申請手続		内　容	方　法	交付時期	備　　考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/西部福祉課/こども福祉課	申請書			通年	５年度の状況 ・延べ利用人数　　2,861人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　1,100人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　3,076人
					５年度の状況 ・延べ利用人数　　1,404人
	申請書 予備適性検査 結果通知書	訓練所要経費の2/3を助成 （限度額　10万円）			５年度の状況 実施人員　　0人
	申請書 自動車検査証 見積書 施工前写真	限度額　　10万円			５年度の状況 実施人員　　3人
	申請書 領収書	月1,400円（年16,800円以内）			(5)主な事業の実績 P25 オ 自動車燃料費助成事業 参照
	申請書	・700円の助成券を月2枚（年24枚）交付 ・じん臓障がいで人工透析の実施者は月4枚（年48枚）交付			(5)主な事業の実績 P25 エ タクシー利用料金助成事業 参照
	申請書 見積書 施工前写真	内容により20万円、70万円を限度に補助			５年度の状況 実施世帯　　2件
	申請書 見積書 施工前写真	内容により90万円を限度に補助			５年度の状況 実施世帯　　0件
	申請書 事業計画書 見積書 図面 施工前写真	補助対象障害者の受入れに必要な施設改修に要する費用の3/4を補助。 （補助限度額2,000千円）			５年度の状況 実施世帯　　1施設
	申請書	1,000円の理美容券を年18枚交付			５年度の状況 15人
		あらかじめ利用者と介護者を登録。 登録介護者（近隣･知人あるいは福祉団体）による介護サービスを受けられる。			５年度の状況 ・利用登録者　　222人
		設置工事費無料			

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
補助犬の給付	重度視覚障がい者の社会復帰と自立更生の促進を図る。	県要綱	S56	・視覚障がい者（１級） ・18才以上、県内に1年以上居住者
補助犬飼育助成事業	補助犬を使用している市民に対して飼育管理費の負担軽減を図る。	市要綱	H13	補助犬の使用者
視覚障害者社会生活訓練事業	中途失明者に対し、生活の方途を見出すため家庭に訓練指導員を派遣し、感覚訓練、点字訓練、盲人用具の使用、歩行指導等を行い、社会復帰を促進する。	県要綱	H7	在宅の重度視覚障がい者
障がい者スポーツ大会	スポーツを通じて親睦と交流を図る中で、体力の維持・増進を図り、社会参加を促進する。		S51	
点字広報発行事業	点字を読むことができる視覚障がい者に市の広報内容を点字にしてお知らせする。	障害者総合支援法（法第77条）	S44	
声の広報発行事業	点字の読めない視覚障がい者に市の広報内容等をテープによりお知らせする。		S50	
通所・通園等推進事業	心身障害児者施設入所者の保護者が帰省面会時等の有料道路代や燃料代また、施設通所者の通所経費を助成して、面会等の促進と福祉の増進を図る。	市要綱	S62.4	1.施設入所児者の面会帰省時の有料道路代 2.障害児施設帰省時のガソリン代 3.通所施設通所時のガソリン代・定期代
聴覚障害者と学ぶ成人学校事業	聴覚障がい者が多様化した現代社会の中で、自立した文化的な生活を営むための学習。		S47	
身体障害者相談員設置事業	身体障がい者及び知的障がい者の更生援護に関する相談を受け、必要な指導、助言等にあたり、身体障がい者及び知的障がい者の福祉の増進を図る。	身体障害者福祉法第12条の3第13条市要綱	S53	
ろうあ者相談事業	ろうあ者の各種の相談に応じて、必要な助言、指導を行うことにより、ろうあ者の福祉の増進を図る。	県要綱	S60	
心身障害者扶養共済	心身障がい者の保護者の相互扶助により保護者の死後又は重度障がいを受けたとき、年金を支給し、障がい者の生活の安定と福祉の増進を図る。	長野県心身障害者扶養共済制度条例	S44.4	障がいのある方を現に扶養している65歳未満の保護者
心身障害児激励行事補助事業	心身障がい児と保護者の交流と激励の場を設定し、福祉の向上を図る。	県要綱	S47	心身障がい児(者)並びに保護者 （年1回のバス日帰り旅行）

申請手続		内　容	方　法	交付時期	備　　考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/西部福祉課/こども福祉課	申請書	盲導犬、聴導犬、介助犬を利用するため、訓練施設で歩行指導訓練を行い適格者に給付		通年	５年度末の給付状況 ・盲導犬　2件
		補助犬の使用者に飼育管理費を助成するもの。 3,000円／月×12月＝36,000円			５年度末の給付状況　3件
	申請書				
				年1回	
		月1回　年12回発行			視覚障害者福祉協会に委託
障がい福祉課/こども福祉課	備付の申請書 施設の証明書 有料道路領収書	・有料道路通行料の1/2 ・ガソリン代2,000円超過額の1/2 ・定期代2,000円超過額の1/2 （限度額2,000円）			５年度の状況 ・有料道路補助　0人 ・通所代補助　14人
		第２・第４木曜日開催　全10回			中央公民館主催
障がい福祉課		無料		通年	５年度 ・市障害者相談員　24人
直接申し込み（県下2ヶ所） 中南信地区　長野県聴覚障害者協会　　松本市聴覚障害者協会				週2回	
障がい福祉課	1.加入申込書 2.加入申込者告知書 3.加入等申込者及びその扶養する心身障害者の住民票の写し 4.障害証明書 ※特約、口数追加の場合は2の書類のみ		（掛金）加入時の年齢によって異なる （減免）課税状況により掛金の減免制度あり （給付金）加入期間に応じ、年金給付金、弔慰金、脱退一時金を支給	年1回	５年度の状況 ・加入者数　62人 ・補助金対象者数　5人
市社会福祉協議会				年1回	市社会福祉協議会へ委託

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
児童発達支援事業（未就学児童）	障がい児が施設に通い、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練を行い、成長や発達の促進を図る。	児童福祉法	H24.4.1	市内に居住する身体障害者手帳又は療育手帳を持っている児及びこれと同程度の障がい児
放課後等デイサービス事業（就学児童）	学校通学中の障がい児に対して、放課後や夏休み等の長期休暇中において、生活能力向上のための訓練等を継続的に行い、障がい児の自立の促進を図る。			
障害児通園施設療育支援事業	障害児通園施設を利用する障がい児の利用者負担を軽減することにより、障がい児の早期療育の機会を確保するとともに、子育て支援の充実を図る。	市要綱	H24.4.1	就学前児童が２人以上いる世帯で、一人が保育所等に通所し、もう一人が障がい児で、児童発達支援事業を利用している児童がいる世帯
インクルーシブセンター事業	発達障がい児、医療的ケア児、小児慢性特定疾病児等を継続して総合的に支援する。 ・保育園・幼稚園・学校等への巡回支援 ・相談窓口 ・まつもとふたばネットワーク（電子@連絡帳） ・あそびの教室、ペアレントトレーニング ・教育相談	発達障害者支援法	H22.4.1 S60.4（あそびの教室）	市内に居住する発達障がいや発達に心配のある児童と、医療的ケアが必要な児童や小児慢性特定疾病の児童とその保護者及び支援者
松本おもちゃ図書館運営	障がいのある児童の発達に応じたおもちゃ類を貸し出し、成長を促す。		S56.11.19	市内に居住する障がいのある児童（一般の利用も可）
旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引［身体障害者］	旅客運賃割引により身体障害者福祉の増進を図る。	旅客会社規則身体障害者旅客運賃割引 規則	S27	1.対象 身体障害者手帳の交付を受けている視覚・聴覚・平衡機能・音声機能障がい者、肢体不自由者並びに内部障がい者（18歳未満の者含む） 1)第1種身体障がい者 2)第2種身体障がい者 3)介護者 2.適用範囲 身体障がい者が各旅客会社の経営する鉄道、航路及び自動車線並びに連絡運輸の取り扱いをする社線を乗車船する場合に適用 3.割引乗車券の種類 1)普通乗車券 2)定期乗車券 3)回数券（特別急行は除く） 4)急行券（　　〃　　）
旅客鉄道株式会社等の旅客運賃の割引［知的障害者］	旅客運賃割引により知的障がい者福祉の増進を図る。	旅客会社規則知的障害者旅客運賃割引 規則	H3.12.1	1.対象 療育手帳の交付を受けている者（18歳未満の者含む） 1)第1種知的障がい者(障害の程度がA1又はA2) 2)第2種知的障がい者(障害の程度がB1又はB2) 3)介護者 2.適用範囲 知的障がい者が各旅客会社の経営する鉄道、航路及び自動車線並びに連絡運輸の取り扱いをする社線を乗車船する場合に適用 3.割引乗車券の種類 1)普通乗車券 2)定期乗車券 3)回数券（特別急行は除く） 4)急行券（　　〃　　）

<table>
<tr><th colspan="2">申請手続</th><th rowspan="2">内　容</th><th rowspan="2">方　法</th><th rowspan="2">交付時期</th><th rowspan="2">備　　考</th></tr>
<tr><th>申請先</th><th>必要書類</th></tr>
<tr><td rowspan="3">こども
福祉課</td><td rowspan="2">申請書</td><td>しいのみ学園
療育センター
らいふ・みらい
他</td><td></td><td rowspan="2">通年</td><td>５年度の状況
・延べ利用人数　　8,408人</td></tr>
<tr><td>療育センター
らいふ・みらい
まつようクラブ
他</td><td></td><td>５年度の状況
・延べ利用人数　　59,871人</td></tr>
<tr><td>申請書</td><td colspan="2">利用者負担1割の1/2を助成</td><td>通年</td><td>５年度の状況
・対象者数　　4人</td></tr>
<tr><td>こども
発達支援
課</td><td>直接申し込み</td><td>無料</td><td></td><td>随時</td><td>５年度の状況
・巡回支援　231施設　延632人
・相談　延1,178件
・あるぷキッズサポート手帳配付　3冊
・あそびの教室　延2,584人
・ペアレントトレーニング　延　223人</td></tr>
<tr><td>松本おもちゃ図書館</td><td>直接申し込み</td><td>無料</td><td colspan="2">南部おもちゃ図書館
毎月第4土曜日
北部おもちゃ図書館
毎月第3土曜日</td><td>ボランティアグループ
松本おもちゃの家へ運営委託</td></tr>
<tr><td colspan="5">1.身体障がい者又は介護者が身体障害者手帳を発売窓口に提示することによって、割引乗車券類を購入することができる。
2.割引率
身体障がい者及び介護者に対する割引率は5割（自動車線の定期乗車券は3割。但し、小児定期乗車券については割引なし）

◎バス関係
1.県内バス　1）第1種・2種とも身体障害者手帳の提示により5割引
2）第1種・2種ともバス割引証により定期券につき3割引
2.県外バス　第1種・2種ともバス割引証と身体障害者手帳の提示により5割引</td><td>取扱区間
1.乗車券は旅客会社線及び連絡車線の各駅相互間単独で、普通乗車券で乗車の場合片道100kmを超える場合に限る。
2.第1種の身体障がい者が介護者と共に乗車する場合は距離の制限はない。
3.急行券の割引は第1種の身体障がい者が介護者とともに旅行する場合に限る。</td></tr>
<tr><td colspan="5">1.知的障がい者又は介護者が療育手帳を発売窓口に提示することによって、割引乗車券類を購入することができる。
2.割引率
知的障がい者及び介護者に対する割引率は5割（自動車線の定期乗車券は3割。但し、小児定期乗車券については割引なし）

◎バス関係
1.県内バス　1）第1種・2種とも療育手帳の提示により5割引
2）第1種・2種ともバス割引証により定期券につき3割引
2.県外バス　第1種・2種ともバス割引証と療育手帳の提示により5割引</td><td>取扱区間
1.乗車券は旅客会社線及び連絡車線の各駅相互間単独で、普通乗車券で乗車の場合片道100kmを超える場合に限る。
2.第1種の知的障がい者が介護者と共に乗車する場合は距離の制限はない。
3.急行券の割引は第1種の知的障がい者が介護者と共に旅行する場合に限る。</td></tr>
</table>

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
航空運賃割引事業	国内航空便の運賃割引により、知的障がい者の福祉の増進を図る。			1.12才以上の1種の知的障がい者が介護者と共に旅行する場合に当該知的障がい者及び介護者1名。なお、介護者とは12歳以上で介護する能力が認められる者 2.12歳以上の2種の知的障がい者が単独で旅行する場合の当該知的障がい者
	国内航空便の運賃割引により、身体障がい者の福祉の増進を図る。			1.1種の身体障がい者が介護者と共に、又は単独で旅行する場合に当該身体障がい者及び介護者1名。 なお、介護者とは12歳以上で介護する能力が認められる者 2.2種の身体障がい者本人
有料道路通行料及び一般自動車道使用料金の優遇措置	当該料金の割引により身体障がい者の福祉の増進を図る。		S54	障がい者又はこれと生計を一にする者、障がい者を日常的に継続して介護しているものが所有する車を障がい者本人が運転する場合又は障がい者を介護する者が運転する場合で、福祉事務所において割引の対象であるむねの押印を身体障害者手帳、療育手帳の所定欄に受けておくことが必要（ただし営業車は除く）
駐車禁止規則の適用除外	歩行困難な身体障がい者の利用する自動車に対して、駐車禁止除外標章を交付する。			身体障がい者（1級～5級）
減免等事業	1.ＮＨＫ放送受信料の減免	日本放送協会受信料免除基準	S43.4.1	ＮＨＫ放送受信料の減免（H20/10/1～新基準） （カラーテレビ・衛星カラーテレビ） １．全額減免 １）身体、療育、精神のいずれかの手帳をお持ちの方がいる世帯で、世帯構成員全員が市町村税非課税の世帯の場合 ２．半額免除 １）契約者が身体障害者手帳を所持する視覚障がい者または聴覚障がい者で世帯主の場合 ２）契約者が重度の身体障がい者(1,2級)、知的障がい者(A1)または精神障がい者(1級)で世帯主の場合
	2.税金の控除	地方税法	S25.7.31	1.市民税に関する障がい者の所得控除 障がい者の所得又はその扶養者等の所得から下記等の一定の所得控除がされる制度があります。 1)身体障害者手帳1級、2級、療育手帳Ａ1、Ａ2 精神障害者保健福祉手帳1級の障がい者に関する控除 特別障害者控除　300,000円 2)身体障害者手帳3級～6級、療育手帳Ｂ1、Ｂ2 精神障害者保健福祉手帳2級、3級の障がい者に関する控除 障害者控除　　260,000円
	3.自動車税(種別割）、軽自動車税（種別割）環境性能割の減免	地方税法		1)身体障害者手帳の交付を受けている方で一定の等級に該当する方 2)療育手帳の交付を受けている方で 一定の等級に該当する方 3)精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、一定の基準に該当する方
	4.くみとり料金の減免	市要綱		1.身障手帳1、2級又は療育手帳Ａ1、Ａ2、Ｂ1または、精神障害者保健福祉手帳1級 2.市民税非課税世帯

申請手続		内　容	方　法	交付時期	備　　考
申請先	必要書類				
障がい福祉課/こども福祉課	療育手帳	割引率 航空運賃の25%		通年	第2種の知的障がいの方は、事前に福祉事務所で航空割引の押印が必要
	身体障害者手帳	割引率 航空運賃の25%			
障がい福祉課	身体障害者手帳 車検証 免許証（本人運転のみ） 障がい者1人につき1台のみ	割引率 50%以内	料金所の窓口		介護者運転での割引は第1種の障がい者の方のみが対象 第2種の方は本人運転のみ割引
警察署	身体障害者手帳 印鑑 車検証 免許証				本人の状態確認あり
障がい福祉課/西部福祉課/こども福祉課	身体障害者手帳 療育手帳 精神保健福祉手帳 印鑑				

2.所得税に関する障害者の所得控除
障がい者の所得又はその扶養者等の所得から下記等の一定の所得控除がされる制度があります。
1)身体障害者手帳1級～2級、
療育手帳Ａ1、Ａ2
精神障害者保健福祉手帳1級
の障がい者に関する控除
特別障害者控除　400,000円
2)身体障害者手帳3級～6級、
療育手帳Ｂ1、Ｂ2
精神障害者保健福祉手帳2級、3級
の障がい者に関する控除
障害者控除　　270,000円
＊市民税については市民税課（給与所得者の場合は給与担当）、所得税については税務署（給与所得者の場合は給与担当）に相談、手続きをしてください。

左記の方が所有者（同一生計者が所有者の場合も該当となる場合あり）で本人又は同一生計者、日常的介護者が運転する自動車1台について、自動車税（種別割）（軽自動車の場合は軽自動車税（種別割））、環境性能割の減免制度があります。
該当等級、条件、必要書類等の詳細は、下記にお問い合わせのうえ、手続きをしてください。
・ 自動車税（種別割）、環境性能割については中信県税事務所
・ 軽自動車税（種別割）については市民税課
＊福祉事務所長発行（担当：障がい福祉課）の「同一生計証明書」が必要になる場合があります。

環境業務課	（障がい福祉課で証明）			通年	

4　戦傷病者及び戦没者遺族等の援護

（1）援護施策の体系

援護行政は、戦後初期の海外引揚者中心の援護から、現在では、旧軍人・軍属等の公務傷病による障がい者及び戦没者の遺族等に対する弔慰金等の給付業務が中心となっております。

［体系図］

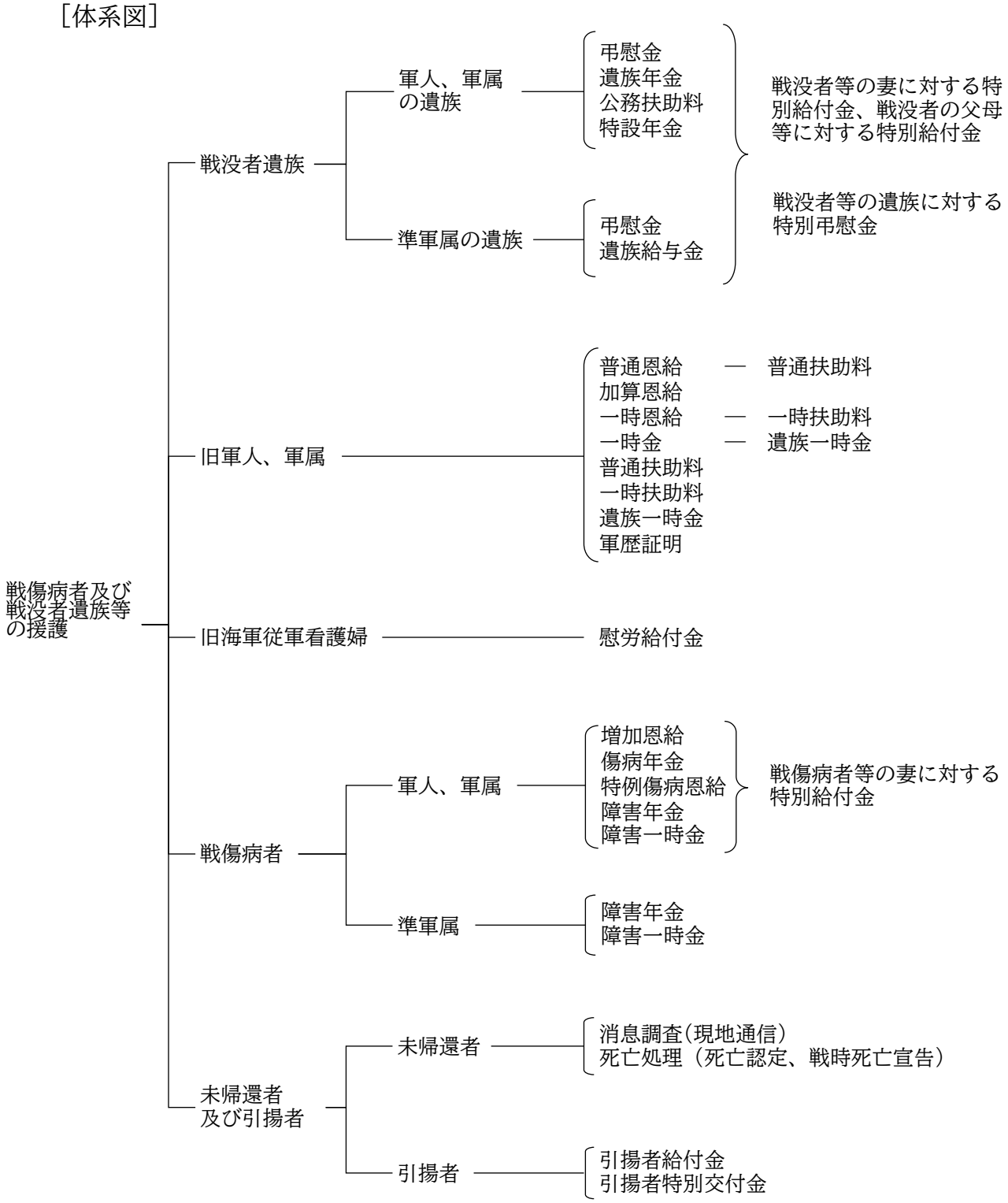

（２）戦没者遺族相談員及び戦傷病者相談員

厚生労働省の業務委託を受け、戦没者遺族及び戦傷病者の援護の相談に応じ、必要な助言・指導を行っています。

・戦没者遺族相談員　佐藤　彧郎

（３）戦傷病者に対する援護

現在なお療養を必要とする戦傷病者に対して療養の給付、療養手当、葬祭費の支給、更生医療の給付、補装具の支給・修理等の援護を行っています。

・申請先　障がい福祉課　給付担当

戦傷病者補装具支給状況

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度
受付人数	0	0	0	0

（４）戦傷病者等の妻に対する援護

・令和5年4月1日から令和8年3月31日まで、戦没者等の妻に対する特別給付金（第三十回）の受け付けを行っています。

・申請先　障がい福祉課　給付担当

5　中国残留邦人等への支援

（1）本市の居住状況

○世帯数及び人員

（令和5年4月1日現在）

	残留孤児	残留婦人	未判明孤児	計
世帯数(世帯)	9	0	2	11
人　員（人）	12	0	3	15

（注）残留孤児　　終戦当時13歳未満であった者
　　残留婦人　　終戦当時13歳以上の者
　　未判明孤児　訪日調査において身元が判明しなかった残留孤児

（2）支援の状況

○支援給付費

「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成20年4月）」に基づき、永住帰国した中国残留邦人及び その配偶者に対し、支援給付費の支給等の支援を実施しています。

支援給付の仕組みは、基本的には生活保護法の取扱いを準用していますが、一部は中国残留邦人等の特別な事情に配慮して生活保護法とは異なる取扱いがなされています。

（表1）　支援給付費の内訳

（単位 千円）

年度	総　額	生活支援費	住宅支援費	介護支援費	医療支援費	配偶者支援金
30	32,369	14,516	4,352	856	12,645	0
元	39,547	14,022	4,260	541	20,724	0
2	33,633	13,596	4,191	577	15,269	0
3	35,392	13,119	4,250	689	16,987	347
4	35,676	13,334	4,021	839	16,963	519
5	40,403	11,655	3,673	786	24,288	519

○支援・相談員

支援給付制度の円滑な実施のため、平成20年度から障害・生活支援課、平成28年度からは生活保護課（現:生活福祉課）に中国語に堪能な支援・相談員を配置し、日常生活の相談に応じる他、医療機関へ同行し、通訳等を行っています。

6 高齢者福祉

介護保険制度

	事業名	担当課	ページ
介護保険制度の概要	介護保険料の賦課徴収	保険課	42
	介護給付	高齢福祉課	42
高齢者の現状	介護保険事業計画	高齢福祉課	45
地域支援事業			
包括的支援事業	地域包括支援センター	高齢福祉課	48
任意事業	訪問給食サービス事業 ＊	高齢福祉課	48
	家族介護支援事業 ＊		
	成年後見制度利用支援事業 ＊		

高齢者福祉

	事業名	担当課	ページ
高齢者の生きがいづくり推進事業	老人福祉センターの設置運営	高齢福祉課	50
	高齢者福祉入浴助成事業 ＊		
	福祉100円バス助成事業 ＊		
	敬老行事		
	高齢者クラブの育成事業		
	老人社会奉仕団活動助成事業		
	長野県シニア大学		
	高齢者学習事業（松本市プラチナ大学）		
	高年齢者就業機会確保事業（松本地域シルバー人材センター）		
在宅介護24時間あんしん支援事業	緊急ショートステイ事業 ＊	高齢福祉課	52
	介護110番事業		
	ナイトケア利用料金助成事業 ＊		
	軽度生活援助事業 ＊		
	生活管理指導短期宿泊事業 ＊		
	高齢者住宅等整備事業 ＊		
	介護保険利用者負担軽減事業 ＊		
	高齢者訪問理美容料金助成事業 ＊		
	高齢者寝台タクシー利用料金助成事業 ＊		
	救急医療情報キット支給事業 ＊		
	訪問介護措置事業 ＊		
	短期入所生活介護措置事業 ＊		
	介護保険施設入所措置事業 ＊		
	福祉リユースあっせん事業 ＊		
	思いやりあんしんカルテ交付事業 ＊		
ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等対象事業	福祉電話設置事業 ＊	高齢福祉課	54
	緊急通報装置設置事業 ＊		
	ふれあい会食会事業		
	訪問給食サービス事業 ＊		
	高齢者安否確認協力事業 ＊		
養護老人ホーム	養護老人ホーム入所措置 ＊	高齢福祉課	54

＊ 事業は西部福祉課も担当しています。

（１）介護保険制度の概要

ア 制度の概要

<table>
<tr><td>被保険者</td><td colspan="3">市内に住所を有する40歳以上の人(介護保険施設に入所し所在地に住所を移した人を含む)</td></tr>
<tr><td>種　　別</td><td colspan="2">第1号被保険者</td><td>第2号被保険者</td></tr>
<tr><td>対 象 者</td><td colspan="2">65歳以上の人</td><td>40歳以上65歳未満の医療保険加入者</td></tr>
<tr><td>保険料</td><td colspan="2">
<table>
<tr><td>保険料段階</td><td>対象者</td><td>保険料の算出基準</td></tr>
<tr><td>第１段階</td><td>生活保護を受給している方、老齢福祉年金を受給している方で世帯全員が住民税非課税の方、または世帯全員が住民税非課税で本人の前年の合計所得金額から一部を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下の方</td><td>基準額×0.285
19,760円</td></tr>
<tr><td>第２段階</td><td>世帯全員が住民税非課税で、第1段階に該当しない方のうち、本人の前年の合計所得金額から一部を控除した額と課税年金収入の合計が80万円超120万円以下の方</td><td>基準額×0.485
33,630円</td></tr>
<tr><td>第３段階</td><td>世帯全員が住民税非課税で第1段階から第2段階に該当しない方</td><td>基準額×0.685
47,510円</td></tr>
<tr><td>第４段階</td><td>本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方のうち、本人の前年の合計所得金額から一部を控除した額と課税年金収入の合計が80万円以下の方</td><td>基準額×0.90
62,420円</td></tr>
<tr><td>第５段階</td><td>本人は住民税非課税で、世帯の誰かが住民税を課税されている方で、第4段階に該当しない方</td><td>基準額
69,360円</td></tr>
<tr><td>第６段階</td><td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が120万円未満の方</td><td>基準額×1.2
83,230円</td></tr>
<tr><td>第７段階</td><td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が120万円以上210万円未満の方</td><td>基準額×1.3
90,160円</td></tr>
<tr><td>第８段階</td><td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が210万円以上320万円未満の方</td><td>基準額×1.5
104,040円</td></tr>
<tr><td>第９段階</td><td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が320万円以上430万円未満の方</td><td>基準額×1.7
117,910円</td></tr>
<tr><td>第10段階</td><td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が430万円以上520万円未満の方</td><td>基準額×1.9
131,780円</td></tr>
<tr><td>第11段階</td><td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が520万円以上620万円未満の方</td><td>基準額×2.1
145,650円</td></tr>
<tr><td>第12段階</td><td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が620万円以上720万円未満の方</td><td>基準額×2.2
152,590円</td></tr>
<tr><td>第13段階</td><td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が720万円以上840万円未満の方</td><td>基準額×2.3
159,520円</td></tr>
<tr><td>第14段階</td><td>本人が住民税課税で、前年の合計所得金額から一部を控除した額が840万円以上の方</td><td>基準額×2.4
166,460円</td></tr>
</table>
※合計所得金額から長期譲渡所得及び短期譲渡所得の特別控除額を控除します。
第１～５段階を判定するときは、公的年金等に係る雑所得も控除します。
</td><td>加入している医療保険の算出方法により、給料や所得に応じて決定されます。</td></tr>
<tr><td>保険料支払方法</td><td colspan="2">
<table>
<tr><td>特別徴収</td><td>普通徴収</td></tr>
<tr><td>老齢（退職）・遺族・障害年金額が年額１８万円以上の方は、受給年金からあらかじめ差し引かれます。</td><td>①受給年金額が少ない方（年額１８万円未満）
②年度途中で６５歳になった方
③年度途中で保険料階段が変更になった方などの場合は納付書又は口座振替により納付していただきます。</td></tr>
</table>
</td><td>医療保険の保険料と一括して支払っていただきます。</td></tr>
<tr><td rowspan="2">給付対象者</td><td colspan="2">日常生活に介護や支援が必要な方で、</td><td>老化に伴う病気(特定疾病)により介護や支援を必要とする方で、</td></tr>
<tr><td colspan="3">要介護認定を申請し、要支援又は要介護と認定された方</td></tr>
<tr><td>給付区分</td><td colspan="2">在宅サービス</td><td>施設サービス</td></tr>
<tr><td>介護給付対象サービス</td><td>①　訪問介護（ホームヘルプサービス）
②　訪問入浴介護
③　訪問看護
④　訪問リハビリテーション
⑤　居宅療養管理指導
⑥　通所介護（デイサービス）
⑦　通所リハビリテーション（デイケア）
⑧　短期入所生活介護（ショートステイ）</td><td>⑨　短期入所療養介護（ショートステイ）
⑩　福祉用具貸与
⑪　特定福祉用具販売
⑫　居宅介護住宅改修費
⑬　特定施設入居者生活介護
（有料老人ホーム等による介護）
⑭　居宅介護支援(計画費)</td><td>①　介護老人福祉施設入所
②　介護老人保健施設入所
③　介護医療院</td></tr>
<tr><td>介護予防給付対象サービス</td><td>①　介護予防訪問入浴介護
②　介護予防訪問看護
③　介護予防訪問リハビリテーション
④　介護予防居宅療養管理指導
⑤　介護予防通所リハビリテーション
⑥　介護予防短期入所生活介護</td><td>⑦　介護予防短期入所療養介護
⑧　介護予防福祉用具貸与
⑨　介護予防特定福祉用具販売
⑩　介護予防住宅改修費
⑪　介護予防特定施設入居者生活介護
⑫　介護予防支援(計画費)</td><td></td></tr>
<tr><td>介護予防生活支援サービス</td><td colspan="2">要支援1.2および事業対象者（基本ﾁｪｯｸﾘｽﾄ基準該当者）
①　通所型サービス
②　訪問型サービス
③　介護予防ケアマネジメント</td><td></td></tr>
</table>

給付区分	在宅サービス	施設サービス
地域密着型サービス	①夜間対応型訪問介護 ②認知症対応型通所介護 ③小規模多機能型居宅介護 ④認知症対応型共同生活介護（グループホーム） ⑤地域密着型特定施設入居者生活介護 ⑥定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ⑦看護小規模多機能型居宅介護 ⑧地域密着型通所介護	①地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
地域密着型介護予防サービス	①介護予防認知症対応型通所介護 ②介護予防小規模多機能型居宅介護 ③介護予防認知症対応型共同生活介護	

給付限度額及び自己負担額

支給限度額

区　分	居宅サービス（月額）	特定（介護予防）福祉用具販売（年額）	住宅改修費（生涯）
要支援１	50,320円	100,000円	200,000円 （同一住宅、同一対象者。ただし要支援2及び要介護1を同一段階とみなした場合の介護度が３段階以上上がった場合は再度申請が可能）
要支援２	105,310円		
要介護１	167,650円		
要介護２	197,050円		
要介護３	270,480円		
要介護４	309,380円		
要介護５	362,170円		

利用者負担

６５歳以上の方	本人の合計所得金額が220万円以上	①　下記②③以外の場合		３割負担
		②　同一世帯の第1号被保険者（本人含む）の年金収入+その他の合計所得金額	単身は340万円未満	２割負担
			2人以上は463万円未満	
		③　下記⑤と同様の場合		１割負担
	本人の合計所得金額が160万円以上220万円未満	④　下記⑤以外の場合		２割負担
		⑤　同一世帯の第1号被保険者（本人含む）の年金収入+その他の合計所得金額	単身は280万円未満	１割負担
			2人以上は346万円未満	
	本人の合計所得金額が160万円未満			１割負担
６４歳までの方				１割負担

＊収入から公的年金控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除をする前の所得金額

＊前年度の収入・所得をもとに判定されます。

＊３割負担は平成30年８月から適用

食費居住費の負担軽減

低所得者の方は、介護保険施設（短期入所含む）に入所した際の食費・居住費が申請により下記の金額に軽減されます。

負担限度額（日額）令和６年８月から

利用者負担段階	居住費				食費	
	ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	短期入所	施設
第1段階	880円	550円	380円（550円）	0円	300円	300円
第2段階	880円	550円	480円（550円）	430円	600円	390円
第3段階①	1,370円	1,370円	880円（1,370円）	430円	1,000円	650円
第3段階②					1,300円	1,360円

※従来型個室の（　）内は、介護老人保健施設・介護医療院・短期入所療養介護の場合です。

高額介護サービス費

世帯の利用者全体の自己負担が一定金額（上限額）を超えたときは申請により払い戻されます。

区　　分	利用者負担上限額
課税所得約690万円（年収約1,160万円）以上の世帯	140,100円
課税所得約380万円（年収約770万円）以上 課税所得約690万円（年収約1,160万円）未満の世帯	93,000円
課税所得約380万円（年収約770万円）未満の世帯	44,400円
市町村民税非課税世帯の方で、下記に該当しない方	24,600円
市町村民税非課税世帯の方で、合計所得金額と課税年金収入の合計が80万円以下の方 市町村民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者	個人 15,000円
生活保護の受給者	個人 15,000円
15,000円又は24,600円への減額で生活保護の被保護者にならない世帯	15,000円又は24,600円

高額医療合算介護サービス費

各医療保険の世帯内で、医療と介護の両方で自己負担が一定金額（上限額）を超えたときは申請により払い戻されます。

区　　分		利用者負担上限額		
		75歳以上	75歳未満（被用者保険・国民健康保険）	
		後期高齢者医療制度 ＋介護保険	70～74歳がいる世帯 ＋介護保険	70歳未満がいる世帯 ＋介護保険
70歳以上の現役並所得者	旧ただし書所得 901万円超	2,120,000	2,120,000	2,120,000
	旧ただし書所得 600万円超901万円以下	1,410,000	1,410,000	1,410,000
70歳以上の一般	旧ただし書所得 210万円超600万円以下	670,000	670,000	670,000
	旧ただし書所得 210万円以下	560,000	560,000	600,000
低所得者 市町村民税非課税	Ⅱ	310,000	310,000	340,000
	Ⅰ	190,000　(310,000)	190,000　(310,000)	

※上限額の（　）内は、世帯内に介護サービス利用者が複数いる場合に適用されます。

イ 介護保険制度と所管課

内　　容	担　当　課
制度に関すること 要介護認定（申請・調査・認定）に関すること サービス利用に関すること 苦情・介護相談	高齢福祉課・西部福祉課
保険料に関すること	保険課
要介護認定の審査判定に関すること	松本広域連合
介護予防に関すること	高齢福祉課・健康づくり課
総合事業に関すること	高齢福祉課

（２）高齢者の現状

本市の65歳以上の人口は、令和6年4月1日現在で67,122人、高齢化率28.6%となっており、長野県平均、全国平均よりも低くなっています。（表1）

また、要支援・要介護認定者数は、12,627人で、昨年に比べ、33人の増となっています。（表2）

表１．　65歳以上の人口及び高齢化率

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
65歳以上人口	64,863	65,512	65,995	66,331	66,745	67,084	67,233	67,015	67,122
高齢化率	26.9%	27.3%	27.6%	27.8%	28.1%	28.2%	28.4%	28.4%	28.6%
県の高齢化率	30.3%	30.7%	31.1%	31.5%	31.6%	32.5%	32.8%	32.9%	32.4%
国の高齢化率	27.0%	27.5%	28.0%	28.1%	28.5%	28.9%	29.0%	29.1%	29.2%

松本市地区別人口高齢化・要介護認定等の状況より（各年度４月１日現在）

※国及び県の高齢化率は、県作成「年齢３区分別人口構成比の推移と将来推計」参照

表２．　介護度別認定者数（介護保険事業状況報告令和6年3月分）

区分	要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	1,386	2,691	2,275	2,037	1,438	1,565	1,043	12,435
第2号被保険者	20	41	17	43	25	18	28	192
総数	1,406	2,732	2,292	2,080	1,463	1,583	1,071	12,627

（３）松本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画

松本市では、平成１２年４月の介護保険制度のスタートに合わせ、第１期介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画を策定し、事業の推進をしてきました。この間､介護保険制度は高齢社会を支える仕組みとして社会に定着するとともに、その役割は重要性を増しています。

介護保険事業計画は３年ごとに見直され、本年度は、令和６年度から令和８年度までの３年間を計画期間とする「第９期介護保険事業計画・高齢者福祉計画」の初年度となります。この計画は、団塊の世代が全て後期高齢者（７５歳以上）となる２０２５年及び団塊ジュニア世代が６５歳以上となる２０４０年を見通しながら、第６期介護保険事業計画・高齢者福祉計画において定めた「誰もが、住み慣れた家で、地域で、安心して暮らし続けることができる仕組み」の構築という長期目標の達成に向け、施策の充実を図り、中長期的な視点のもとに、第８期までの取組みを更にシンカ（深化、進化）させる計画とします。

ア　介護サービスの実績

区　　分		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
居宅サービス							
訪問介護	(回/年)	807,694	798,179	836,915	808,993	858,476	836,402
訪問入浴介護	(回/年)	9,602	8,447	9,952	7,904	10,234	7,917
訪問看護	(回/年)	102,449	102,693	105,864	102,902	108,714	103,825
訪問リハビリテーション	(回/年)	71,284	66,215	73,556	70,902	75,602	70,922
居宅療養管理指導	(人/年)	11,148	12,679	11,520	13,205	11,820	13,663
通所介護	(回/年)	308,420	293,245	326,473	274,980	334,818	282,924
通所リハビリテーション	(回/年)	73,085	66,463	75,878	62,579	77,836	63,229
短期入所生活介護	(日/年)	49,693	51,638	55,463	50,785	56,890	50,254
短期入所療養介護（老健）	(日/年)	8,038	6,452	8,819	6,168	9,065	7,335
短期入所療養介護（病院等）	(日/年)	1,819	75	2,002	0	2,425	8
福祉用具貸与	(人/年)	51,636	49,941	53,280	49,483	54,660	48,919
特定福祉用具購入費	(人/年)	564	526	624	590	648	518
住宅改修費	(人/年)	348	339	360	303	396	287
特定施設入居者生活介護	(人/年)	6,120	5,659	6,468	5,452	6,564	5,508
地域密着型サービス							
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	(人/年)	792	883	792	1,117	852	1,105
夜間対応型訪問介護	(人/年)	0	0	0	1	0	0
認知症対応型通所介護	(回/年)	10,730	9,570	10,949	9,063	11,203	8,097
小規模多機能型居宅介護	(人/年)	1,368	959	1,392	1,017	1,416	1,037
認知症対応型共同生活介護	(人/年)	3,996	3,672	4,068	3,660	4,176	3,722
地域密着型特定施設入居者生活介護	(人/年)	1,584	1,453	1,596	1,442	1,644	1,462
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	(人/年)	1,548	1,358	1,548	1,322	1,896	1,352
看護小規模多機能型居宅介護	(人/年)	0	16	0	12	348	207
地域密着型通所介護	(回/年)	112,129	97,787	115,404	93,883	118,218	98,590
居宅介護支援	(人/年)	66,780	64,775	68,952	63,845	70,668	63,134

イ　介護予防サービスの実績

区　　分		令和３年度		令和４年度		令和５年度	
		計画値	実績値	計画値	実績値	計画値	実績値
介護予防サービス							
介護予防訪問介護	(人/年)						
介護予防訪問入浴介護	(回/年)	210	207	252	208	336	289
介護予防訪問看護	(回/年)	12,919	13,922	13,136	14,301	13,410	17,762
介護予防訪問リハビリテーション	(回/年)	24,408	23,858	25,046	25,966	25,477	26,807
介護予防居宅療養管理指導	(人/年)	732	884	744	1,084	768	1,188
介護予防通所介護	(人/年)						
介護予防通所リハビリテーション	(人/年)	4,968	4,615	5,136	4,248	5,232	4,283
介護予防短期入所生活介護	(日/年)	1,397	1,611	1,472	1,685	1,548	2,159
介護予防短期入所療養介護（老健）	(日/年)	338	274	338	146	338	83
介護予防短期入所療養介護（病院等）	(日/年)	0	0	0	0	0	0
介護予防福祉用具貸与	(人/年)	24,612	25,150	25,080	25,945	25,548	27,366
特定介護予防福祉用具購入費	(人/年)	384	332	420	363	456	326
介護予防住宅改修費	(人/年)	360	293	420	291	420	278
介護予防特定施設入居者生活介護	(人/年)	732	617	780	552	780	550
地域密着型介護予防サービス							
介護予防認知症対応型通所介護	(回/年)	115	9	115	0	115	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	(人/年)	36	62	36	22	36	46
介護予防認知症対応型共同生活介護	(人/年)	24	26	24	17	24	22
介護予防支援	(人/年)	29,076	29,395	29,628	29,987	30,180	31,546

ウ　地域密着型サービス整備計画　（詳細は次ページ）

松本市が設定する日常生活圏域

生活圏域名	行政区名
北部	岡田地区、本郷地区、四賀地区
東部	第３地区、入山辺地区、里山辺地区
中央	第１地区、第２地区、東部地区、中央地区、白板地区
中央北	城北地区、安原地区、城東地区
中央南	庄内地区、中山地区
中央西	田川地区、鎌田地区
南東部	寿地区、寿台地区、内田地区、松原地区
南部	松南地区、芳川地区
南西部	神林地区、笹賀地区、今井地区
河西部	島内地区、島立地区
河西部西	新村地区、和田地区、梓川地区
西部	安曇地区、奈川地区、波田地区

エ 民間老人福祉施設建設費助成事業

（ｱ）目的

国・県の補助金を取り入れ、民間事業者の介護保険施設建設に対し、助成するものです。

（ｲ）老人福祉施設の整備状況（松本市）　（単位：人）

区　　分	第1～8期 (H12～R5)	第9期
	整備数	整備予定数
介護老人福祉施設	765	△35
介護老人保健施設	686	0

（ｳ）地域密着型サービスの整備　（単位：施設数）

区　分	R5年度までの整備状況※1	第9期（R6～R8）					
		R6		R7		R8	
		整備数	計	整備数	計	整備数	計
夜間対応型訪問介護	0	－	－	－	－	－	－
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	3	－	－	－	－	－	－
地域密着型通所介護	47	－	－	－	－	－	－
認知症対応型通所介護	7	－	－	－	－	－	－
認知症対応型共同生活介護	21	0	21	0	21	公募による18床整備増	－
小規模多機能型居宅介護	6	0	6	0	6	0	6
看護小規模多機能型居宅介護	1	0	1	1	2	0	2
地域密着型特定施設入居者生活介護	5	0	5	0	5	0	5
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	4	0	4	2	6	0	6

（※1）休止中事業所含む

整備実績（第８期計画）

年度	区　　分	設置主体	名　　称	定員	設置圏域
R4	看護小規模多機能型居宅介護	エフビー介護(株)	看護小規模多機能 あったかほーむかまだ	29	中央西
R5	地域密着型サービス整備施設（R4年度公募→応募なし）				

（４）地域支援事業

ア 地域包括支援センター

地域包括支援センター運営事業	高齢者が住みなれた地域で安心して生活できるための身近な相談窓口として、地域における総合相談・支援、介護予防ケアマネジメント、包括的・継続的ケアマネジメント、権利擁護を総合的に行うもの	相談業務 午前8時30分から午後5時15分まで 土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを休館日とする

イ 訪問給食サービス事業

・ 事業概要

65歳以上の高齢者や障害者のみの世帯の方に対し、訪問による給食サービスを提供することにより、その安否確認や健康維持・食の確保による自立支援を図ります。

実施主体　　松本市

利用対象者　　65歳以上の高齢者や障害者のみの世帯の方

事業内容　　週2回　　昼食を配送
週6回（四賀地区・安曇地区・梓川地区）

利用料　　１食　400円（食材料費及び調理費相当分）

ウ 家族介護支援事業

名　称	目　的	準拠法	施行年月日
家庭介護用品支給事業	紙おむつ等の購入費用を助成することにより、在宅介護支援を図るもの	市要綱	H12.4.1
徘徊高齢者家族支援サービス事業	徘徊のおそれがある認知症高齢者の事故を未然に防止するため、所在地を確認するシステムを活用し、家族等介護者の負担軽減を図るもの	市要綱	H13.10.1
思いやりあんしんカルテ交付事業	本人が徘徊等により行方不明となった場合に、家族が行方不明届を警察に提出する際、活用できるようカルテの作成の支援を行うもの		H28.4.1

エ 成年後見制度利用支援事業

名　称	目　的	準拠法	施行年月日	要　件
成年後見制度利用支援事業	親族等による法定後見開始の審判請求が期待できない高齢者について、市が申立てを行い、権利擁護を図るもの	老人福祉法（法第32条）	H12	１　65歳以上の高齢者 ２　認知症により判断能力が欠けているか又は不十分な者 ３　福祉の向上のため成年後見制度等の利用が必要と認められる者 ４　成年後見制度の申立てをする親族等がいない者 以上のすべての要件に該当する方

（５）最高齢者顕彰事業（記念メダル、表彰状の贈呈）

松本市民として、松本市発展の礎に寄与された高齢者のうち、特に最高齢者に対して記念メダル、表彰状を贈呈し、その功績を称えるとともに長寿を顕彰するものです。

（詳細右表参照）

平成28年度から12センター体制、さらに令和元年度から中央地域包括支援センターを民間委託とし、全センターを委託化することで、センターの運営及び強化を図り、事業を推進するもの。
(1)在宅介護に関する相談・指導・助言
(2)予防給付等に関するケアマネジメントの実施
(3)居宅介護支援事業所の介護支援専門員に対する指導・助言
(4)地域における保健・医療・福祉関係者（団体）のネットワーク構築
(5)権利擁護・高齢者虐待防止に関する業務
(6)地域包括ケアシステムに関する業務

（令和５年度）

地区名	開始日	配食日	延配食数	月平均利用者数	地区名	開始日	配食日	延配食数	月平均利用者数
旧　市	H 2. 8. 1	月木/火金/水土	4,664 食	58 人	芳　川	H12.12.5	水土	690 食	8 人
					中　山	H12.12.22	水土	123	2
寿　台	H 5.11. 1	火金	739	8	寿	H12.10.27	火金	145	2
里 山 辺	H 7. 9.11	月木	791	9	松　原	H12.10.27	火金	50	1
島　立	H 8. 9.12	火金・水土	229	3	入 山 辺	H12.11.16	月木	208	2
島　内	H 9. 9.16	火金	1,185	13	内　田	H12.11.28	火金	0	0
笹　賀	H10. 1.19	水土	441	5	今　井	H14. 8. 1	月～土	390	4
和　田	H10. 4.20	月～土	107	1	四　賀	H12. 4. 1	月～土	3,170	20
新　村	H10. 4.27	月～土	141	2	安　曇	H14. 4. 1	月～土	1,311	8
岡　田	H10.10.29	月木	193	2	奈　川	H 7. 4. 1	火木	179	3
本　郷	H11.10.19	火木	522	5	梓　川	H12. 4. 1	月～土	2,317	10
神　林	H12. 8.24	水土	98	1	波　田	H14. 4. 1	月～土	3,370	40

合　計	21,063 食	207 人

対　象　者	利用料等	実　施　内　容
市民税非課税世帯で要介護4・5の高齢者を在宅介護している介護者		紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー等の購入費用を助成　　上限年額 48,000円
徘徊のおそれがある認知症高齢者を介護する同居家族等	500円/月 住民税非課税世帯 150円/月	徘徊のおそれがある認知症高齢者にGPS検索端末機を常時携行してもらうことにより、徘徊時にその位置情報を介護者に提供
在宅で行方不明になるおそれがある認知症高齢者等を介護している家族等	無料	介護者が警察署に捜索願を提出する際に早期発見の手がかりとして、顔写真入りの身体特徴などを記載したカルテを用意しておき、行方不明となった時に行先の心当たり等を追記し、カルテを警察等に提供するもの

申請手続	給付内容	備　　考
高齢福祉課・西部福祉課へご相談ください	家庭裁判所への申立て費用及び後見人に支払う報酬の補助	本人の資産状況により申立て費用をお支払いいただく場合もあります

（最高齢者顕彰事業）

顕彰内容	男性及び女性の	
	・松本市民の最高齢者	銅メダル及び顕彰状
	・長野県民の最高齢者	銀メダル及び顕彰状
	・国民の最高齢者	金メダル及び顕彰状
	顕彰はそれぞれの最高齢者になったとき１回限りとする。	

（６）高齢者の生きがいづくり推進事業

名　称	目　　的	準拠法
老人福祉センターの設置・運営	地域の高齢者に対して各種の相談に応ずるとともに、健康の増進、教養の高揚及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与し、もって高齢者が健康で明るい生活を営むもの	老人福祉法(法第14条)による老人福祉センターの設置運営について(通知) （S52.8.1 社老第48号）
高齢者福祉入浴助成事業	高齢者の健康増進と、入浴を通じた交流促進を図るもの	市要綱
福祉100円バス助成事業	高齢者の日常生活における利便の向上と、生きがい・健康づくりに向けた交通手段の確保、公共施設及び交通機関の利用促進を図るもの	市要綱

名称	目　的	準拠法	施行年月日	要件	
				特定要件	所得制限
敬老行事	多年にわたり社会に尽くしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝うとともに、老人の福祉についても理解と関心を高めてもらうもの	市要綱	S48	松本市社会福祉協議会地区支会が行う地区行事への補助金年齢要件は、翌年3月31日現在の75歳以上とする。	なし
高齢者クラブの育成事業	高齢者クラブを通じて高齢者の教養の高揚、健康の増進及びレクリエーション並びに地域社会との交流を図り、老後の生活を健全で豊かなものにするため、各単位高齢者クラブに対し助成するもの	老人福祉法	S41.4	1.単位高齢者クラブ 区分 / 29年度 / 30年度 クラブ数 / 160 / 152 会員数 / 7,362 / 6,706 2.高齢者クラブ連合会 松本市高齢者クラブ連合会に補助金を	
老人社会奉仕団活動助成事業	高齢者クラブ連合会が社会奉仕活動を実施した場合、その活動の促進を図るため助成するもの	市要綱		高齢者クラブ連合会が班を組織し実施する。	なし
長野県シニア大学	高齢者の生活を充実したものにするため、積極的に生きがいを創造できるよう社会教育で実施している老人学級等の活動を更に高めるもの	県要綱	S53.4	50歳以上で学習意欲が旺盛であり、地域福祉のために積極的に活動できる人	
高齢者学習事業（松本市プラチナ大学）	高齢者が集い、教養の高揚・レクリエーション・趣味の活用等自ら学習、実習を通じ生きがいを高めるもの	市要綱	S56.4	60歳以上の学習意欲のある者	
高年齢者就業機会確保事業（松本地域シルバー人材センター）	補助的・短期的な就業を通じて生きがいの充実や、健康の増進を図るもの	高齢者等の雇用の安定等に関する法律	S58.6	おおむね60歳以上の健康で働く意欲のある者	

施行年月日	対象者	利用料	実施場所	備　　考
S46.4.1	市内に居住する 60歳以上の者	無　料	松本市プラチナセンター (南部老人福祉センター)	５年度の状況 「南部老人福祉センター」 利用総人　10,409人 開館日数　243日 １日当り平均利用　42人
H9.6.1	市内に居住する 70歳以上の者	個人負担 1回 100円 (年30回)	市内公衆浴場 梓水苑・松茸山荘別館	５年度の利用状況 87,559枚
H11.11	市内に居住する70歳以上の者及び障害者	個人負担 1回 100円	市内の全バス路線 (観光路線等除く) 及び上高地線電車	５年度の利用状況 484,940人　月平均　40,411人

申請手続		給付内容	給付方法	備　　考
申請先	必要書類			
				５年度の状況 R5・6・1現在の75歳以上の高齢者数　41,190人
				５年度の連合会活動内容 ・健康づくり事業　・教養講座 ・指導者研修会　・環境美化活動

元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
146	132	128	118	103
6,228	5,603	5,159	4,557	3,868

交付し、同連合会独自の事業活動を促すことを目的としている。

				・公共施設の清掃、除草等 ・花いっぱい運動の推進（花壇等整備） ・友愛訪問活動
高齢福祉課	県から配布の 申込書			・郷土史・創作実技 ・高齢者の生きがい・健康運動　ほか
松本市プラチナ センター	はがきに必要事項 を記入し郵送		市社協委託	・教養・趣味の講座、生活向上・社会参加に向けた講座
松本地域 シルバー人材 センター事務局	備付の入会 申込書			５年度状況 正会員数 1,528人 （松本市1,452人・山形村76人） 受託件数　4,598件 就業延人数　140,934人

（7）在宅介護24時間あんしん支援事業

名　　称	目　　的	準拠法	施行年月日
緊急ショートステイ事業	介護者の急病などにより在宅での介護が困難となった緊急時に、被介護者を短期入所で受け入れし、生活支援を図るもの	市要綱	H17.4.1
介護110番事業	直通電話による相談窓口を設け、介護に関し安心感を持ってもらうもの		H12.4.1
ナイトケア利用料金助成事業	デイサービスセンター等におけるナイトケアの利用料金を助成し、介護者の定期的な休息の機会を取りやすくし、介護への意欲を高めてもらうもの	市要綱	H17.4.1
軽度生活援助事業	独居高齢者世帯等へ生活援助員を派遣し、日常生活を支援するもの	市要綱	H12.4.1
生活管理指導短期宿泊事業	基本的生活習慣の欠如等の理由から生活管理が必要な独居高齢者等を養護老人ホームで短期宿泊させ、基本的な生活習慣を体得するもの		
高齢者住宅等整備事業	高齢者の居住環境の改良に要する経費に対し助成し、高齢者が日常生活をできるだけ自宅で行えるように支援するとともに、家族介護者の負担軽減を図るもの	市要綱	H23.10.1
介護保険利用者負担軽減事業	低所得者及び生活保護受給者の利用者負担を軽減するため、介護サービス利用に対し助成し、生活困難者の福祉の増進を図るもの	市要綱	H12.4.1
高齢者訪問理美容料金助成事業	寝たきり、認知症等の重度要介護高齢者及び重度障害者に対し、訪問理美容料金の一部を助成し、福祉の増進を図るもの	市要綱	H8.10.1
高齢者寝台タクシー利用料金助成事業	座位保持困難な要介護者に寝台タクシー料金を助成し、経済的負担の軽減を図るもの	市要綱	H16.4.1
救急医療情報キット支給事業	緊急連絡先やかかりつけ医療機関等の個人情報を専用ケースで冷蔵庫に保管するとともに市に登録し、救急時に必要な情報を救急隊員が活用できるようにするもの	市要綱	H23.10.1
訪問介護措置事業	虐待等やむを得ない理由で、訪問介護サービスを利用できない高齢者に対し、措置により訪問介護サービスの利便を図るもの	老人福祉法	H12.4.1
短期入所生活介護措置事業	虐待等やむを得ない理由で、短期入所生活介護サービスを利用できない高齢者に対し、措置により短期入所生活介護サービスの利便を図るもの		
介護保険施設入所措置事業	虐待等やむを得ない理由で、介護保険施設入所サービスを利用できない高齢者に対し、措置により介護保険施設入所サービスの利便を図るもの		
福祉リユースあっせん事業	家庭で不要になった福祉用具等を、必要な人に譲りたいという善意に基づき、これらを必要としている家庭との情報の橋渡しを行うもの	－	H29.1
思いやりあんしんカルテ交付事業	本人が徘徊等により行方不明となった場合に、家族が行方不明届を警察に提出する際、活用できるようカルテの作成の支援を行うもの	－	H28.4

対　象　者	利用料等	実　施　内　容
要支援・要介護認定者で、介護者の急病などの緊急時に、介護保険制度による短期入所や在宅介護等の対応が困難な方	1,450円/1日（食費は別途）	緊急対応として、養護老人ホームで概ね１週間以内の短期入所の受入れ
要援護者、要支援・要介護認定者及びその家族等	無料（通話料は別途）	介護相談専用電話
要支援・要介護認定者、事業対象者	7/10助成 7,000円上限	ナイトケア利用料金の助成 年２４泊まで（ひと月６泊を限度）
生活支援を要するひとり暮らし等の高齢者	月１回１時間無料	生活援助員が、草取りや清掃等の日常生活を支援
要介護認定自立判定者を含め生活支援を要するひとり暮らし高齢者等	400円/1日（食費は別途）	養護老人ホームに短期間入所し、生活管理指導を受けながら、在宅生活を支援
65歳以上で、要支援･要介護の認定を受けた者、身体障害者（1～3級）又は市長が支援を要すると認めた者がいる前年所得税非課税世帯	補助対象経費の１割	高齢者が常時使用する居室、浴室、便所等を改良する経費を対象に補助　（補助対象経費上限額 70万円）
要支援・要介護認定者、事業対象者のうち低所得世帯及び生活保護受給者	利用者負担段階毎に利用者負担額を軽減	介護保険制度下における、低所得層の利用者負担額を軽減する
重度の要介護高齢者、重度障害者	訪問理美容料金と助成額の差額	利用１回につき最大3,000円の助成 1枚1,000円の助成券を最大年間18枚交付（2カ月に3枚）
要介護３・４・５の住民税非課税世帯で通常の車両への乗車が困難な方	寝台ﾀｸｼｰ料金と助成額との差額	通院、入退所等の際に利用する寝台タクシー料金の１/2（上限4,000円）を助成額とし、助成券年最高６枚交付（2ヵ月に1枚）
松本市避難行動要支援者名簿に掲載されている者、独居等で救急隊員が必要な個人情報を把握できない可能性がある者	無料	専用ケース、冷蔵庫貼付用マグネットを支給 申請時に市に登録した緊急連絡先やかかりつけ医療機関等の個人情報を基に救急情報カードを作成して申請者に送付
要支援･要介護認定高齢者 要介護認定申請を期待しがたい者	費用の1割	虐待等で介護保険サービスの利用ができない者に、措置により訪問介護を実施
		虐待等で介護保険サービスの利用ができない者に、措置により短期入所生活介護を実施
		虐待等で介護保険サービスの利用ができない者に、措置により介護保険施設入所サービスを実施
譲受人は介護保険制度による公的給付の対象とならない者	無料	福祉用具等を「譲りたい人」「譲ってほしい人」がそれぞれ登録カードに登録し、登録情報を市のホームページに掲載。情報のマッチングを行い、福祉用具等をあっせんする
地域包括支援センターおよび指定居宅介護支援事業所、又は民生児童員が把握している本人とその家族のうち、希望する者	無料	地域包括支援センターに作成の支援を申請書にて申し込み、思いやりあんしんカルテを受け取り、行方不明になった場合に備え、事前にカルテを作成しておく

（８）ひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯等対象事業

名　称	内容及び目的	準拠法	施行年月日	要　件	
				特定要件	所得制限
福祉電話設置事業	ひとり暮らし高齢者等に対し、無料で電話加入権を貸与するもの	市要綱	S50	重度心身障害者、65歳以上のひとり暮らし高齢者及び高齢者世帯	世帯の生計中心者の前年所得税額99,000円以下
緊急通報装置設置事業	災害弱者であるひとり暮らし高齢者等に対し、緊急通報装置を設置するもの		H元	ひとり暮らしの65歳以上の高齢者、重度の身体障害者及び寝たきり高齢者世帯	
ふれあい会食会事業	〔食料費助成事業〕 ひとり暮らし高齢者を対象に地域住民との交流の場をつくるために、公民館等を利用し、会食方式等により給食サービスを行うもの	市要綱	S63	65歳以上のひとり暮らし高齢者	
訪問給食サービス事業（再掲）	65歳以上の高齢者や障害者に対し、訪問により給食サービスを提供することにより、高齢者や障害者の安否確認、健康管理に寄与するもの		H2.8.1	65歳以上の高齢者及び障害者のみの世帯の方	
高齢者安否確認協力事業	市と協定を結んだ事業者が、ひとり暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯へ配達や訪問した際に異変に気付いた場合は市へ通報し、市が安否を確認するもの	協定	H24.1.1		

（９）養護老人ホーム

名　称	内容及び目的	準拠法	要
養護老人ホーム入所措置	環境上の理由又は経済的理由により居宅において養護を受けることの困難な者を入所措置するもの	老人福祉法（法第11条）	1 おおむね65歳以上の高齢者 2 養護老人ホーム（松本市が入所を依頼している主な施設）

施設名	所在地
松風園	松本市大字入山辺１５０９－１
温心寮	松本市波田６８５７
安曇寮	安曇野市穂高４７９０
聖母寮	諏訪市大和１－５－７
その他	5施設
合計	

申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備考
申請先	必要書類				
高齢福祉課 西部福祉課	備付の申請書	電話加入権の無料貸与		随時	
		・緊急通報装置の設置 ・月600円（介護保険法施行令第39条第1項第1号に掲げる者は免除）	自宅にて設置工事	随時	設置世帯（５年度末） 336世帯
高齢福祉課		・給食サービスを実施する地区社協に補助 ・(ひとり暮らし高齢者数＋10)×3を限度 ・一食500円（食糧費相当）	会食及び配食方式		５年度延参加者総数 13,878人
高齢福祉課 西部福祉課		・週2回 週6回（四賀地区･安曇地区･梓川地区） 昼食を配食する ・1食400円（食材料費及び調理費相当）	配食方式		松本市社会福祉協議会 外　　3業者委託
高齢福祉課					協力事業者 ・新聞販売店　１７事業所 ・弁当宅配店　２事業所 ・乳製品販売業者 1事業所 ・ｺﾝﾋﾞﾆｴﾝｽｽﾄｱ　１事業所（55店舗） ・生活協同組合　１事業所 ・スーパーストア　1事業所 ・医薬品卸業者　２事業所 ・介護事業所　１事業所 ・保険業　１事業所 ・郵便局　40局

件			申請手続		備考
			申請先	必要書類	
(R6.4.1現在)			高齢福祉課 西部福祉課	入所申出書 診断書等	
定員　人	設置年月日	措置数　人			
100	S22.3.1	95			
100	S27.11.1 (H21.12.6移転)	48			
50	S47.7.1	25			
50	S33.4.1	7			
270		43			
570		218			

7　母子・父子・寡婦・児童等の福祉

母子・父子・寡婦・児童等の福祉

	事　業　名	担当	ページ
母子・父子・寡婦対策	母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	こども福祉課	60
	母子及び父子並びに寡婦福祉資金利子補給		
	母（父）と子の集いバスハイク事業		
	母子ホーム運営事業		
	ひとり親家庭相談事業		
	女性（男性）相談事業		
	自立支援教育訓練給付金事業		
	高等職業訓練促進給付金事業		
	子育て支援事業利用料助成金交付	こども育成課	
家庭児童対策	家庭児童相談室運営事業	こども福祉課	60
	助産事業		
	子育て支援ショートステイ事業		
	こんにちは赤ちゃん事業		
保育園・幼稚園・認定こども	保育の実施及び運営	保　育　課	62
	延長保育事業		
	障害児保育事業		
	一時預かり事業		
	私立保育所等経営安定費補助事業		
	私立保育所等施設整備費補助事業		
	私立幼稚園等運営費補助事業		
	私立幼稚園等建設補助金事業		
	認可外保育施設補助事業		
こどもプラザ	子育て支援センター事業	こども育成課	64
	休日保育事業		
	病後児保育事業		
	子ども子育て安心ルーム		
つどいの広場	つどいの広場事業	こども育成課	64
ファミリー･サポート･センター	ファミリー･サポート･センター事業	こども育成課	64
子育てサポーター訪問事業	子育てサポーター訪問事業	こども育成課	64
児 童 館 等	児童館設置運営事業	こども育成課	66
	放課後児童健全育成事業		
	放課後子ども教室		
	児童遊園管理事業		
	簡易児童遊園設置費補助事業		
	児童育成クラブ設置育成事業		
ながの子育て家庭優待ﾊﾟｽﾎﾟｰﾄ事業・多子世帯応援プレミアムパスポート事業	ながの子育て家庭優待パスポート事業・多子世帯応援プレミアムパスポート事業	こども育成課	66
子育て支援クーポン事業	３歳未満児家庭サポートクーポン	こども育成課	68
	多子世帯子育てクーポン		
病児保育事業	病児保育事業	こども育成課	68
子どもの権利相談室	子どもの権利相談室「こころの鈴」	こども育成課	68
学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」	学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」運営事業	こども育成課	68
子育てコミュニティサイト「はぐまつ」	子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業	こども育成課	68
多子世帯子育てクーポン事業	多子世帯子育てクーポン事業	こども育成課	68
産後ママ家事支援サービス事業	産後ママ家事支援サービス事業	こども育成課	68

（1）現状

ア 母子・父子・寡婦世帯の状況

社会情勢の変化とともに母子家庭や父子家庭は少しずつではありますが、増加傾向にあります。その世帯内容については、生別母子・父子（離婚による）が全体の大半を占めています。

母子世帯について母親は生計の維持と子どもの養育という二重の負担を負い、社会的にも、経済的にも、また精神的にも不安定な状態に置かれがちです。

このため専任の母子自立支援員を置き、母子（父子）・寡婦世帯の相談業務を行うとともに、世帯の自立に向けた各種制度の利用に結び付けています。

さらに女性相談員を兼任で配置し、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）の相談・対応も行っています。

表1 相談状況

年度	3	4	5
相談件数	719	934	960

表2 母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付状況 （千円）

年度	母子	寡婦	父子	計
3	13件	0件	0件	13件
	10,690	0	0	10,690
4	15件	0件	0件	15件
	7,274	0	0	7,274
5	13件	0件	0件	15件
	9,793	0	0	9,793

表3 利子補給状況 （円）

年度	母子	寡婦	父子	計
3	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0
4	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0
5	0件	0件	0件	0件
	0	0	0	0

イ 要保護児童の状況

本市においても、核家族化や女性就労の増加、地域連帯感の希薄化などにより、家庭や地域の養育機能が弱まり、子どものいる家庭が子育ての不安や悩みを抱えているという厳しい状況があります。

このため専任の家庭児童福祉司、社会福祉主事及び家庭児童相談員を配置し対応しておりますが、子どもを取り巻く環境の変化に伴い、児童虐待や家庭環境に関する養護相談が増加しています。（表1）

平成17年度から児童の安全確認等の初期対応や、措置が必要なケースの児童相談所への送致等の対応が義務付けられ、さらに、平成18年度には要保護児童対策地域協議会が組織されました。

引き続き児童虐待防止のため、児童相談所をはじめ関係機関との連携を図り、早期発見と早期予防の対応に努めます。また、11月の児童虐待防止月間にはオレンジリボンキャンペーンを展開し市民への啓発を図っています。松本市母子ホーム（母子生活支援施設）については、平成31年4月1日現在6世帯が入所しており、入所者の処遇向上、自立促進に努めています。

表１　相談状況（新規相談）

年度	種別	養護相談		保健相談	障がい児相談	非行相談		育成相談				その他の相談	計
		児童虐待相談	その他家庭環境相談			ぐ犯行為等相談	触法行為等相談	性格行動相談	不登校相談	適性相談	育児・しつけ相談		
3	件　数	42	264	16	158	1	1	9	8	0	12	1	512
	比率（%）	8.2%	51.6%	3.1%	30.9%	0.2%	0.2%	1.8%	1.6%	0.0%	2.3%	0.2%	100.1%
4	件　数	48	359	6	193	3	1	12	9	0	6	1	638
	比率（%）	7.5%	56.3%	0.9%	30.3%	0.5%	0.2%	1.9%	1.4%	0.0%	0.9%	0.2%	100.1%
5	件　数	45	409	0	197	1	0	7	8	0	7	7	681
	比率（%）	7.1%	60.1%	0.0%	28.9%	0.1%	0.0%	1.0%	1.2%	0.0%	1.0%	1.0%	100.4%

ウ 保育園・幼稚園・認定こども園・小規模保育園の内容

保育園は、児童福祉法の規定に基づく児童福祉施設であり、保育を必要とする子どもを保護者に代わって保育する施設です。

幼稚園は、学校教育法の規定に基づき、義務教育及びその後の教育の基礎をつくるための幼児教育を行う学校です。

認定こども園は、保育園と幼稚園の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設です。

小規模保育園は、０歳～２歳児を対象とした保育施設で、定員１９人以下の少人数で保育する施設です。

一人ひとりの子どもの状況や発達過程を踏まえ、「養護」と「教育」を一体的に行い、子どもが現在を最も良く生き、望ましい未来をつくりだす力の基礎を培い、生命の保持及び情緒の安定を図るよう、家庭や地域社会と連携します。また、子どもの主体性を重視した柔軟な保育を展開し、子育て支援のために乳幼児の保育に関する相談にも応じます。

保育園の状況　（令和6年4月1日現在）

区　分	市　立	私　立	合　計
施設数	41	3	44
定　員	5,701	265	5,966
児童数	3,770	251	4,021

幼稚園の状況　（令和6年4月1日現在）

区　分	市　立	私　立	国　立	合　計
施設数	3	6	1	10
定　員	400	1,140	90	1,630
児童数	117	798	74	989

認定こども園の状況　（令和6年4月1日現在）

区　分	市　立	私　立	合　計
施設数	0	15	15
定　員	0	1,854	1,854
児童数	0	1,660	1,660

小規模保育園の状況　（令和6年4月1日現在）

区　分	市　立	私　立	合　計
施設数	0	7	7
定　員	0	128	128
児童数	0	125	125

エ 保育事業

教育・保育を希望するすべての子どもを安全、安心、健やかに保育できる環境づくりのもとに、共働き世帯の増加、就労形態の多様化やひとり親家庭の増加、核家族化の進展などによる多様化する保育ニーズに対応したきめ細かなサービスの充実を図っています。地域活動事業として、老人福祉施設訪問等世代間交流事業、郷土文化伝承活動等を展開しています。

特別保育事業の中では乳児保育、障害児保育、全園での延長保育、また一時預かり事業に取り組み、一時的、緊急な保育需要に対応しています。

「こどもプラザ」では子育てに関する情報提供や、子育てサークルの育成及び活動交流支援、人材育成等子育て支援事業の一環として育児講座を実施、また、休日保育事業、乳幼児健康支援一時預かり事業（病後児保育）を実施しています。

オ 保育園・幼稚園及び児童館･児童センターの整備状況

(ｱ) 保育園・幼稚園

本市には市立の保育園41園、幼稚園3園の計44園あり、児童がより良い保育環境の中で教育・保育を受けられるよう基本計画･実施計画等に基づき年次計画で老朽化した施設の改築を実施しており、令和2年度までに全44園の整備が完了しました。

なお、改築に際しては地域の保育児童数の自然動態及び社会動態等を踏まえ、適正規模で適正配置となるよう配慮しながら整備を図っています。

(ｲ) 児童館・児童センター

児童館・児童センターは、地域の18歳未満の子どもを対象にした児童厚生施設です。寿台児童館と内田児童館を統合し、令和6年4月1日から明善児童センターを新設したため、現在26施設を開設しています。今後も計画的な改築や大規模改造を進め、子どもたちの遊びの拠点としての機能や放課後の子どもの居場所の充実を図ります。

児童館		利用時間		休館日
			小学校休業日における当該児童館の利用時間	
児童館	元町・南郷	午後0時30分～午後6時30分	午前8時30分～午後6時30分	日曜日･祝日及び12月29日から翌年の1月3日まで
児童センター	あがた・高宮・沢村・島内・菅野・島立・ 寿・ 二子・山辺・今井・田川・和田・新村・芳川・南部・鎌田・浅間・中山・並柳・岡田・筑摩・梓川・波田・明善			

カ つどいの広場事業

乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流や相談ができる場を身近な地域に設置し、安心して子育てができる環境の整備を図っています。平成17年度から開始し、児童館・児童センター20カ所、支所1カ所で設置しています。

キ ファミリー・サポート・センター事業

市内の子育て家庭を支援するために、こども育成課内に事務局を設置し、育児の援助を受けたい方と援助を行っていただける方を会員として組織し、会員相互の育児に関する援助活動を有料で実施しています。

ク 子育てサポーター訪問事業

ファミリーサポート事業等を補完する事業として、自宅での保育を希望する家庭にサポーターが訪問して、保育や育児に伴う家事支援等を有料で実施しています。

（2）母子・父子・寡婦・家庭児童

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件 特定要件
母子及び父子並びに寡婦福祉資金貸付事業	母子及父子並びにび寡婦家庭の経済的自立の向上と、その生活意欲の助長を図り、その家庭の福祉の増進のための貸付をする。	母子及び寡婦並びに寡婦福祉法		貸付の対象 1 母子・父子家庭 2 父母のない児童またはこれに準ずる児童 3 配偶者のない40歳以上の女子またはその女子と20歳以上の子で構成されている家庭
母子及び父子並びに寡婦福祉資金利子補給	母子及び父子並びに寡婦福祉資金利用者が負担する利子を補助することにより母子・父子家庭の生活の安定を図る。	市要綱	S44.4.1	滞納がなく、母子及び父子並びに寡婦福祉資金の貸付を受け借入金の返済を行った者
母（父）と子の集いバスハイク事業	母子・父子家庭の母・父と子を激励すると共に相互の理解を深め福祉の増進を図る。		S60	松本市ひとり親家庭福祉会に事業委託
母子ホーム運営事業	母子家庭における福祉の向上を図り、自立促進のために生活を支援する施設として設置。	児童福祉法	S23.4.1 （市設置 28.4.1）	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子で、その女子が監護すべき児童の福祉に欠ける場合
ひとり親家庭相談事業	母子・父子家庭等の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行い、その福祉の増進を図る。	母子及び父子並びに寡婦福祉法	S28.4.21	相談日 月～金曜日(午前8時30分～午後5時) 場　所 こども福祉課
女性相談事業	女性の身上相談に応じ、その自立に必要な指導を行う。また、売春防止法の規定による要保護女子について相談指導を行う。	売春防止法 ＤＶ法	S32.4.1	相談日及び場所　①　松本市ジェンダー平等 ・電話相談　火曜・ ・面接相談　午後1時 ②　こども福祉課　月～
自立支援教育訓練給付金支給事業	ひとり親家庭の親が、職業能力の開発のための講座を受講する場合に、その費用の一部を補助する。	母子及び父子並びに寡婦福祉法	H15.4.1	児童扶養手当支給水準のひとり親家庭
高等職業訓練促進事業	ひとり親家庭の親が、就職に有利な資格を取得するため養成機関に修学する場合、その期間の生活の負担軽減を図り、資格の取得を促進する。			
家庭児童相談室運営事業	家庭における適正な児童教育・福祉向上を図るための専門的相談	省令	S47.7.1	家庭における児童の身体的精神的環境的生問題の相談（虐待相談含む）
助産事業	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由で入院助産を受けられない者を助産施設に措置入所させる。	児童福祉法	S23.4.1	健康上入院助産が必要、住居が狭いため産ない、分娩の介助者がいない、衛生・環境な分娩ができない者 （国保・社保から支給の分娩費免責）
子育て支援ショートステイ事業	児童の養育が一時的に困難となった場合、当該児童を児童福祉施設に入所させることにより、子育ての支援を行う。	児童福祉法	H8.6.1	市内に居住する１８歳未満の児童で、当該児童の保護者が一時的に養育困難となった者
こんにちは赤ちゃん事業	生後4ヵ月までの乳児のいる全ての家庭を、各地区の民生・児童委員や主任児童委員がプレゼントを持って訪問し、乳児家庭と地域をつなぎ乳児家庭の孤立化を防ぎ、乳児の健全育成を支援する。	児童福祉法	H21.4.1	平成21年4月2日以降に誕生した、生後4ヵ月いる全ての家庭が対象
子育て支援事業利用料助成金交付	ひとり親家庭等の経済的負担を軽減するため、ファミリー・サポート・センター事業利用料及び子育てサポーター訪問事業利用料の半額を助成。	市要綱	H23.4.1	次のいずれかに該当する世帯 ①生活保護費受給世帯 ②児童扶養手当受給世帯 ③子育て支援医療を除く松本市福祉医療費 ④市民税非課税世帯

所得制限	申請手続 申請先	申請手続 必要書類	給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
なし	こども 福祉課	備付の申請書	1 事業開始資金 2 事業継続資金 3 修学資金 4 技能習得資金 5 修業資金 6 就職支度資金 7 医療介護資金 8 生活資金 9 住宅資金 10 転宅資金 11 就学支度資金 12 結婚資金	口座振替	通年	５年度の状況 母子　13件 9,793,840円 寡婦　0件 0円 父子　0件 0円
			支払の利子 相当分		通常	５年度の状況 母子　0件 寡婦　0件
			550,000円		年1回	５年度 550,000円
		入所申込書	措置入所		通年	５年度の状況 母子ホーム入所世帯 5世帯
						５年度の状況 493件
センター 木曜、第1・3金曜 午前9時～12時、第2・4金曜 午後1時～4時～4時（要予約　ただし第2・4金曜日 午後4時～7時） 金曜日（午前　8時30分～午後5時）						５年度の状況 719件 ①ｼﾞｪﾝﾀﾞｰ平等ｾﾝﾀｰ370件 ②こども福祉課　399件
	こども 福祉課	申請書等	対象講座の受講料の6割（12,001円以上20万円を上限）	口座振替	通年	５年度の状況 2件 125,318円
			修業期間の全期間（上限4年） 月額 100,000円 市民税課税世帯 70,500円			５年度の状況 6件 3,932,500円
活上の種々の						５年度の状況 681件
室が確保でき 上自宅で安全		申請書	入所措置費	助産施設 への支払	通年	５年度の状況 6件 2,482,230円
なし			－	－	－	５年度の状況 延べ 74人 165泊
までの乳児が						５年度の状況 訪問数　1,040人 訪問率　69.2%
受給世帯	こども 育成課	申請書等	利用料の半額 （上限:月額1万円）	口座振替	利用月の翌 月以降	５年度の状況 延べ62件 185,060円

（3）保育園

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
保育の実施及び運営	保育を必要とする児童を保育する。	児童福祉法 第24条 第1項	S23.4.1 市営 S44.10.1 以降	保育を必要とする事由 ①居宅内外での労働 ②妊娠出産 ③疾病・障がい ④同居親族等の介護・看護 ⑤災害復旧 ⑥求職・起業準備 ⑦その他
延長保育事業	通常の保育時間(保育短時間8：30～16：30、保育標準時間7：30～18：30)を超えて保育を行う。		S49.7.1 H8.4.1 H12.4.1	保護者の就労時間等により通常の保育時間迎できない場合
障がい児保育事業	保育を必要とし、かつ心身に障がいを有する児童について、健常児との統合保育をすることにより、児童の福祉の向上を図る。	市要綱	S52.4.1 全面改正 H5.1.4	保育を必要とする障がい児で、集団生活が
一時預かり事業	緊急・一時的に家庭保育が困難となる未就園児を保育する。（指定園13園で実施） ※定員に余裕がある場合は、指定園以外でも実施	児童福祉法 第6条の3 第7項	H3.5.1 一部改正 H5.4.1	種別 ①保護者の就労等断続的に家庭保育が困 ②保護者の傷病等緊急・一時的に家庭保る場合 ③児童福祉上必要な場合 ④私的理由による場合 対象児童　保育所・幼稚園で保育されてい 保育期間　1月15日以内 保育時間　(平)8：30～17：00 (土)8：30～12：30
私立保育所等経営安定費補助事業	私立保育所等の運営費を助成し保育所運営の円滑化を図る。	市要綱	S50.4.1	対象　認可保育所等 使途　人件費および管理費
私立保育所等施設整備費補助事業	私立保育所等の施設整備費を助成し、保育所施設の整備充実を図る。		S43.10.1 全面改正 S56.4.1 一部改正 H27.4.1	対象　認可保育所等 使途　保育所の新築、改築、増築、大規設 設備近代化に要する経費
私立幼稚園等運営費補助事業	私立幼稚園等の運営費を助成幼稚園運営の円滑化を図る。		S46.4.1 一部改正 H27.4.1	対象　認可幼稚園等 使途　人件費および管理費
私立幼稚園等建設補助事業	私立幼稚園等の施設整備費を助成し、保育所施設の整備充実を図る。		S43.10.1 一部改正 H27.4.1	対象　認可幼稚園等 使途　幼稚園の新築、改築、増築、大規設 設備近代化に要する経費
許可外保育施設補助事業	許可外保育施設の運営費等を助成し保育所運営の円滑化を図る。		H4.4.1	対象　認可外保育所 使途　人件費および管理費

	申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申込・申請先	必要書類				
	保育課	支給認定申請書兼 入園申込書 市民税通知書 就労証明書 介護等証明等	保育			６年度の状況 （4月1日現在） 公立　41園 児童数　3,770人 私立　25園 児童数　1,559人 ※認定こども園2･3号含む
内に児童を送	在園する 保育園	延長間保育申込書	延長保育		必要な時間	
可能な児童	保育課	支給認定申請書兼 入園申込書 市民税通知書 就労証明書 介護等証明等	保育		必要な時間	入所審査委員会で加配日数等を判定
難となる場合 育が困難とな ない児童	実　施 保育園	一時預かり事業 申込書	一時預かり		必要な期間	５年度の状況（公立） 南松本保育園他 延利用人数　10,061人 一日平均　43.7人
	保育課	申請書等	補助金		前期（6月） 後期(12月)	
模修繕及び施					事業完了後	
					前期（6月） 後期(12月)	
模修繕及び施					事業完了後	
					前期(10月) 後期(3月)	

（4）こどもプラザ

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
子育て支援センター事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に利用することによる交流の場としての機能に加え、育児相談・育児講座等の実施や育児に関する情報を発信し、さらには育児サークルの支援を行う。	市条例	H12.6.1	市内に居住する就学前児童及びその保護者
休日保育事業	休日に保護者の就労等により､保育に欠ける児童の保育を行う。	市要綱	H12.7.1	保護者の勤務等社会的に止むを得ない事由で保育を行うことが困難な市内に居住する、歳以上の就学前児童
病後児保育事業	病気等の回復期であって集団保育が困難な児童の保育を行う。	市要綱	H12.7.1 一部改正 H21.9.10	①病気等の回復期にあって集団保育が困難在満1歳以上の就学前児童 ②保護者の勤務等社会的に止むを得ない事庭で保育を行うことが困難な市内居住またはに勤務している方
子ども子育て安心ルーム	妊娠、出産から子育て期まで切れ目のない支援、相談の場として、こどもプラザに設置。常駐の子育てコンシェルジュが相談の入口を担う。	市要綱	H28.10.3 （筑摩） H29.4.1 （小宮） H30.4.1 （南郷） H31.4.1 （波田） R5.7.12 （芳川）	市内に居住する就学前児童及びその保護者

（5）つどいの広場事業

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
つどいの広場事業	乳幼児を持つ親とその子どもが気軽に集い、交流や相談の場として地域の子育て支援機能の充実を図る。	市要綱	H17.4.18	開設場所 芳川・南部・鎌田・浅間・あがた・山辺・村・梓川・寿・菅野・岡田・二子・田川・田・沢村児童センター、寿台児童館、 開設日　　月～金 開設時間　9:00～14:00 (芳川の「なんぶ すくすく」は9:00～17:00)

（6）ファミリー・サポート・センター事業

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
ファミリー・サポート・センター事業	子育て家庭に対し、育児支援を行うとともに児童福祉の増進を図る。	市要綱	H7.7.22	育児の援助を受けたい方と援助を行ってい員とした相互援助を行う。

（7）子育てサポーター訪問事業

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
子育てサポーター訪問事業	子育て家庭の自宅にサポーターが訪問して保育や育児に伴う家事支援を行うことにより、地域における子育て環境の充実を図る。	市要綱	H22.7.1	自宅での保育や家事支援を希望する、15歳育てている家庭

	申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申込・申請先	必要書類				
	こども プラザ 小宮こども プラザ 南郷こども プラザ 波田こども プラザ 芳川こども プラザ	利用申込書				５年度の状況 延べ利用人数　73,673人
により、家庭 利用日現在満1	こども プラザ	登録申込書	保育		必要な時間	５年度の状況 延べ利用人数　446人
な、利用日現 由により、家 保護者が市内	こども プラザ 南郷こど もプラザ				必要な期間 (原則1回に つき連続5日 以内)	５年度の状況 延べ利用人数　191人 ※令和6年1月から登録予約システム導入
	こども プラザ 小宮こども プラザ 南郷こども プラザ 波田こども プラザ 芳川こども プラザ	－				５年度の利用状況 延べ相談件数　4,376件

	申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申込・申請先	必要書類				
島立・今井・新 中山・高宮・和 四賀支所	－	－				５年度の状況 延べ利用人数 64,664人

	申込・申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申込・申請先	必要書類				
ただける方を会	ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事務局（こども育成課内）	登録申請書	保育		必要な時間	５年度の状況 延べ利用回数 3,257回

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申込・申請先	必要書類				
までの児童を	ﾌｧﾐﾘｰ･ｻﾎﾟｰﾄ･ｾﾝﾀｰ事務局（こども育成課内）	登録申請書	保育、家事支援など		必要な時間	５年度の状況 延べ利用回数　2,997回

（８）児童館等

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
児童館設置運営事業	児童に健全な遊びを与え、その健康を増進し、情操を豊かにする。	児童福祉法第40条	S23.1.1 （市設置41.12.1）	運営は指定管理者が26館を管理 指定管理者ごとの管理施設は下記のとお １　社会福祉法人 松本市社会福祉協議会 あがた・高宮・島内・芳川・南部・浅間・筑摩・今井・田川 ２　労働者協同組合　ワーカーズコープ 元町・南郷・岡田 ３　シダックス大新東ヒューマンサービ 梓川・波田・新村・和田・中山・ ４　特定非営利活動法人　しろがね 沢村
放課後児童健全育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図る。	市要綱	S52.4.1 要綱告示H19.3.30	１　対象児童　　保護者の就労等により昼間留守となる家庭の小学１年生～６年生までの児童(充分なスペースを確保できない施設は４年生まで) ２　利用料　　月額
放課後子ども教室	児童の放課後の居場所として、のびのびと遊び、学べる環境を提供し、児童の健全育成を図る。	児童福祉法 教育基本法 社会教育法等	H20.4.1	１ 開催場所 源池小、奈川小、明善小、安曇小、※大野川小 （※令和6年8月21日から実施） ２ 利用料 無料(保険料は別途:800円程度/年)
児童遊園管理事業	児童に健全な遊び場を与え、児童を事故から守り、健全育成を図る。	児童福祉法第40条	S23.1.1 （市設置39.4.1）	設備基準 ① 敷地660㎡(200坪)以上 ② 遊具、ブランコ、滑り台等の標準的設備
簡易児童遊園設置改修事業補助事業	町会等が敷地を確保し簡易児童遊園を設置する事業費、または改修に要した費用の一部を補助し、児童を事故から守り、健全育成を図る。	市要綱	S44.7.1	簡易児童遊園　66.0㎡以上で設置経費が 子供広場　　16.5㎡以上で設備経費が チビッコ広場　16.5㎡以上で設備経費が 改修工事　　（補助適用は5年に1回）
児童育成クラブ設置育成事業	保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童の健全な育成を図る。	市要綱	S54.4.1	補助対象 放課後児童健全育成事業を実施する児童育 算出根拠 継続的に利用している小学校１～６年生の児童数を元に、放課後子どもプラン推進事要綱に基づく「松本市児童育成クラブ運営費要綱」により算出

（９）ながの子育て家庭優待パスポート事業・多子世帯応援プレミアムパスポート事業

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
①ながの子育て家庭優待パスポート事業 ②多子世帯応援プレミアムパスポート事業	子育て家庭を地域全体で支える気運を高めるため、企業・店舗等の協力を得て、子育て家庭を支援する。 ２８年度からは、全国の協賛店でサービスを受けられるように制度が拡充された。（ただし「多子世帯応援プレミアムパスポート」を除く。）	県要綱	① H22.8.1 （H18.9.1市独自に「わいわいパス事業」開始） ② H27.10.1	①市内在住　18歳未満の子どもを1人以上育及び第1子を妊娠している方の世帯 ②市内在住　18歳未満の子どもを3人以上育

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申請先	必要書類				
り（R6～R10年度管理者） 菅野・並柳・島立・寿・二子・鎌田・山辺 ・センター事業団 ス株式会社 明善						５年度の状況 27館（うち児童センター23館） 延べ利用者数　456,738人
	こども育成課	申請書				５年度の状況 29クラブ 登録者数（月平均） 3,156人
各教室	こども育成課	申請書				５年度の状況 延べ利用人数 4,131人
			遊び場		通年	37カ所
20万円以上 10万円以上 5万円以上		申請書	簡易児童遊園 補助率2/3 限度額40万円 子供広場　補助率2/3 限度額30万円 チビッコ広場 補助率2/3 限度額 8万円		事業完了後	５年度の状況 11か所 2,174,730円補助
成クラブ 登録 業補助金交付 等補助金交付		申請書	補助金			５年度の状況 12クラブ 登録者数　325人

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申請先	必要書類				
てている世帯 てている世帯	こども育成課 市民課 支所・出張所	①　不要 ＊　紛失等の場合のみ申請書が必要 ②交付申請書	パスポートカード交付 1世帯2枚			５年度の状況 ①カード利用者数 22,012世帯 協賛店舗数　600店舗 （県全体では5,520店舗） ②カード利用者数 2,891世帯 協賛店舗数　108店舗 （県全体では1,087店舗）

（10）子育て支援クーポン事業

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
3歳未満児家庭サポートクーポン	３歳未満児の子どもを家庭で保育している子育て世帯の経済的および精神的負担の軽減を図るため無料クーポン券の配布を行う。 （令和４年度から配布を開始し、令和５年度から対象事業を追加）	市要綱	R4.4.1	３歳未満児のうち、保育園等に在籍してい 護者 〈対象事業〉 ①ファミリー・サポート・センター事業 （子育てサポーター訪問事業含む） ②一時預かり事業〈令和５年度追加事業〉 ③子育て支援ショートステイ事業 ④育児ママヘルプサービス事業 ⑤産後ママ家事支援サービス事業 ⑥休日保育事業 ⑦病児・病後児保育事業
多子世帯子育てクーポン	令和５年度から多子世帯の身体的・精神的負担と軽減を図るため、就学前の多子世帯にファミリーサポートセンター事業(サポーター訪問事業含む)の無料クーポン券の配布を行う。	市要綱	R5.4.1	１８歳未満の子どもが２人以上いる家庭の子どもがいる世帯の保護者

（11）病児保育事業

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
病児保育事業	病状の急変は認められないが、病気の回復期に至らない児童の保育を行う。	市要綱	H20.11.1 一部改正 R4.4.1	病状の急変は認められないが、病気の回復期の勤務等止むを得ない事由により、家庭で保難な松本市内に在住又は保護者が松本市内に ５カ月から小学３年生までの児童 ※保護者が松本市内に勤務していない塩尻市の児童も対象

（12）子どもの権利相談室「こころの鈴」

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
子どもの権利相談室「こころの鈴」	子どもの権利侵害に対して相談に応じ、助言や支援を行う。	市条例	H25.7.17	相談日　月～木曜日、土曜日（午後1時～ 金曜日（午後1時～8時） 場　所　大手事務所2階

（13）学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」運営事業

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
学習・交流・相談スペース「はぐルッポ」運営事業	様々な事情で学校に通えない子どもたちへの居場所の提供と相談・学習の支援を行う。		H25.5.1	開所日　水曜日、金曜日（午後1時～6時） 月1回月曜日（午後1時～6時） 場　所　浅間温泉1-5-1

（14）子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
子育てコミュニティサイト「はぐまつ」運営事業	平成22年度に市民との協働により制作した、官民双方の子育て情報をわかりやすく提供する子育て支援サイト「はぐまつ」の運営を行う。		H22.4.1	

（15）産後ママ家事支援サービス事業

名　称	目　　的	準拠法	開始時期	要　　件
産後ママ家事支援サービス事業	出産後母体の回復期に母親の身体的負担を軽減するため、家事支援を行う。	市要綱	R5.4.1	産後120日までの乳児の母親 （多胎の場合は生後１年までの乳児の母親）

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申請先	必要書類				
ない子どもの保	対象事業により異なる	－	①1時間券20枚 ②半日(4時間)券10枚 ③1泊宿泊券3枚 ④1時間券10枚30分券10枚 ⑤1時間券15枚 ⑥半日(4時間)券10枚 ⑦半日(4時間)券20枚 /こども一人当たり年間			５年度の状況 クーポン利用枚数10,130枚 ※令和6年度からクーポン電子化
で、かつ就学前	ファミリーサポートセンター事務局	－	１時間券１０枚/世帯当たり年間			５年度の状況 クーポン利用枚数1,076枚 ※令和6年度からクーポン電子化

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申込・申請先	必要書類				
に至らず、保護者育を行うことが困勤務している生後 ・山形村・朝日村	相澤病院病児保育室、丸の内病院病児保育施設、まつもと医療センター病児保育室、梓川診療所病児保育室	登録申込書 利用申込書 診療情報提供書	保育		必要な期間(原則1回につき連続5日以内)	５年度の状況 延べ利用人数　1,995人 ※令和6年1月から登録・予約システム導入

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申込・申請先	必要書類				
6時)	－	－				５年度の状況 延べ相談件数 426件

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申込・申請先	必要書類				
	－	－				５年度の状況 延べ利用者数 2,975人

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申込・申請先	必要書類				
	－	－				５年度の状況 ページアクセス数 延べ　96,740件

	申請手続		給付内容	給付方法	交付時期	備　　考
	申請先	必要書類				
	ファミリーサポートセンター事務局	－	日常の家事支援			５年度の状況 延べ利用者61人

令和６年度　松本市保育料（利用者負担額）等について

１ 保育料（利用者負担額）についてのお知らせ

⑴　保育料は、世帯（家計の主宰者（原則ご両親））にかかる市民税額、お子さんの年齢（その年度の４月１日現在の満年齢）、兄弟姉妹の状況等によって決定します。令和６年度の保育料は、８月分までは令和５年度市民税額、９月以降の分は令和６年度市民税額で算定します。市民税額は、調整控除を除く税額控除を加算した額により算定します。

⑵　また、お子さんが何番目かにより保育料が変わります。子どもの数え方は、世帯区分によって対象とする年齢の範囲が変わります。
徴収基準額表の第１～３子の数え方は、下記の対象範囲のうち、年齢の高い順に第１～３子と数えます。

世帯区分（徴収基準額表を参照）	対　象　範　囲
世帯　①	保護者と生計が同一のお子さん
世帯　②	保護者と生計が同一のお子さん
世帯　③	１８歳未満（その年度の４月１日現在の満年齢）のお子さん
世帯　④	特定の施設※に在籍している小学校就学前のお子さん

※「特定の施設」とは、保育園（子ども・子育て支援新制度対象の施設）、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部（松本盲学校、松本ろう学校）、児童デイサービス（しいのみ学園、療育センターらいふ・みらい）、地域型保育事業に係る施設（家庭的保育、小規模保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）、企業主導型保育事業の助成を受ける施設を指しています。

⑶　ひとり親世帯等とは、ひとり親世帯の減免が認められる世帯および在宅障害児（者）がいる世帯を指しています。

⑷　徴収基準額表の（）内の保育料は、世帯の１８歳未満（その年度の４月１日現在の満年齢）の第３子以降の児童について、長野県子育て支援戦略による追加軽減時の保育料を示しています。

⑸　延長保育料については、各種軽減は適用されません。

２ 満３歳以上児について

⑴　**4月1日時点**満3歳以上児の保育料は、令和元年10月より無償化が開始されています。副食費、延長保育料、緊急保育料は無償化の対象外です。

⑵　延長保育料は、満3歳未満児と同額です。

３　副食費について（３歳～５歳児のみ）

⑴　公立保育園の副食費は月の給食提供日数に関わらず月額4,500円、公立幼稚園の副食費は月の給食提供日数に関わらず月額3,000円です。私立施設の副食費徴収額、徴収方法等は各施設が定めます。

⑵　以下の①～③に当てはまる場合、副食費が免除されます。
①　1号（特別利用保育を除く）で出生順（小学校3年生以下と特定の施設※に在籍している子どものうちの出生順が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども
②　2号で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が57,700円未満　（ひとり親世帯等については77,101円未満）の世帯の子ども
③　特別利用保育で同時通園の出生順（特定の施設※に在籍している小学校就学前の子どものうちの出生順）が第3子以降の子ども、または住民税所得割額が77,101円未満の世帯の子ども

⑶　公立保育園で、感染症等の理由によって保育の一時停止（食事が提供されない日を除き、連続して6日以上）を行った場合は、副食費の減免を受けられます。翌月15日までに申請を行ってください。（余暇や家庭の都合等による欠食は減免の対象外です。）私立施設については、各施設へご確認ください。

４ 特別利用保育について

⑴　年齢、階層等に関わらず月額8,000円の利用者負担額となります。

⑵　副食費は月額4,500円です。

満３歳未満児の２・３号認定子ども保育料（利用者負担額）徴収基準額表

（単位：円）

世帯①
（市町村民税所得割額 57,700円未満）

階層	定　　義	満３歳未満児 第１子 短時間	第１子 標準時間	第２子 短時間	第２子 標準時間	第３子以降		延長保育料（月額・30分毎）
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0		0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0		
C	市町村民税均等割のみ	12,000	14,100	3,600	4,230	0		350
D１	市町村民税所得割額　48,600円未満	12,800	14,900	3,840	4,470	0		
D２の一部	48,600円以上 ～ 57,700円未満	18,000	22,200	5,400	6,660	0		700

世帯②【ひとり親世帯等】
（市町村民税所得割額 77,101円未満）

階層	定　　義	第１子 短時間	第１子 標準時間	第２子 短時間	第２子 標準時間	第３子以降		延長保育料（月額・30分毎）
A	生活保護世帯等	0	0	0	0	0		0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0		
C	市町村民税均等割のみ	5,000	5,000	0	0	0		350
D１	市町村民税所得割額　48,600円未満	5,000	5,000	0	0	0		
D２	48,600円以上 ～ 69,300円未満	5,000	5,000	0	0	0		700
D３の一部	69,300円以上 ～ 77,101円未満	5,000	5,000	0	0	0		

世帯③【単独通園】
（市町村民税所得割額 57,700円以上）

階層	定　　義	第１子 短時間	第１子 標準時間	第２子 短時間	第２子 標準時間	第３子以降 短時間	第３子以降 標準時間	延長保育料（月額・30分毎）
D２の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ～ 69,300円未満	18,000	22,200	14,400	17,760	(12,000)	(16,200)	700
D３	69,300円以上 ～ 97,000円未満	24,500	28,700	19,600	22,960	(18,500)	(22,700)	
D４	97,000円以上 ～ 133,000円未満	37,000	41,200	29,600	32,960	29,600	32,960	
D５	133,000円以上 ～ 169,000円未満	39,500	44,300	31,600	35,440	31,600	35,440	800
D６	169,000円以上 ～ 235,000円未満	45,300	51,900	36,240	41,520	36,240	41,520	1,100
D７	235,000円以上 ～ 301,000円未満	51,000	57,600	40,800	46,080	40,800	46,080	
D８	301,000円以上 ～ 397,000円未満	54,000	60,600	43,200	48,480	43,200	48,480	
D９	397,000円以上	56,000	62,600	44,800	50,080	44,800	50,080	

世帯④【同時通園】
（市町村民税所得割額 57,700円以上）

階層	定　　義	第１子 短時間	第１子 標準時間	第２子 短時間	第２子 標準時間	第３子以降 短時間	第３子以降 標準時間	延長保育料（月額・30分毎）
D２の一部	市町村民税所得割額 57,700円以上 ～ 69,300円未満	18,000 (12,000)	22,200 (16,200)	5,400 (3,000)	6,660 (5,100)	0	0	700
D３	69,300円以上 ～ 97,000円未満	24,500 (18,500)	28,700 (22,700)	7,350 (6,250)	8,610 (8,350)	0	0	
D４	97,000円以上 ～ 133,000円未満	37,000 (31,000)	41,200 (35,200)	11,100	12,360	0	0	
D５	133,000円以上 ～ 169,000円未満	39,500 (33,500)	44,300 (38,300)	11,850	13,290	0	0	800
D６	169,000円以上 ～ 235,000円未満	45,300 (39,300)	51,900 (45,900)	13,590	15,570	0	0	1,100
D７	235,000円以上 ～ 301,000円未満	51,000 (45,000)	57,600 (51,600)	15,300	17,280	0	0	
D８	301,000円以上 ～ 397,000円未満	54,000 (48,000)	60,600 (54,600)	16,200	18,180	0	0	
D９	397,000円以上	56,000 (50,000)	62,600 (56,600)	16,800	18,780	0	0	

※４月１日現在の満年齢で決定します。
※延長保育料は満3歳以上児も同額です。

８　地域福祉

⑴　地区福祉ひろば整備及び調整事業

ア　目的

地区福祉ひろばは、高齢者をはじめとする市民が住み慣れた地域において、共に支え合う地域社会の実現に向け、住民参加による地域住民の生きがい、健康及び福祉づくりの増進を目的とします。

イ　施設の整備状況

平成７年度から順次、３５地区すべてに整備を行い、平成２０年度には本郷地区に２館目を整備し、令和元年度に鎌田地区福祉ひろばの増築、令和３年度に里山辺地区福祉ひろばの移転、令和４年度に奈川地区福祉ひろばの移転、令和５年に芳川地区に２館目整備を行いました。

今後は、公共施設再配置計画を踏まえ、施設を適切に維持するとともに公民館と併設していない施設の場合、公民館大規模改修等に併せて集約化の検討をします。

【施設の規模】

総面積	教養娯楽室	事務室	トイレ・廊下等	併　設　施　設
約 135～155 ㎡	約 100 ㎡	約 20 ㎡	約 15～35 ㎡	公民館、デイサービスセンター、児童館・児童センターなど

ウ　事業概要

地域づくりを一体的に推進する体制として、地区福祉ひろば管理運営事業は、地域づくりセンター及び地域づくり課が所管しますが、ひろば事業は、地区住民を主体とした地区福祉ひろば事業推進協議会に委託等をして運営します。福祉ひろばの設置目的に基づいた事業が３５地区で実施できるように調整を図ります。

⑺ ふれあい健康教室	健康相談、介護予防の推進
⑴ 町会福祉の支援	出張ふれあい健康教室の実施等による場づくりへの支援
⑼ 地域福祉･健康づくり学習会	地域課題の検討や情報の提供、学習の場づくり
⑵ ボランティア支援	送迎ボランティア等、活動の受け皿づくり
⑻ サークル活動の支援	サークルの育成・支援
⑷ 市民歩こう運動	ウォーキングによる健康増進のための場づくり

⑵　地域福祉計画推進事業

ア　第４期松本市地域福祉計画の推進

社会福祉法の規定に基づき、地域福祉の推進に関する事項を一体的に定める計画として、令和３年度から７年度までの５年を計画期間とする第４期松本市地域福祉計画に基づき、高齢者、障がい者、子ども、生活困窮などの制度や分野ごとの「縦割り」の関係や「支え手」と「受け手」という関係を超えて、地域住民や多様な団体がつながる「地域共生社会」を実現していくため、更なる住民主体の地域福祉活動支援や複雑化・複合化した困難な課題などに対応するための多機関の連携体制づくりなどを推進します。

イ　誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（重層的支援体制整備事業）

８０５０問題やヤングケアラーなどの複雑化･複合化した課題や制度の狭間にある支援ニーズに対応するため、高齢者・障がい者・子ども・生活困窮などの制度・分野を超えて、相談支

援、参加支援、地域づくりに向けた支援などを一体的に行う「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業（国が示す、重層的支援体制整備事業）」を令和５年度から実施しています。

事業の実施にあたっては、令和４年度に策定した「誰も取り残さない全世代型支援体制整備事業実施計画」に基づき、これまで高齢者分野で培った地域包括ケアシステムの仕組みを活用して、次の３つの支援が相互に重なり合いながら、組織全体がチームとして本人及びその世帯に寄り添った伴走支援を実施します。

(ｱ)　個々の課題にチームで伴走支援

a 健康福祉分野の地区担当職員が連携し、３５地区を単位とした初期相談体制を強化

b 相談者の属性や世代、相談内容にかかわらず相談を受け止める。

c 必要な支援が届いていない人に対し、寄り添いながらつながり続ける支援

(ｲ)　狭間の課題などを全世代型個別支援（多機関協働事業：福祉政策課）

a 既存分野で対応困難な課題の解きほぐし、支援機関の役割分担、方向性の整理など包括的な支援体制構築の中核を担う。

b 個別支援プランの作成、支援状況の検証や支援終結の判断、社会資源の充足状況の検討など

c 潜在的な相談者の支援に向け、情報共有や支援方策の検討

(ｳ)　誰もが参加でき、交流できる場づくりや社会とのつながりを支援

a 公的分野における制度の活用や調整

b 狭間のニーズに対し、公的支援と地域における支援を効果的に組み合わせて対応

c 世代や属性を超えて交流できる場づくりや人と人とがつながり支え合う関係づくりを支援

ウ　生活支援体制整備事業

高齢者を中心とした多様な地域の助け合いを推進するため、地区生活支援員を社会福祉協議会に委託、３５地区の地域づくりセンターへ配置し、支援を必要とする人と地域の資源を結び付けるとともに、担い手の育成や地域課題の把握、資源の見える化等を関係職員と一緒に進めています。また、全市的な生活支援体制整備に関する課題解決については、生活支援体制整備委員会で協議を行います。

エ　地域福祉活動推進事業交付金等

(ｱ) 目的

地域住民が互いに支え合う地域福祉活動の新たな担い手を育成、確保し、更なる活動の推進を目的として、任意の団体が行う活動に交付金等を交付するものです。

(ｲ) 概要

<table>
<tr><th colspan="3">事　業　名</th><th>限度額</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td rowspan="3">【交付金】</td><td rowspan="3">支え合い活動事業</td><td>健康づくり･居場所づくり事業</td><td>5 万円</td><td>健康づくり、身体機能の回復、閉じこもりがちな住民等が外出して集うための居場所づくり等に関する事業</td></tr>
<tr><td>外出支援事業</td><td>10 万円</td><td>買い物や通院等の外出支援に関する事業</td></tr>
<tr><td>家事支援事業</td><td>5 万円</td><td>掃除、洗濯、調理、庭木の手入れ等自宅での日常生活における家事支援に関する事業</td></tr>
</table>

【補助金】	基盤整備事業	団体設立支援事業（１団体１回）	5 万円	10/10 以内	支え合い活動を行う団体が、当該団体を設立するために行う会議、研修、学習会等に要する経費
		居場所設備整備事業（１施設１回）	5 万円		支え合い活動を行うために、地域住民の居場所を整備する場合の備品購入等の経費
		居場所改修整備事業（１施設１回）	35 万円	3/4 以内	支え合い活動を行うために、地域住民の居場所として空き家などを改修する場合の改修費
		支え合い活動運営事業	5 万円	10/10 以内	支え合い活動を行う場所の利用料又は賃借料
	周知啓発事業		5 万円	10/10 以内	地域福祉活動の普及啓発に係る講師謝礼、チラシの印刷等に要する経費

⑶　災害時要援護者支援プラン推進事業

ア　目的

災害時に避難が困難となる障がい者や高齢者等の要援護者を支援するため、日常から地域で見守る体制や情報の共有、福祉事業者との連携体制を構築するものです。

イ　事業概要

（ｱ）避難行動要支援者名簿

松本市避難行動要支援者名簿に関する条例に基づき、本人から個人情報の外部提供に対する拒否の意思表示がない限り、平常時から町会、民生・児童委員、自主防災組織など避難支援に携わる者に名簿情報を提供し、地区や町会の実情に応じた見守り・避難支援体制づくりを庁内関係課、社協等と連携して支援します。

（ｲ）福祉事業者等との連携及び福祉避難所体制の構築等

福祉事業者と連携し、福祉避難所運営体制の構築等を推進します。

・平成２４年度　松塩筑木曽老人福祉施設組合の 6 施設と福祉避難所協定を締結
・　　２５年度　（福）中信社会福祉協会の 4 施設と福祉避難所協定を締結
・　　２６年度　松塩筑木曽老人福祉施設組合の市外 10 施設と福祉避難所協定を締結
・　　２８年度　（一社）福祉用具供給協会と福祉用具等物資供給等に関する協定を締結
・　　２９年度　福祉避難所協定の拡大に向けて、市内の介護事業者等との協議、調整
・　　３０年度　市内 25 法人 49 事業所と福祉避難所協定を締結
福祉避難所開設運営マニュアルを作成
総合防災訓練時において、福祉避難所開設運営訓練を実施
・令和　元年度　市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結
総合防災訓練時において、福祉避難所開設運営訓練を実施
・　　４年度　市内 1 法人 1 事業所と福祉避難所協定を締結
５年度　市内２法人２事業所と福祉避難所協定を締結

（ｳ）福祉避難所一覧（３１法人７２事業所）

施　設　名	施　設　名
特別養護老人ホーム　岡田の里	サービス付き高齢者向け住宅 リバーサイドまるのうち
特別養護老人ホーム　四賀福寿荘	介護付き有料老人ホーム むつみの郷 岡田
特別養護老人ホーム　やまびこの里	住宅型有料老人ホーム むつみの郷 里山辺
デイサービスセンター きたえるーむ松本今井	サービス付き高齢者向け住宅 むつみの郷 あがた
特別養護老人ホーム　ちくまの	サービス付き高齢者向け住宅 秋葉の丘
特別養護老人ホーム桔梗荘	介護老人福祉施設 サルビア
特別養護老人ホーム木曽あすなろ荘	住宅型有料老人ホーム あんじゅり
特別養護老人ホームピアやまがた	デイサービス美事
デイサービスセンターやまがた	デイサービスセンター ツクイ松本
特別養護老人ホームサンライフおみ	介護付有料老人ホーム 赤いりんご
デイサービスセンター聖	認知症対応型 共同生活介護 グループホームあずさ小町
特別養護老人ホームサニーヒルきそ	ニチイケアセンター 松本寿
デイサービスセンターそほく	ニチイケアセンター 松本筑摩
特別養護老人ホームなんてんの里	特別養護老人ホーム ゆめの里和田
デイサービスセンターひなたぼっこ	グループホーム エフビー波田
障害者支援施設　梓荘	住宅型有料老人ホーム ＮＰＯ法人 ラポールエージレス湯の原
障害者支援施設　共立学舎	かがやきの家笹部
障害者支援施設　あい・アドバンス今井	有料老人ホーム ふれあい荒井荘
障害者支援施設　ささらの里	デイサービスセンター シニアリゾートふれあい征矢野
松本市城山介護老人保健施設	はた敬老園デイサービスセンター
特別養護老人ホーム うつくしの里	松本市芳川デイサービスセンター
うつくしの里 デイサービスセンター	介護付有料老人ホーム エールコート咲楽
松本市蟻ヶ崎デイサービスセンター	デイサービスセンター き・ら・ら
介護老人保健施設 ローズガーデン	小規模多機能型居宅介護事業所 ウエストベリー波田
特別養護老人ホーム・ローズガーデン	介護付有料老人ホーム　ケイエス神林
ケアハウス・ローズガーデン	住宅型有料老人ホーム　ケイエス神林別館
介護老人保健施設 ハーモニー	住宅型有料老人ホーム　ケイエス島内
グループホーム ハーモニー	コムハウス
グループホーム ハーモニー笹部	第２コムハウス・ゆい
デイサービス ハーモニー	らいふあしすと
地域密着型介護老人福祉施設 ハーモニー沢村	グループホーム岡田松岡
障害者支援施設 四賀アイ・アイ	地域密着型介護付き有料老人ホームケアライフ笹賀
ドリームワークス	介護老人保健施設のむぎ
地域密着型特定施設入居者生活介護 まるのうちラクシア	ほっとハウスしまうちの家
小規模多機能型居宅介護 四季の風	特別養護老人ホーム　ぬくもりの里　島立
リハビリ専門デイサービス常念望	ツクイ松本岡田

9　保健・医療

		事　業　名	担当	ページ
保健・医療	予防衛生	定期予防接種	健康づくり課	78
		任意予防接種		
		感染症の予防及び対策	保健予防課	80
		エイズ・性感染症相談、検査		
	保健衛生	がん検診	健康づくり課	80
		各種検診		
		母子保健事業		82
		健康増進活動		
		精神保健福祉の相談・支援	保健予防課	84
		指定難病の相談、支援		
		特定給食施設等指導事業		
	福祉医療等	子育て支援医療	こども福祉課	86
		ひとり親家庭援医療（母子家庭の母子）		
		ひとり親家庭援医療（父子家庭の父子）		
		ひとり親家庭援医療（父母のない児童）		
		障害者支援医療（20歳未満の障がい児）		
		障害者支援医療（20歳以上の障がい者）	障がい福祉課 西部福祉課	
		特定疾患患者見舞金支給事業	障がい福祉課	
		自立支援医療（育成医療）	こども福祉課	
		未熟児養育医療		
		小児慢性特定疾病医療		
	国民健康保険事業	保険給付	保険課	88
		その他の事業	健康づくり課	92
	後期高齢者医療制度	保険給付	保険課	92
		その他の事業	健康づくり課	96
	地域医療（へき地医療）	市立病院・診療所管理運営	病院局 福祉政策課	98
	救急医療	救急医療	福祉政策課	100
	小児医療	子育て支援講座	福祉政策課	101
	周産期医療	松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク事業	福祉政策課	101
	災害医療	災害医療	保健総務課	101

（1）予防衛生

名　称		目的	根拠法	施行年月日	対象者
定期予防接種	Ｂ型肝炎	感染症の恐れがある疾病の発生及びまん延の予防	予防接種法	S23 （R2.10改正）	1歳に至るまでの間にある者
	ロタウイルス感染症				ア　経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン：出生6週0日後から24週0日後までの間にある者 イ　5価経口弱毒生ヒトロタウイルスワクチン：出生6週0日後から32週0日後までの間にある者
	小児肺炎球菌感染症				生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
	Ｈｉｂ感染症				生後2月から生後60月に至るまでの間にある者
	四種混合 ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）				１期　生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	五種混合 ジフテリア、百日せき、破傷風、急性灰白髄炎（ポリオ）、Ｈｉｂ感染症				１期　生後2月から生後90月に至るまでの間にある者
	二種混合 ジフテリア 破傷風				11歳以上13歳未満の者
	結核（ＢＣＧ）				1歳に至るまでの間にある者
	麻しん風しん				1期 生後12月から生後24月に至るまでの間にある者
					2期 5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する前日までの間にある者
	水痘				生後12月から生後36月に至るまでの間にある者
	日本脳炎				1期初回　生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（平成7.4.2生から平成19.4.1生の特例対象者は20歳未満まで）
					1期追加　生後6月から生後90月に至るまでの間にある者（平成7.4.2生から平成19.4.1生の特例対象者は20歳未満まで）
					2期　9歳以上13歳未満の者（平成7.4.2生から平成19.4.1生の特例対象者は20歳未満まで）
	ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん） 定期接種対象者				12歳となる日の属する年度の初日から16歳となる日の属する年度の末日までの間にある女子
	ヒトパピローマウイルス感染症（子宮頸がん） キャッチアップ接種対象者				平成9年度生まれから平成19年度生まれの女子
	高齢者肺炎球菌感染症				65歳の者 60歳以上65歳未満のハイリスク者
	高齢者インフルエンザ				65歳以上の者 60歳以上65歳未満のハイリスク者
	新型コロナウイルス感染症				65歳以上の者 60歳以上65歳未満のハイリスク者

回数等	通知方法	令和5年度 実施延人員
３回	個人通知 ホームページ周知	4,396人
アを使用する場合２回 イを使用する場合３回		3,437人
１～４回 ※開始月齢により回数が異なる		5,857人
１～４回 ※開始月齢により回数が異なる		5,840人
初回3回、追加１回		6,348人
初回3回、追加１回 ※定期接種化		-
１回		1,748人
１回		1,517人
１回		1,595人
１回		1,684人
２回		3,089人
２回		3,269人
１回		1,847人
１回		2,959人
３回 ※9価ワクチンを15歳未満で接種開始する場合2回		1,372人
３回（既に接種が完了している分は除く）		1,869人
１回		1,865人
（毎シーズン）１回　秋～冬	個人通知なし 広報・ホームページ周知	44,867人
（毎シーズン）１回　秋～冬　　※定期接種化		-

任意予防接種	おたふくかぜ	※平成25年4月から松本市独自で補助事業実施			1歳以上2歳未満の者
	こどものインフルエンザ	※令和2年10月から松本市独自で補助事業実施			生後6カ月から満12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童
	帯状疱疹	※令和5年4月から松本市独自で補助事業実施			満50歳以上の者
感染症予防及び対策	感染症予防	感染症発生時の二次感染の防止	※1感染症法	H11.4.1	
	風しん抗体検査	出生児の先天性風しん症候群の発症を防ぐ	※2「特定感染症検査等事業の実施について」通知	R3.4.1	妊娠を希望する女性 風しん抗体価が低い妊娠の配偶者などの同居者
	エイズ・HIV等性感染症相談・検査	エイズ・性感染症の発生予防及びまん延の防止を図る		R3.4.1	HIV・性感染症に関する相談及び検査を希望する者（居住地不問、匿名）
		エイズHIV等性感染症の正しい知識の普及	—	H19.3	・エイズ HIV等性感染症の正しい知識の

※1　感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律
※2（平成14年3月27日　健発第0327012号、平成31年3月27日　健発第0327第25号最終一部改正）

（2）保健衛生

保健指導事業

名称		目的	根拠法	施行年月日	実施
がん検診	胃がん検診	がんの早期発見	健康増進法	S40	検診車及び医師会において胃部レント
	肺がん検診（CT検診含）			S58	喀痰細胞検査、胸部レントゲン撮影、クーポンあり
	大腸がん検診			S62	便の潜血検査（2日実施）　ふしめ年齢特定健診・胃がん検診・乳がん検診と
	子宮がん検診			S43	頸部細胞診、体部検診（医師が必要認ふしめ年齢無料クーポンあり
	乳がん検診（含ﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ検査）			S55 (H14)	・視診、触診、超音波写真撮影 ・乳房X線検査（マンモグラフィ）ふ
	前立腺がん検診			H16	血液検査による前立腺特異抗原値の
歯周疾患検診		歯周疾患の早期発見と予防		H20	歯の検査・歯肉検査・ブラッシング
妊婦歯科検診		歯周疾患の早期発見と予防		H24	歯の検査・歯肉検査・ブラッシング
肝炎ウイルス検診		感染の早期発見、早期治療		H14.4	血液検査（HCV抗体検査、HBS抗原検査）
骨粗鬆症検診		骨粗鬆症の早期発見、早期治療		H7	超音波検査、X線検査
緑内障検診		視覚障害の早期発見早期治療	—	H14	眼底検査、眼圧検査、前房深度検査を
胃がんリスク検診		胃がんの一次予防	—	H26	血液検査（ﾍﾟﾌﾟｼﾉｹﾞﾝ、ﾍﾘｺﾊﾞｸﾀｰ・ﾋﾟﾛﾘ
肝炎ウイルス検診		肝炎ウイルス陽性者の早期発見、早期治療	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（感染症法）	R3	HBS抗原検査、HCV抗体検査判定により

1回限り　3,000円補助	ホームページ周知	1,415人
従来ワクチン：1,700円×2回 補助 経鼻ワクチン：3,400円×1回 補助		21,386人
生ワクチンは3,000円補助、不活化ワクチンは6,000円×2回補助。補助は生涯で一方のみを一度限り。（不活化ワクチンは2回接種を一度とみなす。）		生ワクチン：440人 不活化ワクチン：3,457人
1回限り　無料 風しん抗体検査（ＨＩ法又はＥＩＡ法）	広報周知 ホームページ周知	90人
相談は随時 検査は希望時（HIV、梅毒、性器クラミジア感染症）	松本市公式SNSによる周知 ホームページ周知	242人
普及と予防事業	出前講座、広報活動	学校等　7,841人

内　　容	回数・対象等		通知方法	令和５年度実績
ゲン撮影	30歳以上		ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 個人通知	2,635人
CT検査（H18年度～）年度内60歳無料	40歳以上			16,025人
無料クーポンあり 同時実施	30歳以上			15,102人
めた場合）、HPV検査併用あり	20歳以上			9,950人
しめ無料クーポンあり	30歳以上(超音波) 40歳以上(ﾏﾝﾓｸﾞﾗﾌｨ)			10,475人
測定	50歳以上			5,901人
実技	30,40,50,60,70歳の節目	指定医療機関		768人
実技	妊婦	指定医療機関		554人
ふしめ年齢無料クーポンあり	今年度40歳になる方又は41歳以上の方で今まで検査を受けてない方			1,153人
	30歳以上			3,558人
実施	40歳以上			957人
抗体）	40～75歳の5歳間隔の節目で今まで検査を受けていない方			1,037人
HCV核酸増幅検査	検査を希望する方で、今まで本検査を受けていない方			101人

名　称		目的	根拠法	施行年月日	実　　施
母子保健事業	不妊治療助成事業（こうのとり支援事業）	少子化対策		H13.4	年度内治療費等のうち保険適応後自己負
	不育症治療助成事業	少子化対策		H26.4	一治療にかかった治療費等のうち自己
	妊婦一般健康診査	妊婦の健康保持増進	母子保健法	H9.4	医師診察、血液、尿検査、子宮頚がん
	妊娠期の情報配信	母性、父性の育成		R2.4	妊娠中の健康・育児ワンポイント動画 食事について・タバコについて・パパへ
	産婦健康診査	産婦の健康保持 産後うつの早期発見、虐待防止		R元.4	問診、診察、体重・血圧測定、尿検査、
	妊産婦・新生児訪問	疾病等の早期発見 健康増進、育児支援		H9.4	助産師、または保健師の訪問による相
	乳児一般健康診査			H9.4	医師診察、身体計測、栄養指導、血液
	乳児健診			S33.4	医師診察、発達観察、身体計測、尿検
	幼児健診			S52.4	医師診察、発達観察、身体計測、歯科科相談
	乳幼児二次健診			S56.4	専門家による診察、発達検査、相談等
	育児相談			S49.4（オンライン R3,2）	発育発達相談、育児相談、オンライン子
	育児学級	育児の学びの場、 育児支援		S63.4（オンライン R2,11）	離乳食初期（オンラインもしくは対面の（オンライン・対面の併用）、地区にお援教室
	産後ケア事業	育児支援		H27.9	産褥入院・デイケア
				H30.6	母乳・育児相談
	育児ママヘルプサービス			H13.4	沐浴・授乳・相談等助産師の訪問による
高齢者保健	一般介護予防事業	高齢者の介護予防	介護保険法	H27.4	人材育成（体力づくりサポーター育成） 自主運動サークル支援事業（いきいき
健康増進活動	家庭訪問	疾病予防	健康増進法		疾病全般の指導、乳幼児健診の事後
	健康相談	生活習慣病予防、 心の健康、 介護予防他		H16.8	1　健康相談 高血圧、糖尿病等の重点健康相談、 2　こころの相談
	むし歯及び歯周疾患予防	健康意識の普及	健康増進法	S56	1　歯科管理登録制度 2　保育園、幼稚園の集団指導

内　　容	回数・対象等	通知方法	令和５年度実績
担分の一部を助成	不妊治療している夫婦 （５回まで）	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 医療機関	304組
負担分の一部助成	不育症治療をした夫婦 （５回まで）		1組
検診等、超音波検査	公費負担（基本健診14回 追加検査5回 超音波検査4回）	母子手帳 交付時	（延）16,971人
の配信（沐浴・オムツ交換・着替え・ のメッセージ）	妊婦とそのパートナー	〃	動画再生回数 1,285回
EPDS（エジンバラ産後うつ病質問票）	産後２週間及び産後１か月	〃	（延）2,691人
談、身体計測、発達観察	妊婦・産婦及び新生児	〃	（延）3,020人
検査と尿検査（必要に応じて）	生後3ヵ月から11ヵ月までに1回	出生届提出 時	1,102人
査、育児･栄養・歯科相談	4ヵ月児・10ヵ月児	個人通知	2,991人
診察、尿検査、眼検査、育児･栄養・歯	1歳6ヵ月児・3歳児		3,561人
	要観察児		（延）447人
育て相談	随時　各保健センター等	健診時ＰＲホー ムページ子育て 行政アプリ等	（延）13,266人
いずれか）離乳食中期ハイブリッド ける子育て講話、多胎児交流、母子支	随時　各保健センター等	健診時ＰＲ 広報等	（延）2,784人
	母親の退院後30日以内で産褥入院7 日、　デイケア7日	母子手帳交付時 産婦人科病院	81人
	母乳・育児相談1歳の誕生日の前日ま で		405人
サービス	利用開始から90日以内に20回まで、多胎児 は退院日から1年以内に50回まで	広　報	47人
百歳体操）	65歳以上の高齢者	広報 地区回覧等	・体力づくりｻﾎﾟｰﾀｰ登録有 392人 ・いきいき百歳体操ｻｰｸﾙ数 126ヵ所
指導、精神保健指導	必要に応じて	〃	（延）1,590人
一般健康相談	１　随時（保健センター、福祉 ひろば、支所出張所） ２　第４金曜日（予約制）	〃	（延）7､836人 19人
	１　登録者に対し4歳までに定期的 に健診 ２　年1回　保育園41、幼稚園3園	健診時ＰＲ	1登録児　376人 1,251人 ２ 園児　923人 保護者　857人

名　称		目的	根拠法	施行年月日	実　　施
健康増進活動	食　生　活　改　善	食生活改善推進員の養成、生活習慣病予防の食生活改善	―	S61.4	1　食生活改善推進員の養成教室 2　生活習慣病予防・健康増進のための（松本市食改善推進協議会へ委託等）
	三 献 運 動 の 推 進	献血・献眼・献腎の推進	（都市宣言）	(H9.3)	献血、献眼、献腎の三献思想の普及、
	自　殺　予　防　対　策	自殺予防	自殺対策基本法	H21.4	松本市自殺予防対策推進計画の推進 1　普及啓発事業（街頭活動等） 2　自殺予防専用相談「いのちのきず 3　地域支援者向け講座 4　松本市自殺予防対策推進協議会の
	受動喫煙防止対策事業	受動喫煙防止対策	健康増進法	H20.4	1 受動喫煙防止に関する周知啓発 2　医師会・歯科　医師会・薬剤師会と 3　特定施設における相談・指導・立入 4　喫煙可能室設置届受理
	特定給食施設等指導事業	健康増進	健康増進法	R3.4	1　特定給食施設等の届出受理 2　特定給食施設等巡回指導 3　特定給食施設従事者研修会
精神保健福祉の相談・支援	相　　談　　支　　援	精神障害者への支援	精神保健福祉法	H7.7	精神保健及び精神障害者福祉に関し、本
	精　神　保　健　相　談	精神的不調等で悩んでいる方への支援			専門医の相談（本人、家族、関係者等）
	児童・思春期精神保健相　　件談	精神的不調等で悩んでいる児童・生徒・保護者への支援			専門医の相談（本人、家族、関係者等）
	依　存　症　相　談	依存症問題で悩んでいる方への支援			専門医の相談（本人、家族等）
指定難病の相談・支援	難 病 患 者 療 養 支 援	難病患者やその家族の日常生活および療養生活上の支援	難病の患者に対する医療等に関する法律	H27.1	・新規申請者などからの相談に応じ、 ・在宅療養者に対して訪問・面接をし、
	ス　モ　ン　検　診	スモン患者の健康管理	厚労省難治性疾患対策研究事業	S47	専門医による検診

内　　容	回数・対象等	通知方法	令和５年度実績
食生活改善栄養指導事業の開催	1　年間2コース各6回 2　35地区で栄養指導教室を開催 一般市民対象	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 広報	1,548人
啓発	随時	ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ 広報	・全血献血　23,403人 ・成分献血　11,665人
な松本」の継続 開催	1　随時 2　平日午前9時～午後5時15分 3　35地区 4　協議会　1回開催	広　報 ちらし SNS ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等	いのちのきずな松本 相談延べ数 1,742件
の連携による禁煙相談体制の強化 ・周知啓発	1　通年 2　喫煙者 3　特定施設 4　既存特定飲食提供施設	広　報 ＳＮＳ ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等	○啓発活動 全35地区で実施 5月乳幼児健診で啓発 ○禁煙支援　421人 ○相談・指導　11件 ○届出数　2件
	1　随時 2　病院、学校給食センター年1回 （他施設は、2～3年に1回） 3　年1回		・届出施設数　162施設 ・指導件数　72件 ・研修会　169人
人及び家族等からの相談に応じる	随時	広　報 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等	・訪問相談　130件 ・来庁　95件 ・電話　398件
	第1～4月曜日・第1木曜日の午後（予約制）	広　報 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等	22件
	第2～4木曜日の午後（予約制）	広　報 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等	41件
	第1木曜日の午前（予約制）	広　報 ﾎｰﾑﾍﾟｰｼﾞ等	3件
必要な支援につなぐ 療養状況や災害時等の確認をする	新規申請時及び必要時	新規申請時 更新時 個別連絡	33件
	年に1回	個別連絡	3件

（３）医療費助成制度（福祉医療）

ア　福祉医療費給付事業

乳幼児・児童、ひとり親家庭、障がい者、老人等の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の一部を助成しています。

医療区分		目　的	準拠法	施行年月日	要　　件
子育て支援医療（乳幼児・児童）		乳幼児・児童、母子家庭の母子、父母のない児童及び父子家庭の父子、障がい者（児）、老人の健康保持と福祉の増進を図るため、医療費の自己負担分を助成する。	市福祉医療費給付金条例	S 48. 4. 1　当初1,000足切 S 49. 5. 1　足切撤廃 S 58. 7. 1　所得制限導入 H 8. 7. 1　所得制限撤廃 H 11. 4. 1　所得制限導入 3～5歳未満 H 12. 7. 1　4～就学前 H 15. 7. 1　所得制限導入 0歳～就学前 H 18. 4. 1　所得制限廃止 0歳～就学前 H 22. 4. 1　0歳～小学校3年児童 H 23. 4. 1　小学校4年→中学校3年（入院） H 25. 4. 1　小学校4年→中学校3年（通院） H 30. 8. 1　現物給付方式導入 R 4. 4. 1　中学校3年→高校3年	0歳～18歳（高校3年生）（入院・通院）
ひとり親家庭支援医療	母子家庭の母子父母のない児童			S 49.11. 1　当初 S 53. 4. 1　母子所得制限廃止 S 58. 7. 1　給付範囲拡大 S 59.10. 1　社保本人適用 H 15. 7. 1　所得制限導入 H 18. 8. 1　旧松本市の制度に統一	1 母子及び寡婦福祉法第5条1項に規定する女子で、18歳未満の児童等を現に扶養する者及びその児童 2 母子及び寡婦福祉法附則第3条に規定する父母のない18歳未満の者等
	父子家庭の父子			S 53. 4. 1　当初 S 58. 7. 1　給付範囲拡大 S 59.10. 1　社保本人適用 H 15. 7. 1　所得制限緩和 H 18. 8. 1　旧松本市の制度に統一	配偶者のない男子で、18歳未満の児童等を現に扶養する者及びその児童
障害者支援医療				S 46.10. 1　当初 S 49. 1. 1　3級 S 53. 4. 1　4級 S 56. 7. 1　第四項症以上 S 59.10. 1　社保本人適用 H 15. 7. 1　所得制限導入 精神1級通院 H 18. 8. 1　旧松本市の制度に統一 所得制限一部廃止 （重度障害者） H 22. 4. 1　精神2級自立支援通院 H 25. 4. 1　精神2級通院 H 27. 4. 1　18歳以下の所得制限廃止 H 30. 8. 1　乳幼児に係る医療費現物給付化	1 身体障害者手帳　　1級～4級 2 特別児童扶養手当　1級～2級 3 療育手帳　A1・A2・B1 4 精神障害者保健福祉手帳1級～2級（通院のみ） 5 65歳以上国民年金別表該当

イ　特定疾患患者見舞金

事業名	目的	準拠法	施行年月日	要件
特定疾患患者見舞金支給事業	特定疾患患者の経済的、精神的負担の軽減と、福祉の増進を図る。	市特定疾患患者見舞金支給要綱	S 48.12.28	1 特定疾患県要綱に基づく受給者証の交付を受けている者 2 市要綱に定める疾患（22病種）の者 3 本市に1年以上住所を有する者

ウ　自立支援医療（育成医療）

事業名	目的	準拠法	施行年月日	要件
自立支援医療（育成医療）	身体上の障がいがある児童に対して、障がいをなくしたり、軽減するために行う手術などの医療費を公費で補助	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（国）	H 18. 4. 1　当初 H 25. 4. 1　県から市に権限移譲	1 18歳未満であること。 2 保護者の住所が市内にあること。 3 指定医療機関で医療を受けること。

エ　未熟児養育医療

事業名	目的	準拠法	施行年月日	要件
未熟児養育医療	身体の発達が未熟のまま出生した子どもで、指定医療機関へ入院し、養育を行う必要のある子どもに対する医療費を公費で補助	母子保健法（国）	S 40. 4. 1　当初 H 25. 4. 1　県から市に権限移譲	1 満１歳未満（乳児）であること。 2 お子さんの住所が市内にあること。 3 指定医療機関で医療を受けること。

オ　小児慢性特定疾病医療

事業名	目的	準拠法	施行年月日	要件
小児慢性特定疾病医療	特定の疾病治療に係る医療費を公費で補助	児童福祉法（国）	S 22.12.12 R 3.4.1　県から市に権限移譲	1 原則18歳未満であること。 2 お子さんと保護者の住所が市内にあること。 3 指定医療機関で医療を受けること。

所得による制限	申請手続		給付内容	備考（５年度の状況）
	申請先	申請手続に必要なもの		
なし	こども福祉課 ※各支所、出張所 西部福祉課	1 備付の申請書 2 お子さんの健康保険証 3 普通預金通帳	0歳～18歳（高校3年生）までは、保険の適用となった医療費について、1カ月１医療機関の窓口負担が500円となる現物給付方式 その他は、保険の適用となった医療費を一旦支払い後日500円を除いた額を給付する自動給付方式	1 受給者数 34,305 人 2 給 付 額 806,486,547 円
児童扶養手当に準拠		1 備付の申請書 2 健康保険証 3 普通預金通帳 4 戸籍謄本		1 受給者数 3,705 人 2 給 付 額 97,358,156 円 1 受給者数 185 人 2 給 付 額 3,434,892 円
特別障害者手当に準拠 以下の方は、所得制限なし ※身体障害者手帳1・2級 ※療育手帳A1 ※精神障害者保健福祉手帳1級 18歳以下の方は、所得制限なし	20歳未満の障がい児 こども福祉課 20歳以上の障がい者 障がい福祉課 西部福祉課 ※各支所、出張所	1 備付の申請書 2 健康保険証 3 普通預金通帳 4 手帳等 （障がい等級がわかるもの）		1 受給者数 10,040 人 障がい児 151 人 障がい者 9,889 人 2 給 付 額 825,480,151 円 障がい児 9,721,175 円 障がい者 815,758,976 円

所得による制限	申請手続		給付内容	備考（５年度の状況）
	申請先	必要書類		
なし	障がい福祉課 又は各支所出張所 西部福祉課	1 備付の申請書（医師の証明が必要な場合あり） 2 特定疾患県要綱に基づく受給者証 3 印鑑 4 預金通帳	年額 12,000円 支給時期 申請月の翌月	1 支給件数 1,675 件 2 支 給 額 20,100,000 円

所得による制限	申請手続		給付内容	備考（５年度の状況）
	申請先	必要書類		
世帯の所得により自己負担額あり	こども福祉課	1 備付の申請書 2 自立支援医療（育成医療）意見書 3 健康保険証 4 その他疾患により必要	1 診察 2 薬剤または治療剤の支給 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 4 その他必要に応じて	1 受給者数 13 人 2 給 付 額 2,692,083 円

所得による制限	申請手続		給付内容	備考（５年度の状況）
	申請先	必要書類		
世帯の所得により自己負担額あり	こども福祉課	1 備付の申請書 2 未熟児養育医療意見書 3 健康保険証	1 診察 2 薬剤または治療剤の支給 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 4 その他必要に応じて	1 受給者数 71 人 2 給 付 額 22,228,923 円

所得による制限	申請手続		給付内容	備考（５年度の状況）
	申請先	必要書類		
世帯の所得により自己負担額あり	こども福祉課	1 備付の申請書 2 小児慢性特定疾病意見書 3 健康保険証 4 その他疾患により必要	1 診察 2 薬剤または治療剤の支給 3 医学的処置、手術及びその他の治療並びに施術 4 その他必要に応じて	1 受給者数 253 人 2 給 付 額 76,567,942 円

（４）国民健康保険事業

国民健康保険の概要

国民健康保険は、社会保障制度の中の医療保険のひとつです。被用者保険等の適用以外の方を被保険者とし、病気､けが、出産、死亡等に関して必要な給付を行い、生活の安定を図ることを目的とした相互扶助の制度で、市が保険者となって運営しています。

また、国民健康保険は、国民皆保険における医療保険制度の基盤的役割を果たしており、安心して生活できる地域医療に大きく役立っています。

ア 保険給付

名称		給付内容
療養の給付	診療費・調剤	現物給付(＊１) 義務教育就学前　8割 義務教育就学後～70歳未満　7割 70歳以上75歳未満　７割(現役並み所得者) ８割(現役並み所得者以外)
	結核精神給付金	現物給付　10割
	訪問看護療養費	＊１と同じ
	入院時食事療養費	現物給付 一般　１食490円を超える額 市民税非課税世帯　90日までの入院　１食230円を超える額 過去12か月で90日を超える入院　１食180円を超える額　他
療養費の支給	一般診療費	現金給付　負担割合は＊１と同じ
	コルセット等の補装具	現金給付　負担割合は＊１と同じ
	柔道整復施術料	＊１と同じ
	鍼灸､マッサージ	＊１と同じ
	生血	現金給付　負担割合は＊１と同じ
高額療養費		現金給付(一部負担金が自己負担限度額を超える額) □ ７０歳未満の方の自己負担限度額(月額) ① １か月の自己負担が限度額を超えた場合支給されます。 ② 同じ世帯で、21,000円以上の自己負担を合算して限度額を超えた場合、それらを合算して限度額を超えた分が支給されます。

所得区分	自己負担限度額	多数回該当
国保加入者の総所得が901万円を超える世帯	252,600円+(総医療費-842,000円)×1%	140,100円
国保加入者の総所得が600万円を超え901万円以下の世帯	167,400円+(総医療費-558,000円)×1%	93,000円
国保加入者の総所得が210万円を超え600万円以下の世帯	80,100円+(総医療費-267,000円)×1%	44,400円
国保加入者の総所得が210万円以下の世帯	57,600円	44,400円
住民税が非課税の世帯	35,400円	24,600円

準　拠　法	要　　件	申請方法等		備　　考 （５年度の実績）
		申　請　先	必要書類等	
国民健康保険法 国民健康保険条例	保険診療の範囲内	医療機関	保険証の提示 ※70歳以上は高齢受給者証を合わせて提示	一般 748,054件 退職 0件
	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第37条の2適用患者及び障害者自立支援法施行令第1条第3号に規程する精神通院医療適用患者	（適用申請） 結核 保健所 精神 障害福祉課 医療機関	医師の証明書、患者票、保険証	39,832件
	保険者が認めた者	訪問看護施設	保険証の提示	3,042件
		医療機関	保険証の提示 ※市民税非課税世帯の方は減額認定証を提示	10,528件
	緊急かつ止むを得ない場合	保険課 支所・出張所	保険証、申請書、医療機関発行の診療報酬明細書、領収書、通帳	356件
	医師が治療上必要と認めた者		保険証、申請書、医師の診断書または意見書、領収書、通帳	405件
	保険診療の範囲内	柔道整復師施術所	保険証の提示	14,235件
	医師が治療上必要と認めた者	保険課 支所・出張所	保険証、申請書、医師の同意書、領収書	1,403件
			保険証、申請書、医師の診断書と輸血証明書、領収書	0件
	一部負担金が自己負担限度額を超えた場合 ※令和3年4月からは、登録した口座に自動的に振込を行うこととしています。	保険課 支所･出張所	申請書、通帳	12,837件

<table>
<tr><th>名　称</th><th>給　付　内　容</th></tr>
<tr><td>高　額　療　養　費</td><td>
□ ７０歳以上７５歳未満の方の自己負担限度額(月額)

外来（個人単位）の限度額を適用後、外来＋入院（世帯単位）の限度額を適用します。
<table>
<tr><th>所得区分</th><th>外来(個人単位)</th><th>外来＋入院（世帯単位）</th></tr>
<tr><td>課税所得
690万円以上</td><td colspan="2">252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1%
【多数回該当140,100円】</td></tr>
<tr><td>課税所得380万円
以上690万円未満</td><td colspan="2">167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1%
【多数回該当93,000円】</td></tr>
<tr><td>課税所得145万円
以上380万円未満</td><td colspan="2">80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%
【多数回該当44,400円】</td></tr>
<tr><td>一般</td><td>18,000円（年間
上限144,000円）</td><td>57,600円【多数回該当44,400円】</td></tr>
<tr><td>低所得Ⅱ</td><td>8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td>低所得Ⅰ</td><td>8,000円</td><td>15,000円</td></tr>
</table>
※平成30年8月診療分から
低所得Ⅱ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税の人
低所得Ⅰ：同一世帯の世帯主および国保被保険者が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円とする)を差し引いたときに０円となる人
</td></tr>
<tr><td></td><td>現物給付（一部負担金が自己負担限度額を超える額）</td></tr>
<tr><td></td><td>□　長期高額療養者(厚生労働大臣が定める特定疾病に係る療養を受けた被保険者)の自己負担限度額　10,000円
（人工透析が必要な慢性腎不全の方で、70歳未満の上位所得者は20,000円）</td></tr>
<tr><td>高額医療・高額介護合算療養費</td><td>
現金給付(一部負担金が自己負担限度額を超える額が支給されます)
□ ７０歳未満の方の自己負担限度額(年額：8月～翌年7月)
<table>
<tr><th>所得区分</th><th>平成27年8月以降</th></tr>
<tr><td>国保加入者の総所得が901万円を超える世帯</td><td>212万円</td></tr>
<tr><td>国保加入者の総所得が600万円を超え901万円以下の世帯</td><td>141万円</td></tr>
<tr><td>国保加入者の総所得が210万円を超え600万円以下の世帯</td><td>67万円</td></tr>
<tr><td>国保加入者の総所得が210万円以下の世帯</td><td>60万円</td></tr>
<tr><td>住民税が非課税の世帯</td><td>34万円</td></tr>
</table>
□ ７０歳以上７５歳未満の方の自己負担限度額(年額：8月～翌年7月)
<table>
<tr><th>所得区分</th><th>限度額（平成30年8月から）</th></tr>
<tr><td>課税所得690万円以上</td><td>212万円</td></tr>
<tr><td>課税所得380万円以上690万円未満</td><td>141万円</td></tr>
<tr><td>課税所得145万円以上380万円未満</td><td>67万円</td></tr>
<tr><td>課税所得145万円未満</td><td>56万円</td></tr>
<tr><td>低所得Ⅱ</td><td>31万円</td></tr>
<tr><td>低所得Ⅰ</td><td>19万円</td></tr>
</table>
・低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯の場合は、限度額の適用方法が異なります。
・同世帯でも国民健康保険、後期高齢者医療制度、健康保険組合等それぞれ別に計算します。
</td></tr>
<tr><td>移 送 費 の 支 給</td><td>現金給付　　10割　（移植に係るものについての負担割合は＊１と同じ）</td></tr>
<tr><td>出 産 育 児 一 時 金 の 支 給</td><td>現金給付500,000円（令和5年4月改正）
産科医療補償制度対象外出産の場合 488,000円</td></tr>
<tr><td>葬 祭 費 の 支 給</td><td>現金給付　50,000円</td></tr>
</table>

準　拠　法	要　　件	申請方法等		備　　考 （５年度の実績）
		申　請　先	必要書類等	
国民健康保険法 国民健康保険条例	一部負担金が自己負担限度額を超えた場合 ※平成３１年４月から７０歳以上の世帯員で構成される世帯の場合、登録した口座へ自動的に振込を行うこととしています。 令和３年４月からは、全世帯対象としています。	保険課 支所･出張所	申請書、通帳	22,510件
	あらかじめ保険課に申請し交付された限度額適用認定証（市民税非課税世帯の人は「限度額適用・標準負担額減額認定証」）を医療機関に提示した場合	保険課	申請書	
	特定疾病に該当する方が、あらかじめ保険課に申請し、交付された「特定疾病療養受療証」を医療機関に提示した場合		申請書、通帳	
	同じ世帯で高額になった医療費と介護サービス費の両方を支払い、合算した自己負担額が自己負担限度額を超えた世帯が対象 合算について、７０歳未満の方は医療費が1カ月に２１，０００円以上超えた分の自己負担額が対象	保険課	申請書、通帳	96件
	保険者が認めた者	保険課	申請書、保険証、経路表、医師の意見書	0件
	出産した加入者の世帯主。 ただし、他の保険制度から支給される者を除く	保険課 支所出張所	[直接支払制度の場合] 分娩機関と制度利用の合意文書締結のみ [受取代理制度の場合] 出産予定日前2ヵ月以降に出産育児一時金等支給申請書（受取代理用）の提出のみ [直接支払制度、受取代理制度を利用しない場合または制度を利用したが差額支給がある場合] 申請書、保険証、印鑑、通帳・領収・明細書の写、直接支払制度合意文書の写（分娩機関と合意文書を締結した方のみ）	129件
	葬祭を行った者		申請書、死亡届、通帳 保険証	286件

イ その他の事業

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>特 定 健 康 診 査</td><td>
<table>
<tr><td>法定検査項目</td><td>問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、ＨＤＬ、ＬＤＬ）、肝機能検査（ＡＳＴ、ＡＬＴ、ｒ-ＧＴ）、血糖検査（ヘモグロビンＡ１ｃ）</td><td rowspan="2">自己負担
1,000円</td></tr>
<tr><td>市独自追加項目</td><td>心電図、尿酸、空腹時血糖、クレアチニン、貧血検査、白血球、血小板、尿潜血、eGFR</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>特 定 保 健 指 導</td><td>特定健康診査の結果から「動機付け支援」、「積極的支援」に階層化された方に対し、メタボリックシンドロームの改善を目指し専門スタッフが保健指導を行うもの。(無料)</td></tr>
<tr><td>人間ドック受診助成</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">人間ドック</td><td>日帰り</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>１泊２日</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脳 ドック</td><td>人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック</td><td>10,000円</td></tr>
<tr><td>血液検査等の基本検査を含む脳ドック</td><td>15,000円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>高額療養費貸付制度</td><td>高額な一部負担を医療機関窓口に支払うことにより、高額療養費の支給を受けるまでの間、生活を圧迫する恐れのある世帯に対して支払にあてる資金(高額療養費相当額)を貸し付ける。</td></tr>
</table>

（５）後期高齢者医療制度

後期高齢者医療制度の概要

後期高齢者医療制度は、75歳以上の高齢者を対象とする医療制度です。都道府県ごとに設置された後期高齢者医療広域連合が主体となって市町村と事務分担しながら運営を行います。

医療給付に充てられる財源は、国・県・市で負担する公費、現役世代が負担する後期高齢者支援金、被保険者からの保険料が中心となります。

ア 保険給付

名　　称	給　付　内　容
診 療 費 ・ 調 剤	現物給付(＊１) 9割 （現役並み所得者は7割）
訪 問 看 護 療 養 費	＊１と同じ
入 院 時 食 事 療 養 費	現物給付 一　　般　　１食490円を超える額 市民税非課税世帯　　90日までの入院　１食230円を超える額 過去12か月で90日を超える入院　１食180円を超える額 世帯全員に所得がない者　１食110円を超える額

施行年月日	条例等	要　　件	申請方法等		備　　考 （５年度の実績）
			申　込　先	必要書類等	
H20.4.1	特定健康診査 実施要綱	国民健康保険の被保険者で、年度中に40歳から74歳までの者 年度中に30歳から39歳までの者	･実施医療機関 ･健康づくり課 ･松本市医師会検査保健センター	受診券、保険証	11,827人
		特定健康診査の結果が動機付け支援、積極的支援の対象となった者	･実施医療機関 ･健康づくり課	保険証	599人
S55.8.1	人間ドック助成事業 実施要綱	国民健康保険の被保険者で、年度中に35歳から74歳までの者	健康づくり課 支所・出張所	保険証 特定健康診査等受診券 （お持ちの方）	2,485人
			（市外医療機関で受診の場合） 健康づくり課	保険証、 健診結果 特定健康診査等受診券 （お持ちの方）	
S52.4.1	高額療養費貸付規則	国民健康保険の被保険者で、国民健康保険税の滞納がない者	保険課	申請書、関係書類	26件

準　拠　法	要　　件	申請方法等		備　　考 （５年度の実績）
		申　請　先	必要書類等	
高齢者の医療の確保に関する法律	保険診療の範囲内	医療機関	保険証の提示	1,101,974件
	保険者が認めた者	訪問看護施設	保険証の提示	2,940件
		医療機関 保険課 支所・出張所	減税認定証の掲示 保険証の提示 申請書、通帳、領収書	23,911件

<table>
<tr><th colspan="2">名　　称</th><th>給　付　内　容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">療養費の支給</td><td>柔道整復施術料</td><td>県知事との間で受領委任協定が結ばれている施術所で受けた場合は＊１と同じ</td></tr>
<tr><td>鍼灸、マッサージ</td><td>被保険者から、鍼・灸・マッサージ師への受領委任により＊１と同じ</td></tr>
<tr><td>コルセット等の補装具</td><td>現金給付　負担割合は＊１と同じ</td></tr>
<tr><td>一般診療費</td><td>現金給付　負担割合は＊１と同じ</td></tr>
<tr><td>生　　血</td><td>現金給付　負担割合は＊１と同じ</td></tr>
<tr><td colspan="2" rowspan="3">高額療養費</td><td>現金給付(一部負担金が自己負担限度額を超える額)
自己負担限度額(月額)
外来（個人単位）の限度額を適用後、外来＋入院（世帯単位）の限度額を適用します。
令和4年10月から
<table>
<tr><th>所得区分</th><th>外来(個人単位)</th><th>外来＋入院（世帯単位）</th></tr>
<tr><td>課税所得
690万円以上</td><td colspan="2">252,600円＋（医療費の総額－842,000円）×1%
【多数回該当140,100円】</td></tr>
<tr><td>課税所得380万円
以上690万円未満</td><td colspan="2">167,400円＋（医療費の総額－558,000円）×1%
【多数回該当93,000円】</td></tr>
<tr><td>課税所得145万円
以上380万円未満</td><td colspan="2">80,100円＋（医療費の総額－267,000円）×1%
【多数回該当44,400円】</td></tr>
<tr><td>一般Ⅱ</td><td>「18,000円」または「6,000円+（医療費-30,000円）×10%」のうちいずれか低い金額（年間上限144,000円）</td><td>57,600円【多数回該当44,400円】</td></tr>
<tr><td>一般Ⅰ</td><td>18,000円（年間上限144,000円）</td><td>57,600円【多数回該当44,400円】</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅱ</td><td rowspan="2">8,000円</td><td>24,600円</td></tr>
<tr><td>低所得者Ⅰ</td><td>15,000円</td></tr>
</table>
低所得者Ⅱ：同一世帯の全員が市民税非課税の人
低所得者Ⅰ：同一世帯の全員が市民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円とする)を差し引いたときに０円となる人</td></tr>
<tr><td>現物給付(一部負担金が自己負担限度額を超える額)</td></tr>
<tr><td>□　長期高額療養者(厚生労働大臣が定める特定疾病に係る療養を受けた被保険者)の自己負担限度額　10,000円</td></tr>
<tr><td colspan="2">高額医療・高額介護合算療養費</td><td>現金給付(一部負担金が自己負担限度額を超える額が支給されます)
<table>
<tr><th>所得区分</th><th>限度額（令和4年10月から）</th></tr>
<tr><td>課税所得690万円以上</td><td>212万円</td></tr>
<tr><td>課税所得380万円以上690万円未満</td><td>141万円</td></tr>
<tr><td>課税所得145万円以上380万円未満</td><td>67万円</td></tr>
<tr><td>一般Ⅰ・Ⅱ</td><td>56万円</td></tr>
<tr><td>低所得Ⅱ</td><td>31万円</td></tr>
<tr><td>低所得Ⅰ</td><td>19万円</td></tr>
</table>
・低所得者Ⅰで介護保険受給者が複数いる世帯は、限度額の適用方法が異なります。
・同世帯でも医療保険制度別にそれぞれ別に計算します。</td></tr>
<tr><td colspan="2">移送費の支給</td><td>現金給付　　10割　（移植に係るものについての負担割合は＊１と同じ）</td></tr>
<tr><td colspan="2">葬祭費の支給</td><td>現金給付　50,000円</td></tr>
</table>

準　拠　法	要　　件	申請方法等		備　　考 （５年度の実績）
高齢者の医療の確保に関する法律	保険診療の範囲内	柔道整復師施術所	保険証の提示、医師の診断書又は同意書	13,082件
	医師の同意に基づき、鍼・灸・マッサージの施術を受けたとき	鍼・灸・マッサージ施術所	保険証の提示、通帳、医師の診断書または同意書	4,473件
	医師が治療上必要と認めた補装具を購入した者	保険課 支所･出張所	保険証、申請書、通帳、医師の診断書または意見書、領収書	693件
	やむを得ない理由による保険証を提示しない受診や保険医療機関以外での受診等		申請書、通帳、医療機関発行の診療報酬明細書、領収書	8件
	医師が必要と認めた手術等で輸血に用いた生血代		保険証、申請書、通帳、医師の輸血証明書、領収書	0件
	一部負担金が自己負担限度額を超えた場合	保険課 支所･出張所	申請書、通帳 ※一度申請をすると、以後に該当する高額療養費は自動的に支給され、申請は不要となります。	66,565件
	市民税非課税世帯の方が入院する場合は、保険証とあらかじめ保険課に申請し交付された「限度額適用・標準負担額減額認定証」を医療機関に提示することが必要			
	特定疾病に該当する方が、あらかじめ保険課に申請し、交付された「特定疾病受療証」を医療機関に提示した場合			
	同じ世帯で高額になった医療費と介護サービスの両方を支払い、合算した自己負担額が限度額を超えた世帯が対象	保険課 支所･出張所	申請書、通帳	2,079件
	やむを得ない理由により、医師の指示による転院等の移送に費用がかかり、広域連合が必要と認めたとき	保険課	保険証、申請書、通帳、移送を必要とする医師の意見書	0件
	葬祭を行った者	保険課 支所･出張所	保険証、申請書、通帳	2,239件

イ その他の事業

<table>
<tr><th>名　　称</th><th>内　　容</th></tr>
<tr><td>後期高齢者健康診査</td><td>
<table>
<tr><td>法定検査項目</td><td>問診、診察、身体測定、血圧測定、尿検査（尿糖、尿蛋白）、脂質検査（中性脂肪、ＨＤＬ、ＬＤＬ）、肝機能検査（ＡＳＴ、ＡＬＴ、ｒ-ＧＴ）、血糖検査（ヘモグロビンＡ１ｃ）</td><td rowspan="2">無　　料</td></tr>
<tr><td>市独自追加項目</td><td>心電図、尿酸、空腹時血糖、クレアチニン、貧血検査、白血球、血小板、尿潜血、eGFR</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>人間ドック受診助成</td><td>
<table>
<tr><td rowspan="2">人間ドック</td><td>日帰り</td><td>15,000円</td></tr>
<tr><td>１泊２日</td><td>20,000円</td></tr>
<tr><td rowspan="2">脳 ドック</td><td>人間ドックの追加検査として行う脳ドック又は簡易脳ドック</td><td>令和4年度から廃止</td></tr>
<tr><td>血液検査等の基本検査を含む脳ドック</td><td>15,000円</td></tr>
</table>
</td></tr>
<tr><td>後期高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施事業

（長野県後期高齢者医療広域連合委託事業）</td><td>高齢者の心身の多様な課題に対応し、きめ細やかな支援を実施するため、高齢者の保健事業と介護予防を一体的に実施

1　国保から後期まで連続して医療・介護レセプト、及び健診データを突合・分析し、健康課題・対象者を把握
2　重症化予防事業
後期高齢者健診やレセプトからハイリスク者を抽出、保健指導を実施し、必要に応じて医療・介護等のサービスへ接続
3　フレイル予防講座
住民主体の高齢者の集い（通いの場）へ医療専門職が出向き、フレイルチェック、健康教育、個別指導・相談等を実施（三師会等関係団体と連携）
4　電力データを用いたフレイル予防サービス
７５歳以上の一人暮らし高齢者（介護認定を受けていない方）を対象に、電力の使い方でフレイルの早期発見をし、重症化予防するもの</td></tr>
</table>

施行年月日	条例等	要　　件	申請方法等		備　　考 （５年度の実績）
			申　請　先	必要書類等	
H20.4.1	後期高齢者健康診査実施要綱	後期高齢者医療加入者	実施医療機関	受診券、保険証	14,118人
H25.4.1	後期高齢者医療人間ドック助成事業実施要綱	後期高齢者医療加入者	健康づくり課 支所・出張所	保険証 受診券（お持ちの方）	1,085人
			（市外医療機関で受診の場合） 健康づくり課	保険証、 健診結果 受診券（お持ちの方）	
R3.4.1	高齢者の医療の確保に関する法律	後期高齢者医療加入者			フレイル予防講座 1,544人 フレイル健診 1,068人

（６） 地域医療（市立病院・診療所管理運営）

ア　市立病院・診療所

松本市立病院及び松本市四賀の里クリニックを運営しています。（所管：病院局）

(ｱ) 開設者・管理者

開設者　松本市長

管理者　松本市病院事業管理者

(ｲ) 松本市立病院の概要

区　分	内　　容
設置年月日	昭和 23 年 10 月 1 日（国保直営波田診療所として開設）
診療科目	内科・小児科・外科・整形外科・産科・婦人科・脳神経外科・泌尿器科・麻酔科・眼科 耳鼻咽喉科・皮膚科・放射線科・リハビリテーション科・循環器内科・消化器内科 人工透析内科・糖尿病内科・内分泌内科・呼吸器内科・乳腺外科・肛門外科 消化器外科形成外科・ペインクリニック整形外科・救急科（救急総合診療） 歯科口腔外科
病床数	199 床（一般病床 193 床・2 類感染症病床 6 床）
診療日	平日診療
診療時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
職員体制	医師　薬剤師　臨床検査技師　診療放射線技師　管理栄養士　臨床工学技士 作業療法士　理学療法士　言語聴覚士　看護師　助産師　保健師　介護福祉士 看護補助者　事務員　診療情報管理士　社会福祉士

(ｳ) 四賀の里クリニックの概要

区　分	内　　容
設置年月日	平成 30 年 4 月 1 日
診療科目	内科・外科
診療日	平日診療
診療時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分
職員体制	医師　看護師　准看護師　臨床検査技師　診療放射線技師　薬剤師　薬剤助手　運転手 事務員

(ｴ) ５年度稼働状況

（松本市立病院）

区　分	年間実数	構成比	1 日平均数	診療日数
外来延べ患者数	83,888 人	59.3%	345.2 人	243 日
入院延べ患者数	57,554 人	40.7%	157.3 人	366 日
ドック･健診利用者数	6,416 人	－	26.4 人	243 日

※入院利用者数は、病床稼働率の考え方に基づくものです。

（松本市四賀の里クリニック）

区　分	年間実数	構成比	1 日平均数	診療日数
外来延べ患者数	8,812 人	100.0%	36.6 人	241 日

イ　松本市小児科・内科夜間急病センター

市民が安心して安全に医療を受けることができる初期救急医療体制の整備及び子育て支援の充実を図るとともに、二次救急病院の負担を軽減し、本来の二次救急医療に専念できる体制の整備を図る目的で設置されました。

(ｱ) 施設の概要

区　分	内　　容
住　　所	松本市城西 2-5-22
開設年月日	平成 17 年 4 月 1 日
開　設　者	松本市長
管　理　者	松本市医師会長
診療科目	小児科・内科
診　療　日	365 日（年中無休）
診療時間	午後 7 時～午後 11 時
職員体制	医師 2（小児科・内科各 1）　薬剤師 1　看護師 2　医療事務 2　事務員 1　合計 8 名
主な設備	血圧計・聴診器・耳鏡・滅菌器・ネブライザー・吸引器・多項目血球計算装置・血液化学検査・心電図・超音波装置・X 線透視装置・顕微鏡・遠心器・酸素発生装置・パルスオキシメーター・除細動器・気管内挿管器具　他

(ｲ) ５年度利用人員

診療科目	利用者数	構成比	1 日平均数
小児科（0～15 歳）	3,333 人	59.7%	9.1 人
内　科（16 歳以上）	2,253 人	40.3%	6.2 人
合　計	5,586 人	100.0%	15.3 人

ウ　各地区診療所

安曇及び奈川地区に診療所があり、地域住民の健康管理及び地域医療を行っています。地区住民が安心して安全に医療を受けることができる地域医療体制の充実を図っています。

(ｱ) 各診療所の概要

区分	大野川診療所	沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所	奈川診療所
開設年月日	平成 28 年 4 月 1 日	昭和 61 年 6 月 1 日	昭和 54 年 10 月 30 日	平成 28 年 4 月 1 日	令和 5 年 4 月 1 日
診療科目	内科・歯科	内科	内科	内科・歯科	内科・外科 歯科
診療日及び診療時間	（内科） 月 13:30～15:30 水・金 9:00～11:30 （歯科） 月 9:00～16:00 水 9:00～12:00	水 14:30～15:30	月 9:00～11:00 金 14:00～15:30	（内科） 火 9:00～12:00 木 9:00～15:30 （歯科） 火・木 9:00～16:30	（内科） 月・火・金 9:00～11:30 木 9:30～11:30 （外科） 第 2 水曜日のみ 10:00～12:00 （歯科） 月 9:00～16:00 火・木 9:00～16:30
職員体制	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 看護師 事務員	診療所長 信大歯科医師 看護師 歯科衛生士 歯科助手 事務員	診療所長（松本市立病院医師） 信大歯科医師 松本市立病院医師 看護師 歯科衛生士 事務員

（ｲ）５年度利用人員

区　　分	大野川診療所		沢渡診療所	稲核診療所	島々診療所		奈川診療所	
	内科	歯科			内科	歯科	内科	歯科
利用者数（人）	1,241	716	183	382	1,388	454	2,488	643
1日平均数(人)	8.9	5.2	3.8	4.2	13.9	4.5	12.9	4.6
診療日数（日）	139	138	48	91	100	100	193	140

（7） 救急医療

休日、夜間の緊急救急診療体制の確立は、安心して生活していくための最も重要な施策のひとつです。本市では医師会、歯科医師会、薬剤師会の協力体制のもと、１年365日平日･休日夜間及び休日昼間、初期救急として在宅当番医体制、二次救急として病院群輪番制（松本広域圏８病院、うち市内７病院）及び三次救急医療体制が確立されており、市民が安心して安全に暮らすことができる医療体制の充実を図っています。

救急医療体制の概要

区　　分				診療科目等	診療時間
初期救急医療≪軽症≫	救急当番医	休日	昼	小児科・内科	9:00～19:00
				外科系、耳鼻科、産婦人科、眼科	9:00～18:00
		土曜	午後	小児科・内科	12:00～19:00
				外科系	12:00～18:00
		平日	夜	眼科	18:00～20:00 （水）9:00～20:00
	夜間急病センター	365日	夜	小児科・内科	19:00～23:00
二次救急医療≪中等症≫	病院群輪番制（初期救急と兼ねる。）	休日	夜	小児科、内科	23:00～翌日9:00
				外科	18:00～翌日9:00
		土曜	夜	小児科、内科	23:00～翌日9:00
				外科	18:00～翌日9:00
		平日	夜	小児科、内科	23:00～翌日9:00
				外科	18:00～翌日9:00
三次救急医療≪重症≫	救命救急センター	365日			24時間
歯科診療		休日	昼	休日緊急歯科診療所（松本市歯科医師会館） 深志2-3-21　　TEL33-2355	9:00～13:00
薬局（院外処方箋応需体制）		休日	昼	当番薬局（松本市内）	9:00～19:00
		平日	夜		18:00～21:00

（８） 小児医療

子育て支援講座の開催

夜間急病センターの看護師が出前講座等の講師となって、「子どもが急病になったときの対応法」や「上手な病院のかかり方」等、日常的な乳幼児の初期医療に関して説明し周知啓発を図っています。

（令和５年度は４回実施）

（９） 周産期医療（松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク事業）

ア　概要

産婦人科医不足による分娩医療機関の負担軽減を図り、安心・安全に出産ができる産科医療体制を確保するため、松本地域では、平成２０年から松本保健福祉事務所、松本医療圏構成市村、医療団体及び医療機関が連携して、「松本地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」を設立しました。令和３年度からは大北地域が協議会に加入し「松本大北地域出産・子育て安心ネットワーク協議会」として、次の事業を実施しています。

イ　事業内容

(ｱ) 分娩医療機関（６施設）と健診協力医療機関（１６施設）の役割分担と連携体制の構築

(ｲ) 両医療機関で利用する共通診療ノートの作成及び配布

(ｳ) 連携強化病院従事医師への研究奨励金の支給

(ｴ) 公開講座「出産子育て安心講座」の開催

(ｵ) 住民への広報活動

ウ　成果

共通診療ノートの活用等によって、妊娠初期から分娩医療機関を利用する妊婦は減少しており、安心・安全な出産ができるために、医療機関の役割分担の推進と分娩従事医師等の負担軽減が図られています。

（１０） 災害医療

ア　目的

地震等の大規模災害発生時に、防災・保健・医療・福祉に関係する諸団体が、効率的に連携を図りながら、迅速・円滑な医療救護活動を実施するための体制整備を図っています。

イ　医療救護訓練の実施

(ｱ)　松本市総合防災訓練の一環として、「松本市災害時医療救護活動マニュアル」に基づく訓練を実施し、マニュアルの実効性を高めるための検証を行っています。

(ｲ)　松本市保健医療調整本部の設置・運営訓練を実施。情報連携訓練では、ＥＭＩＳ（広域災害救急医療情報システム）や新たにアンケートフォームにより情報連携するとともに、DMAＴ（災害派遣医療チーム）活動拠点本部とＷｅｂ会議により情報共有しました。

(ｳ)　松本市保健医療調整本部と同室に設置した３市５村松本広域災害医療コーディネートチームと、行政区域を超えた訓練を実施しました。

(ｴ)　住民が参加する医療救護所を１か所開設し、トリアージ訓練等の実践的な訓練を実施しました。他17か所の医療救護所では、開設及び運営の手順を確認しました。効率的・効果的に緊急対応を行うため、災害時の行動指標が記載されている「アクションカード」を活用し、開設・運営を行いました。

ウ　地震等の大規模災害発生時における医療救護所設置場所一覧（令和６年４月１日現在）

	救護所設置場所	所 在 地 電話番号		救護所設置場所	所 在 地 電話番号
1	まつもと市民芸術館	深志 3-10-1 33-3800	１３	菅野中学校	笹賀 3475 58-2056
2	清水中学校	清水 2-7-12 32-2078	１４	筑摩野中学校	村井町北 2-11-1 58-2071
3	Mウイング・松本商工会館	中央 1-18-1 32-1132	１５	明善小学校	寿豊丘 813-7 58-3244
4	開智小学校	開智 2-4-51 32-0006	１６	山辺中学校	里山辺 3326 32-0267
5	旭町中学校	旭 3-7-1 32-2048	１７	今井小学校	今井 1616 59-2003
6	田川小学校	渚 1-5-34 26-1377	１８	女鳥羽中学校	原 1085-2 46-0285
7	鎌田中学校	鎌田 2-3-56 25-1088	１９	四賀の里クリニック	会田 1535-1 64-2027
8	信明中学校	石芝 3-3-20 25-3848	２０	安曇小・中学校	安曇 964 94-2234
9	並柳小学校	並柳 4-9-1 29-0869	２１	奈川文化センター 夢の森	奈川 3301 79-2121
１０	松島中学校	島内 3986 40-1367	２２	梓川中学校	梓川梓 800-2 78-2024
１１	中山小学校	中山 3517 58-5823	２３	波田中学校	波田 10145-1 92-2034
１２	高綱中学校	島立 4416 47-3929	各救護所には、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、保健師、事務職員が配置されます。		

１０　福祉給付（手当、福祉金等）

名　　称	目　　的	準拠法	施行年月日	要　　件	制　　限
児　童　手　当	児童を養育している者に手当てを支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資する。	児童手当法の一部を改正する法律	H24.4.1	15歳到達後の最初の3月31日までの間にある児童を養育していること。	令和4年10月支給分から所得上限限度額以上の場合は支給されない
児童扶養手当	父又は母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と、自立の促進に寄与すると共に児童福祉の増進を図る。	児童扶養手当法 （国）	S37.1.1	次のいずれかに該当する18歳(誕生日後の3月31日までの間を含む)の子､又は20歳未満の障がい児を監護する父母等 1 父母が婚姻解消 2 父又は母が死亡又は生死不明の児童 3 父又は母が重度の障がいの状態にある児童 4 父又は母が引き続き1年以上拘禁、又は遺棄されている児童 5 父又は母が裁判所からのＤＶ保護命令を受けた児童 6 母が婚姻によらないで懐胎した児童	1 支給対象児童が施設入所及び里親に委託されている場合は支給されない 2 所得制限あり 3 公的年金の額が児童扶養手当の額より低い場合は、その差額を併給できる
特　別　児　童 扶　養　手　当	精神又は身体に重度の障がいを持つ児童を養育する保護者に手当を支給することにより、生活の安定と福祉の増進を図る。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 （国）	S39.9.1	次に該当する20歳未満の障がい児を家庭で監護、養育する父母等 療育手帳A1、A2、B1程度 身体障害者手帳1～4級程度	1 支給対象児が施設入所の場合は支給されない 2 所得制限あり
特別障害者 手　　当	在宅の障がい者に対し、著しく重度の障がいによって生ずる特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより福祉の増進を図る。		S61.4.1	20歳以上で、日常生活に常時特別の介護を要する在宅の重度障がい者 (1級程度の障害重複か同程度以上の者)	1 所得制限あり 2 公的年金と併給できる
障　害　児 福　祉　手　当	在宅の重度の障がい児に対し、その障がいによって生ずる特別な負担の軽減の一助として手当を支給することにより福祉の増進を図る。	特別児童扶養手当等の支給に関する法律 （国）	S61.4.1	20歳未満で、日常生活において常時介護を必要とする在宅重度障がい児	1 所得制限あり 2 障害年金等とは併給できない
福　祉　手　当 （経過措置）	従来の福祉手当の受給資格者のうち、特別障害者手当も障害基礎年金も受給できない者の救済措置	国民年金法等の一部を改正する法律 （国）	S61.4.1	昭和61年3月31日現在において20歳以上の福祉手当受給者で障害基礎年金、特別障害者手当の支給を受けられない者	所得制限あり

申請先	申請に必要なもの	給付内容	給付方法	支払時期	５年度実績
こども福祉課 支所・出張所	1 請求者の健康保険被保険者証のコピー 2 請求者の口座情報	3歳未満 月額15,000円 3歳以上小学校修了前 第1子･第2子 月額10,000円 第3子以降 月額15,000円 中学生 月額10,000円 所得制限限度額以上所得上限限度額未満の者 一律月額5,000円 （令和4年10月支給分から、特例給付の所得上限額を超えた場合は支給対象外） 申請月の翌月から支給 公務員は勤務先から支給 独立行政法人、国立大学法人は市から支給	口座振込	6月、10月、2月 （各支払月の前月分まで） 15日	15,892人
こども福祉課 西部福祉課	1 戸籍謄本 2 口座情報 3 年金手帳 4 身体障害者手帳又は療育手帳・診断書（父又は母が障害者） 5 その他申立書 6 マイナンバー	1人目 月額 全部支給 45,500円 一部支給 45,490円～10,740円 2人目加算月額 全部支給 10,750円 一部支給 10,740円～5,380円 3人目以降加算月額 全部支給 6,450円 一部支給 6,440円～3,230円	口座振込	奇数月 （各支給月の前月分まで） 11日	1,560人
	1 戸籍謄本 2 預金通帳 3 身体障害者手帳又は療育手帳、診断書 4 マイナンバー	1級 月額 55,350円 2級 月額 36,860円	口座振込	4月・8月は支給月の前月分まで 11月は当月分まで 11日	984人
障がい福祉課	1 印鑑 2 身障手帳又は療育手帳、診断書 3 年金証書等 4 預金通帳	月額 28,840円	口座振込	2月、5月、8月、11月 （各支給月の前月分まで） 10日	300人
こども福祉課 西部福祉課	1 身障手帳又は療育手帳、診断書 2 年金証書 3 預金通帳	月額 15,690円	口座振込	2月、5月、8月、11月 （各支払月の前月分まで） 10日	102人
障がい福祉課					2人

名　　称	目　　的	準拠法	施行年月日	要　　件	制　　限
交通災害遺児見舞金	18歳未満の児童で交通事故又は自然災害、労働災害等により父又は母を失った遺児等の福祉の増進を図る。		H27.4.1	1 交通事故等により父又は母が死亡した児童 2 父又は母が交通災害等の事故による障がい者（身障手帳1級程度）となった児童	
交通及び災害遺児等福祉金		交通及び災害遺児等福祉金条例（市）	S46.4.1		事故等の発生した月の初日前6ヵ月から引き続いて本市に住所を有する人
心身障害者福祉手当	心身に障がいのある人に手当を支給することにより、その生活の安定と福祉の増進を図る。	心身障害者福祉手当条例（市）	S48.4.1	20歳以上の在宅者で身障手帳１級の人、療育手帳Ａの人、精神障害者保健福祉手帳１・２級の人	11月1日現在で松本市に住所のある住民税非課税の人 なお、施設に入所されている人、国の特別障害者手当・福祉手当を受給している人は除く
高齢者介護手当	重度の要介護高齢者を家庭で介護している者及びその家族の福祉の増進を図る。	高齢者介護手当条例（市）	H14.4.1	重度の要介護者（６５歳以上の要介護３～５）を在宅で介護している介護者で、次に該当する方 1 基準日（5月1日、11月1日）前1年間又は前年の基準日から死亡日までの間に、要介護3以上の状態の要介護者を在宅で介護した期間が、通算して180日以上の場合 2 前年の基準日から死亡日までの間に、要介護3以上の状態の要介護者を在宅で介護した期間が、通算して90日以上180日未満の場合（平成24年4月1日から適用）	1 重度の要介護者とは、基準日又は死亡日前1年間に、要介護3以上の状態が通算して180日以上ある人 2 介護者とは、基準日に市内に居住している親族等で、要介護者と同居している人

申請先	申請に必要なもの	給付内容	給付方法	支払方法	５年度実績
市社会福祉協議会		一時金　1人 150,000円	現金支給	随時 （1回のみ）	0件
こども福祉課	1 戸籍謄本 2 交通災害等の事故証明書 3 身体障害者手帳又は精神障害者手帳 4 障害を理由とする年金の証書 5 遺児等又は保護者の通帳	申請時児童1人当り （一時金）　55,000円	口座振込		1人
		年額　1人 60,000円 〔一定所得税以上の場合 50,000円〕		3月	22人
		小中学校入学等一時金 〔満6歳及び満12歳の遺児 100,000円〕		4月	3人
障がい福祉課 西部福祉課	1 印鑑 2 身体障害者手帳･療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳 3 預金通帳	年額　33,000円	口座振込	12月	4,325人
高齢福祉課	1 介護者名義の預金通帳	1 在宅介護期間180日以上の場合、年額60,000円 2 死亡の場合で在宅介護期間が90日以上180日未満の場合、年額30,000円	口座振込	6月 12月	要介護５　226人 （内死亡の場合 13人） 要介護４　383人 （内死亡の場合 21人） 要介護３　644人 （内死亡の場合24人） 計　1,253人

名　　称	目　　的	準拠法	施行年月日	要　　件	制　　限
外国人高齢者特別給付金	制度上無年金になっている外国人高齢者に対して特別給付金を支給することにより外国人高齢者の福祉の増進を図る。	外国人高齢者特別給付金支給要綱（市）	H7.4.1	1 大正15年4月1日以前生まれの人 2 永住者又は特別永住者としての在留資格のある人 3 厚生年金等その他の年金を受給していない人	1 松本市に1年以上住民登録のある人 2 本人、配偶者、扶養義務者に所得制限あり 3 生活保護を受けているとき、老人ホーム等に入所しているときは支給しない
外国人心身障害者特別給付金	制度上無年金になっている外国人障がい者に対して特別給付金を支給することにより外国人心身障がい者の福祉の増進を図る。	外国人心身障害者特別給付金支給要綱（市）	H7.4.1	1 昭和37年1月1日以前に生まれた人 2 昭和57年1月1日以前に心身障がい者であった人等 3 身体障害者手帳1・2級療育手帳Ａの人 4 永住者又は特別永住者としての在留資格のある人 5 障害年金等を受給していない人	1 松本市に１年以上住民登録のある人 2 本人の所得制限あり 3 生活保護を受けているとき、老人ホーム等に入所しているときは支給しない
敬老祝金	高齢者の長寿を祝福し、敬老の意を表し祝金を支給する。	敬老祝金条例（市）	S48.4.1	毎年9月1日現在市内に居住している人で、当該年度中に88歳、100歳に達する人	

申請先	申請に必要なもの	給付内容	給付方法	支払方法	５年度実績
高齢福祉課	1 在留カード又は特別永住者証明書 2 本人の所得証明書 3 配偶者又は扶養義務者の所得証明書 4 本人名義の預金通帳	月額　10,000円	口座振込	7月 11月 3月	0人
障がい福祉課	1 印鑑 2 在留カード又は特別永住者証明書 3 身体障害者手帳、療育手帳 4 本人の所得証明書 5 本人名義の預金通帳	年額　240,000円			0人
高齢福祉課	住民基本台帳から拾い出し(電算処理による)	88歳　10,000円 100歳　30,000円	民生委員に依頼 市長等	9月	88歳　1,525人 100歳　122人

１１　その他の福祉

（１）生活福祉資金貸付制度　（個別に要件があり、事前相談が必要です）

資金種類		対象世帯及び対象経費	貸付限度額
1　総合支援資金		低所得世帯で、失業者等日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯 １　貸付対象 「失業等により生活に困窮している世帯で、以下のいずれの条件にも該当する世帯。」 ①低所得世帯であって、失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難になっていること。 ②借入申込者の本人確認が可能であること。 ③現に住居を有していること。または住居手当の申請を行い住居の確保が見込まれること。 ④社会福祉協議会及び関係機関(ハローワーク等)から、貸付後の継続的な支援を受けることに同意していること。または、支援を受けることにより、自立した生活を営むことが見込まれること。 ⑤失業給付（受給資格を要している者を含む）、訓練・生活支援給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができないこと。	
	生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	２人以上：月20万円以内 単身　　：月15万円以内
	住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円以内
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	60万円以内
2　福祉資金		低所得世帯、障害者世帯、高齢者世帯	580万円以内 資金の用途により異なる
	福祉費	生業を営むために必要な経費	460万円以内
		技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	130万円～580万円以内
		住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	250万円以内
		福祉用具等の購入に必要な経費	170万円以内
		障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円以内
		中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円以内
		負傷又は疾病の療養にかかる必要な経費（健康保険の例による医療の自己負担額のほか、移送経費等、療養に付随して要する経費を含む）及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円～230万円以内
		介護サービス、障害者サービス等を受けるために必要な経費（介護保険料を含む）及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	170万円～230万円以内
		災害を受けたことにより臨時に必要となる経費	150万円以内
		冠婚葬祭に必要な経費	50万円以内
		住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	50万円以内
		就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円以内
		その他日常生活上一時的に必要な経費	50万円以内
	緊急小口資金	次の理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用 ・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・給与等の盗難、紛失によって生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・その他、これらと同等のやむを得ない事由によるとき	10万円以内

（令和５年４月１日現在）

<table>
<tr><th>貸付方法</th><th>貸付時期</th><th>所得制限</th><th>必　要　書　類</th><th>申 請 先</th><th>準 拠 法</th><th>開始時期</th><th>備　　考</th></tr>
<tr><td rowspan="3"></td><td rowspan="3">申込から約
１ヶ月</td><td rowspan="3">１．申込月における申込者及び申込者と同一世帯に属する者の収入の合計額により算出（詳細は申込時に算出）

２．金融資産（預貯金）の残高も一定額以下であること</td><td rowspan="3">1　申込書
2　住民票
3　健康保険証
4　所得証明書等世帯の収入支出の状況が分かる書類
5　離職票及び雇用保険受給資格者証並び退職辞令等生活が困窮になったことが分かる書類
6　公的給付制度又は公的貸付制度の利用もしくは申請状況がわかる書類
7　入居予定住宅に関する状況通知書
8　住宅手当支給対象者証明書

等</td><td rowspan="7">松 本 市
社会福祉
協 議 会
事 務 局</td><td rowspan="7">生活福祉
資金貸付
制度要綱</td><td rowspan="3">H21.10.1</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>分割（毎月）</td><td>貸付期間は
12ヶ月以内</td></tr>
<tr><td>一括
（業者へ直接振込）</td><td></td></tr>
<tr><td>一括又は分割
（毎月）</td><td></td><td>他債務返済は
使用できない</td></tr>
<tr><td rowspan="2">一括</td><td>申込から
約１ヶ月～
約２ヶ月

資金の用途により異なる</td><td rowspan="2">総合支援資金と同基準</td><td rowspan="2">1　申込書
2　所得証明書
3　住民票
4　見積書
5　事業・収支計画書
6　技能修得先の証明書
7　工事計画書
8　購入する福祉用具及び自動車のカタログ
9　医師の診断書
10　介護サービスの利用者負担額にかかるもの
11　罹災証明書

等</td><td>S32.5.6</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>申込から
約２週間</td><td>H15.7.1</td></tr>
</table>

資　金　種　類		対　象　世　帯　及　び　対　象　経　費	貸　付　限　度　額
3　教育支援資金		低所得世帯	
	教育支援費	高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校：月35,000円以内 高専及び短大 ：月60,000円以内 大学：月65,000円以内
	就学支度費	高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内
4　不動産担保型生活資金		低所得又は要保護の高齢者世帯	
	不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・土地の評価額の7割程度 ・月30万円以内
	要保護世帯向け 不動産担保型生活資金	一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	・居住用不動産の評価額の7割程度（集合住宅は5割） ・貸付基本額の範囲内（生活扶助額の1.5倍）

（２）臨時特例つなぎ資金　（個別に要件があり、事前相談が必要です）

資　金　種　類	特　　定　　要　　件	貸　付　限　度　額
臨時特例つなぎ資金	住居のない離職者で次のいずれにも該当するもの ・失業給付及び住宅手当の公的給付又は就職安定資金及び生活福祉資金等の公的貸付の申請を受理されている者であり、かつ、給付又は貸付の開始まで生活に困窮しているもの ・金融機関の口座を有していること	10万円以内

（３）くらしの資金貸付制度　（個別に要件があり、事前相談が必要です）

名　称	目　　的	要　　件
くらしの資金	一時的かつ緊急に資金が必要となる低所得世帯に資金の貸付を行う	市内に６月以上居住する低所得世帯で、かつ就労している者もしくは就労が決まっている者が世帯にいること。ただし、下記に該当する者は除く。 １　生活保護を受けている者 ２　生活福祉資金の貸付を受けている者

貸付方法	貸付時期	所得制限	必　要　書　類	申 請 先	準 拠 法	開始時期	備　　考
	申込から約 １ヶ月	総合支援資金と同基準	1　申込書 2　所得証明書 3　住民票 4　合格・在学証明書 5　見積書　　等	松 本 市 社会福祉 協 議 会 事 務 局	生活福祉 資金貸付 制度要綱	S32.5.6	
分割 (半年ごと貸付)							
一括							
	申込から約 ３ヶ月		1　申込書 2　戸籍謄本 3　住民票 4　固定資産台帳 5　土地・建物の登記簿謄本 6　公図・位置図・地籍測量図・建物図面　等				
分割 (3ヶ月ごと貸付)		市民税非課税程度世帯				H15.6.1	
分割（毎月）		要保護世帯				H19.6.1	相談の第１次窓口は、必ず生活保護課が行うこと

貸付方法	貸付時期	所得制限	必　要　書　類	申 請 先	準 拠 法	開始時期	備　　考
一括	申込から 約２週間	特に制限 なし	1．申込書 2．公的給付制度又は公的貸付制度の申請が受理されていることが分かる書類 3．申込者本人名義の預金通帳	松 本 市 社会福祉 協 議 会 事 務 局	臨時特例 つ な ぎ 資金貸付 制度要綱	H21.10.1	公的給付及び貸付制度は、以下のようなものを指す ・失業給付 ・住宅手当 ・就職安定資金 ・就職安定資金（長期失業者分） ・就職活動困難者支援事業 ・訓練・生活支援給付

貸付方法	貸付時期	貸付限度額	必要書類	申請先	開始時期	備　　考
一括	随時	30,000円以内	1　申込書 2　借用証書	松 本 市 社会福祉 協 議 会 事 務 局	S44.4.1	

（4） 生活福祉資金利子補給金制度

名称	目的	準拠法	開始時期	要件
生活福祉資金利子補給金	生活福祉資金借入者が負担する利子の補給	市要綱	S44.4.1	松本市内に住所があり、生活福祉を受け、借入金を償還された方

（5）福祉相談

名称	相談内容
ボランティア相談	・ボランティア活動をしたい方とお願いしたい方への情報提供・連絡調整 ・ボランティア講座、研修の企画 ・ボランティア活動保険の加入
児童相談	子育て、児童健全育成に係る相談
日常生活自立支援相談	認知症、精神障害、知的障害などにより判断能力や金銭の扱いに不安のある方の福祉サービス利用や金銭管理等

（6） 有償生活支援事業

名称	開始時期	要件
有償生活支援事業「つむぎちゃんサポート」	H7.4.1	市内にお住まいの65歳以上の方等、日常生活に支援(家事支援、外出支援)が必要な方 （事前に個別相談が必要です）

（7） 日常生活自立支援事業 （個別に要件があり、事前相談が必要です）

名称	目的	準拠法	実施時期	対象者
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障害者、精神障害者などの判断能力が不十分な方に対して、自立した地域生活が送れるよう福祉サービスの利用援助等を行います。	社会福祉法第81条	H11.10	認知性、知的障害、精神障害などで判断能力が十分でないため、日常生活での福祉サービスのご利用や金銭管理がうまくできない方で、契約行為について一定の理解ができる方。

（8） 成年後見支援センター

目的	開始時期	対象者
認知症・精神障害・知的障害などにより判断能力の低下した住民が安心して地域で生活できるように、成年後見制度に関する相談や成年後見制度の普及・啓発、法人後見の受任を行うこと等により、住民の権利擁護を推進します。	H23.4	松本市・安曇野市・麻績村・生坂村・山形村・朝日村・筑北村にお住まいの、成年後見制度に関する支援を必要とされている方の関係機関

	申請手続		補給額	補給方法	補給時期	備考
	申請先	必要書類				
資金の貸付	福祉 政策課	備付の申請書	支払の利子相当額	口座振込	利子を償還した日以降	

相談員	相談日時	受付	備考
ボランティア コーディネーター	毎週月～金曜日 9:00～17:00	TEL25-7345	令和5年度ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ 相談件数382件
館長及び児童厚生員	毎週月～土曜日 12:30～18:30	各児童センター	令和5年度相談件数 407件
専門員	毎週月～金曜日 9:00～17:00	TEL25-7311	

内容・利用料					申請手続	相談窓口
	30分まで （軽易な支援）	1時間	1時間以降の 30分毎	交通費		
家事支援	４９５円	９９０円	４９５円加算	1kmあたり20円 （安曇・奈川は30円）	1　利用会員として登録申請手続きが必要 2　年会費 １世帯　1,000円	松本市社会福祉協議会 （電話25-7370）
外出支援		１，２１０円	６０５円加算			
ゴミ出し支援	１回　１６５円(※2袋までを1回)					

利用料	実施内容	相談窓口
生活支援員がお手伝いする時に、利用料と交通費がかかります。 ・利用料 1時間当たり　1,000円 ・交通費 1km当たり　20円 相談、訪問、支援計画作成・契約は無料です。 生活保護を受けている世帯は無料です。	○福祉サービスの利用援助 保健・医療・福祉サービスについての制度・内容に関する情報提供、助言、サービス申し込み手続きの代行・同行、福祉サービス実施状況の確認、見守り等の援助を行います。 ○日常的金銭管理サービス 一定額の預貯金の出し入れ、公共料金・家賃の支払、福祉サービス等の利用料の支払い、年金・手当等の受領確認を行います。 ○書類等の預かりサービス 預貯金の通帳・権利証書・保険証書・実印・銀行印等を、本人の意思に基づき、安全に保管します。	松本市社会福祉協議会 （電話25-7311）

利用料	実施内容	専門相談予約窓口
専門相談は無料	①成年後見制度に関する二次相談 毎週月～金 午前8時30分～午後5時15分 ※ 行政等、一次相談窓口からの相談に応じます。 ②成年後見制度に関する弁護士・司法書士による専門相談 弁護士・司法書士が交互に対応（※要予約） 毎週火曜日（祝日を除く）午後1時～午後４時 ③成年後見制度に関する出前講座や研修会の開催 ④法人後見の受任 成年後見人・保佐人・補助人（以下「後見人等」という。）の受け手がいない方を対象に、家庭裁判所からの選任により松本市社会福祉協議会が法人として後見人等となります。 ⑤市民後見人の養成事業	松本市社会福祉協議会 成年後見支援センターかけはし （電話88－6699）

１２　参　考　資　料

市内の社会福祉関係団体一覧表

名　称	趣　旨	事務所所在地	代表者名	ＴＥＬ
(福)松本市社会福祉協議会	地域福祉・在宅福祉を総合的に進める民間の非営利団体	双葉4-16 総合社会福祉センター内	小林　弘明	27-2000
松本市民生委員・児童委員協議会	社会福祉の発展に寄与するための協議会	双葉4-16 松本市社会福祉協議会 事務局内	草深　邦子	27-3381
長野県共同募金会 松本市共同募金委員会	地域の福祉増進のための募金活動	〃	中田　景文	〃
日本赤十字社長野県支部 松本市地区	地域の災害救護・医療 血液事業	〃	臥雲　義尚	〃
松本市赤十字奉仕団	災害時等の救助活動	〃	岡田　敏子	〃
松本市遺族会	戦争により家族を失った遺族の会	〃	平岡　武	〃
松本市ひとり親家庭福祉会	ひとり親家庭の福祉向上	〃	堀　鈴子	〃
松本市高齢者クラブ連合会	高齢者の福祉増進	〃	小仁熊　恭夫	〃
松本市身体障害者福祉協会	身体障がい者の福祉増進	〃	秋山　實弘	25-3133
松本地区保護司会	保護司の研究、研修の推進	〃	古田　道康	87-8785
松本市しいのみ会	肢体不自由児者の親の会	〃	中村　一恵	25-3010
松本市手をつなぐ育成会	知的障がい児者の親の会	神林5611-4 ドリームワークス内	青木　豊子	86-8812
松本市身体障害者相談員連絡協議会	地域の身体障がい者への援助・助言活動	北深志1-5-25	花村　福男	36-3314
(福)松本市児童養護協会	児童福祉の推進	島内1666-880 松本児童園内	草深　邦子	47-0590

名　称	趣　旨	事務所所在地	代表者名	ＴＥＬ
松本市子ども会育成連合会	青少年の健全育成	丸の内3-7 松本市役所 こども育成課内	永塚　博	34-3000
松本市青少年補導委員協議会	青少年の健全育成	丸の内3-7 松本市役所 こども育成課内	渡辺　はる美	34-3000
「常念の会」（中信地域難病患者家族の会）	難病患者の家族会	里山辺新井1795-13	北沢　和雄	32-8146
松本地区更生保護女性会	非行予防活動	笹賀5600-3	高橋　昌子	25-6170
更生保護法人松本保護会	刑余者の更生指導	美須々7-8	三澤　宥智	32-2230
松本視覚障害者福祉協会	視覚障がい者の福祉増進	桐2-4-44-1	前野　弘美	46-2230
松本市聴覚障害者協会	聴覚障がい者の福祉増進	双葉13-14	丸山　達也	27-5782 （FAX）
松本市食生活改善推進協議会	食生活改善について地域で活動	丸の内3-7 松本市役所 健康づくり課内	赤羽　みち子	34-3217 （直通）
松本市聴覚障害者社会参加支援協会	手話、聴覚障がいに対する正しい理解を社会に広める	庄内1-6-13	花村　有利子	26-9524 （FAX 26-3053）
子どもを虐待から守る会・まつもと	子ども虐待に関する広報、啓発運動	島内1666-880 松本児童園内	上條　剛	47-0590

※「１２　参考資料」で用いる法人略称は下記のとおりです。
（福）：社会福祉法人　（特非）：特定非営利活動法人　（株）：株式会社　（有）：有限会社
（同）：合同会社　（独）：独立行政法人　（学）：学校法人　（一社）：一般社団法人
（公社）：公益社団法人　（医）：医療法人

市内の社会福祉関係施設一覧表

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
児童福祉施設等	乳児院	松本赤十字乳児院	元町3-8-10	日本赤十字社	18	31-5203
	児童養護施設	松本児童園	島内1666-880	（福）松本市児童養護協会	45	47-0590
	児童自立支援施設	波田学院	波田4417	長野県	27	92-2014
	児童心理治療施設	松本あさひ学園	旭2-11-25	長野県	35	88-3737
	知的障害児施設	信濃学園	波田4417-8	長野県	30	92-2078
	助産施設	信州大学医学部附属病院	旭3-1-1	信州大学	－	35-4600
		松本市立病院	波田4417-180	松本市	－	92-3027
	放課後等デイサービス事業所	社会福祉法人松本市社会福祉協議会しいのみ学園	双葉4-16	（福）松本市社会福祉協議会	10	25-3010
		療育センターらいふ	出川2-24-14	（特非）未来の風	20	25-8690
		療育センターみらい	旭3-7-16	（特非）未来の風	10	88-7233
		独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター	村井町南2-20-30	（独）国立病院機構	5(計)	58-4567
		まつようクラブby結いの街	今井1535	（特非）結いの街	10	25-0588
		児童クラブすがの	笹賀3844-4	（特非）レスパイトケアはちもり	10	58-2085
		アプリコ双葉教室	双葉7-23	（株）アプリコ	10（計）	50-4152
		キッズ波田	波田1594-3	（株）ファミリー	10（計）	74-2437
		こどもサポート教室「きらり」松本校	白板1-7-31	（株）クラ・ゼミ	10（計）	50-5929
		こぱんはうすさくら松本白板教室	白板2-3-30大永第四ビル1階	（株）インフォメーションバンク	10（計）	88-6224
		アプリコ島立教室	島立647-2	（株）アプリコ	10（計）	88-3925
		そだちえ	南原2-2-5-1	（同）アーチ	10	87-0445
		みらいこども松本寿北教室	寿北3-1-22	（株）みらい福祉会	10（計）	88-2619
		雲のポッケ	今井2616-1	（特非）こすもけあくらぶ	5(計)	88-0028
		どれみはうす	笹賀5652-56大久保工場公園管理会館2階	（株）育ちlab	10（計）	87-8402
		～個別・ﾏﾝﾂｰﾏﾝ支援～こどもサポート教室「きらり」南松本校	松本市野溝西1-10-22　２Ｆ	（株）クラ・ゼミ	10（計）	88-3022
		放課後デイサービスさわやか	松本市島内332	（Ｎ）ウエルライフ梓峰	10（計）	48-0320
		ぽのKid’s梓川教室	松本市梓川倭2281-2	（株）ＰＯＮＯ	10（計）	30-8491
		スマイルアップひかり	松本市波田10371-2	（Ｎ）シェイクハンズひかり	10	55-5156
		アプリコ沢村教室	松本市沢村3-4-45	（株）アプリコ	10（計）	31-3915
		彩の木	松本市梓川倭250-7	（同）風和緩	10（計）	78-2782
		みらいこども松本寿南教室	松本市寿南1-3-14	（株）みらい福祉会	10	88-6711
		学び舎with	松本市梓川倭923-4	（合）RIGHT　MAN　GROUP	10（計）	87-7889
		学び舎with新村教室	新村265-16	（合）RIGHT　MAN　GROUP	10（計）	0120-684-326
		ケセラキッズ	出川町11-6	（特非）ケ・セラ	10（計）	88-5616
		生活介護センターあおば	小屋北1-16-35	（福）てまり	5	50-7405
		なないろの宙	高宮中7-32	（株）幸幸	10（計）	74-2337
		にじいろデイズ蟻ケ崎	蟻ヶ崎4-3-40	（株）にじれあ	10（計）	87-0708
		ひだまりハウス	出川1-12-10	オールキャスト（株）	10（計）	31-3622
		ココチムスタディ	小屋南1-43-7	（株）柏木	10	57-3206
		みらいこども松本松原教室	松原46-1　松原ビルテナント1F	（株）みらい福祉会	10	31-0204

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
児童福祉施設等	放課後等デイサービス事業所	レアレアの樹	島立４５７２	（一社）クーリア・サポート	10	74-6274
	児童発達支援事業所	社会福祉法人松本市社会福祉協議会しいのみ学園	双葉4-16	（福）松本市社会福祉協議会	10	25-3010
		療育センターらいふ	出川2-24-14	（特非）未来の風	10	25-8690
		療育センターみらい	旭3-7-16	（特非）未来の風	10	88-7233
		独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター	村井町南2-20-30	（独）国立病院機構	5(計)	58-4567
		キッズ波田	波田1594-3	（株）ファミリー	10（計）	74-2437
		こどもサポート教室「きらり」松本校	白板1-7-31	（株）クラ・ゼミ	10（計）	50-5929
		こぱんはうすさくら松本白板教室	白板2-3-30大永第四ビル1階	（株）インフォメーションバンク	10（計）	88-6224
		みらいこども松本寿北教室	寿北3-1-22	（株）みらい福祉会	10（計）	88-2619
		雲のポッケ	今井2616-1	（特非）こすもけあくらぶ	5(計)	88-0028
		～個別・ﾏﾝﾂｰﾏﾝ支援～こどもサポート教室「きらり」南松本校	松本市野溝西1-10-22　２Ｆ	（株）クラ・ゼミ	10（計）	88-3022
		ぽのKid's梓川教室	松本市梓川倭2281-2	（株）ＰＯＮＯ	10（計）	30-8491
		彩の木	松本市梓川倭250-7	（同）風和緩	10（計）	78-2782
		学び舎with	松本市梓川倭923-4	（合）RIGHT　MAN　GROUP	10（計）	87-7889
		学び舎with新村教室	新村265-16	（合）RIGHT　MAN　GROUP	10（計）	0120-684-326
		ケセラキッズ	出川町11-6	（特非）ケ・セラ	10（計）	88-5616
		なないろの宙	高宮中7-32	（株）幸幸	10（計）	74-2337
		にじいろデイズ蟻ケ崎	蟻ヶ崎4-3-40	（株）にじれあ	10（計）	87-0708
		ひだまりハウス	出川1-12-10	オールキャスト（株）	10（計）	31-3622
		ココチムスタディ	小屋南1-43-7	（株）柏木	10	57-3206
		コペルプラス松本教室	並柳2-3-2Café＆stay　CASTANA1階	（株）コペル	10	50-6286
		レアレアの樹	島立４５７２	（一社）クーリア・サポート	10	74-6274
	母子生活支援施設	松本市母子ホーム	神林5681	松本市	19	57-4345
	保育所	里山辺保育園	里山辺2961-1	松本市	170	33-2584
		小宮保育園	島内155-2	松本市	219	47-2007
		寿東保育園	寿白瀬渕2092	松本市	170	58-4324
		堀米保育園	島立1011	松本市	129	47-0180
		神田保育園	神田1-3-1	松本市	120	25-4736
		島内保育園	島内4932-1	松本市	228	47-1069
		あがた保育園	県1-9-3	松本市	260	31-8650
		井川城保育園	井川城1-7-32	松本市	120	88-0611
		桐保育園	桐2-4-38	松本市	220	32-6735
		のばら保育園	浅間温泉2-9-2	松本市	170	46-1877
		南郷保育園	横田3-23-1	松本市	114	32-5456
		白板保育園	白板2-3-4	松本市	110	32-2378
		さくら保育園	出川1-5-10	松本市	220	26-1201
		南松本保育園	南松本1-13-2	松本市	160	25-9076
		宮田保育園	宮田17-18	松本市	130	25-5888
		笹部保育園	笹部2-3-3	松本市	180	25-1394
		渚保育園	渚3-1-18	松本市	80	26-0865
		神林保育園	神林1498	松本市	100	58-2760

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
児童福祉施設等	保育所	村井保育園	村井町南1-34-4	松本市	110	58-2446
		柏木保育園	空港東8960-3	松本市	90	58-8724
		岡田保育園	岡田町504-1	松本市	180	46-1728
		平田保育園	平田東3-10-1	松本市	110	58-2842
		野溝保育園	野溝東2-1-27	松本市	100	25-9077
		内田保育園	内田755-1	松本市	100	58-2247
		新村保育園	新村2263-1	松本市	100	47-2177
		島立中央保育園	島立3300	松本市	110	47-1260
		入山辺保育園	入山辺8704-3	松本市	70	33-2063
		中山保育園	中山4978	松本市	75	58-4825
		寿保育園	寿中2-3-1	松本市	190	58-2884
		和田保育園	和田2240-30	松本市	140	47-0794
		今井保育園	今井1246-1	松本市	100	59-2612
		並柳保育園	並柳4-5-2	松本市	100	25-5210
		錦部保育園(R5.4 休園)	七嵐85－2	松本市	－	－
		双葉保育園	会田696	松本市	75	64-2314
		安曇保育園	安曇2741	松本市	40	94-2132
		乗鞍保育園	安曇4017-7	松本市	40	93-2420
		奈川保育園（H31.4 休園）	奈川2117-2	松本市	－	－
		梓川西保育園	梓川梓2348-7	松本市	198	78-4070
		梓川東保育園	梓川倭566-1	松本市	256	78-4080
		みつば保育園	波田6861	松本市	236	91-3111
		渕東保育園	波田4179	松本市	89	92-3915
		波田中央保育園	波田10098-1	松本市	98	92-3913
		波田ひがし保育園	波田8128-1	松本市	115	92-5740
		ドンボスコ保育園	元町1-2-20	（福）カリタスの園	190	35-5511
		和敬保育園	島立4883	（福）高綱の里	50	47-0588
		松本保育園	笹賀3121	（学）信学会	149	58-8028
		松本やまびこ保育園	小屋南1-8-10	（福）信州福祉会	220	58-1229
		山の子保育園	里山辺3728-3	（福）山の子会	80	36-7711
	認定こども園	認定こども園深志	深志2-4-27	（福）州浜会	105	35-9187
		幼保連携型ささべ認定こども園	笹部3-13-25	（学）池田学園	113	50-5343
		認定こども園ふたご	笹賀4992-1	（福）アルプス	105	58-2196
		やよい認定こども園	南原2-11-5	（福）松本福祉会	105	27-3377
		幼保連携型認定こども園 聖十字幼稚園	開智1-6-25	（学）聖十字学園	87	32-4688
		認定なぎさこども園	渚1-1-9	（学）横内学園	54	25-0632
		認定こども園松本光明幼稚園	女鳥羽1-9-16	（学）松本光明学園	22	33-7763
		認定こども園松本中央幼稚園	蟻ケ崎4-4-10	（学）本願寺松本学園	30	36-0737
		認定こども園松本短大幼稚園	寿台7-4-1	（学）松本学園	78	58-6563
		認定こども園松本短大幼稚園	寿台7-4-1	（学）松本学園	78	58-6563
		認定こども園白百合幼稚園	村井町南4-6-4	（学）才能教育学園	150	86-1084

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
児童福祉施設等	認定こども園	信学会松本こども園	笹賀3121	（学）信学会	149	58-8028
		松本やまびこ保育園	小屋南1-8-10	（学）信州福祉会	220	58-1229
	地域型保育施設	インターナショナル・スクール・オブ・長野 南松本キャンパス	南松本1-2-2	（同）ＷＩＰ	95	87-5971
		インターナショナル・スクール・オブ・長野 島内キャンパス	島内7779-1	（同）ＷＩＰ	28	88-6562
		認定こども園ひなたぼっこ	波田1037-1	（社）里山保育ひなたぼっこ	20	74-1503
		ニチイキッズ松本寿	寿北6-35-32	（株）ニチイ学館	19	87-0776
		ニチイキッズ松本村井	村井町西1-7-51	（株）ニチイ学館	19	50-6352
		高宮小規模保育園おひさま	高宮中7-15	（学）池田学園	18	31-0931
		ニチイキッズ松本おかだ	岡田松岡261-3	（株）ニチイ学館	19	33-1820
		小規模こども園坂元屋	浅間温泉3-31-30	（福）州浜会	19	33-0310
		サンライズキッズ保育園松本園	丸の内5-2	㈱エクシオジャパン	16	050-5807-2374
		小規模保育園リトルフォレスト	本庄1-17-13	（学）池田学園	18	50-6846
	子育て支援センター	こどもプラザ	筑摩1-13-22	松本市	－	29-3400
		小宮こどもプラザ	島内155-2	松本市	－	47-8310
		南郷こどもプラザ	横田3-23-1	松本市	－	32-6315
		波田こどもプラザ	波田6861	松本市	－	91-3113
		芳川こどもプラザ	村井町南2-21-45	松本市	－	86-1055
	重症心身障害児病床	独立行政法人国立病院機構まつもと医療センター	村井町南2-20-30	（独）国立病院機構	100	58-4567
	児童厚生施設等	あがた児童センター	県1-3-20	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	32-0945
		高宮児童センター	高宮南7-40	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	25-9263
		元町児童館	元町2-6-5	松本市（運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）	－	34-1753
		沢村児童センター	沢村2-6-14-3	松本市（運営：（特非）しろがね）	－	32-6264
		島内児童センター	島内4884-5	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	47-1680
		南郷児童館	横田4-25-1	松本市（運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）	－	36-1006
		芳川児童センター	村井町北1-9-38	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	86-2857
		南部児童センター	双葉4-16総合社会福祉センター2階	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	24-1562
		菅野児童センター	神林2663-3	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	57-2870
		並柳児童センター	並柳4-9-2	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	26-9843
		島立児童センター	島立3298-2	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	47-9246
		寿児童センター	寿豊丘1032-3	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	57-4746
		二子児童センター	笹賀6071	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	25-5657
		鎌田児童センター	両島5-50	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	26-4747
		山辺児童センター	里山辺7241-2	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	39-1210
		岡田児童センター	岡田松岡513	松本市（運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）	－	46-9620
		浅間児童センター	浅間温泉2-9-2	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	46-0605
		筑摩児童センター	筑摩1-13-22	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	25-5790
		今井児童センター	今井1595	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	59-2765
		中山児童センター	中山3532-1	松本市（運営：（株）シダックス大新東ヒューマンサービス）	－	58-5602
		田川児童センター	渚1-6-9	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	25-1206
		和田児童センター	和田2240-28	松本市（運営：（株）シダックス大新東ヒューマンサービス）	－	48-6088
		新村児童センター	新村1985-2	松本市（運営：（株）シダックス大新東ヒューマンサービス）	－	47-4260

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
児童福祉施設等	児童厚生施設等	梓川児童センター	梓川梓736-1	松本市（運営：（株）シダックス大新東ヒューマンサービス）	－	78-6123
		波田児童センター	波田10098番地3	松本市（運営：（株）シダックス大新東ヒューマンサービス）	－	91-3071
		明善児童センター	寿豊丘813-7（明善小敷地内）	松本市（運営：（株）シダックス大新東ヒューマンサービス）	－	31-5776
		寿放課後児童クラブ	寿豊丘1019-7	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	57-5626
		岡田放課後児童クラブ	岡田松岡513	松本市（運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）	－	46-9620
		山辺放課後児童クラブ	入山辺34(山辺小学校内)	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	36-0305
		附属放課後児童クラブ	桐1-3-1	松本市（運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）	－	33-1500
		旭町放課後児童クラブ	旭町2-4-4(旭町小学校内)	松本市（運営：労働者協同組合ワーカーズコープ・センター事業団）	－	32-1211
		四賀放課後児童クラブ	会田1001-1(四賀支所内)	松本市（運営：四賀次世代育成クラブ福寿草）	－	64-3450
障害者施設等	障害者支援施設	ささらの里	内田200-1	（福）中信社会福祉協会	50	86-3330
		梓荘	梓川梓5055-5	（福）中信社会福祉協会	50	78-4490
		あい・アドバンス今井	今井4870-1	（福）中信社会福祉協会	50	58-6320
		共立学舎	今井4822-1	（福）中信社会福祉協会	30	86-2043
		四賀アイ・アイ	刈谷原町759-1	（福）信濃友愛会	35	64-4040
	生活介護	ささらの里	内田200-1	（福）中信社会福祉協会	59	86-3330
		松本市通所生活介護センターこきりこささら	内田200-1	（福）中信社会福祉協会	20	50-8770
		梓荘	梓川梓5055-5	（福）中信社会福祉協会	55	78-4490
		あい・アドバンス今井	今井4870-1	（福）中信社会福祉協会	60	58-6320
		共立学舎	今井4822-1	（福）中信社会福祉協会	55	86-2043
		コムハウス	寿豊丘609-30	（福）アルプス福祉会	20	85-2234
		第2コムハウス・ゆい	新村2750-1	（福）アルプス福祉会	20	40-3366
		四賀アイ・アイ	刈谷原町759-1	（福）信濃友愛会	50	64-4040
		あいらいふ南原	南原2-16-13	（福）信濃友愛会	10	28-7041
		松本ひよこ	島内863-1	（福）長野県社会福祉事業団	21	47-6916
		ドリームワークス	神林5611-4	（福）長野県知的障害者育成会	20	86-8812
		多機能型事業所すがの	笹賀3844-4	（特非）レスパイトケアはちもり	10	57-7065
		まつもと医療センター	村井町南2-20-30	（独）国立病院機構まつもと医療センター	5	58-4567
		生活介護あずさ	梓川倭3071-6	（特非）シェイクハンズひかり	20	78-4700
		ねくすと	寿豊丘611-15	（福）アルプス福祉会	20	58-4631
		ちくま	宮田8-22	（福）ちくま	6	26-6330
		多機能型事業所雲のぽっけ	今井2616-1	（特非）こすもけあ福祉会	5	88-0028
		多機能型事業所華いる	大手４丁目9-4-101	（同）チェリッシュ	10	87-8237
	障がい者相談支援センター	ぴあねっと・まつもと	双葉4-16総合社会福祉センター1階	（一社）ぴあねっと	－	27-7211
		障がい者相談支援センターあいほっと	南原2-16-13	（福）信濃友愛会	－	26-2970
		ケ・セラ社会福祉士事務所	出川町11-6	（特非）ケ・セラ	－	88-5616
		障害者相談支援センター中信	梓川梓2288-3	（福）中信社会福祉協会	－	78-6203
		相談支援センターライフアシスト	寿台9-1-3	（福）アルプス福祉会	－	88-5252
		ハートラインまつもと	寿北7-23-17	（特非）ハートラインまつもと	－	88-8010
	就労移行支援・就労継続支援施設	松本ひよこ	島内863-1	（福）長野県社会福祉事業団	18	47-6916
		就労支援ｾﾝﾀｰホープ	今井1535	（特非）ホープ	20	50-3552
		カフェギャラリー てくてく	元町2-7-13	（特非）てくてく	22	34-0611

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
障害者施設等	就労移行支援・就労継続支援施設	ケ・セラ塾	寿北7-1-37	（特非）ケ・セラ	20	88-6276
		アトリエＭＯＯ	浅間温泉1-30-6	（特非）アトリエＭＯＯ	20	46-2203
		夢トライ工房	里山辺1780-6	（特非）夢トライ	20	35-3530
		希望の家	双葉4-16総合社会福祉ｾﾝﾀｰ隣	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	22	31-6010
		岡田希望の家	岡田町480-8	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	15	46-3320
		南ふれあいホーム	双葉4-16	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	20	27-4980
		北ふれあいホーム	沢村1-14-26	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	20	33-1133
		ちくま	宮田8-22	（福）ちくま	20	26-6330
		エルサポートパノラマ	沢村1-10-9	（福）長野県知的障害者育成会	31	35-0811
		障がい者就労センター･はた	波田6908-1	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	40	92-3355
		ふれっ手	旭2-11-45	（福）長野県視覚障害者福祉協会	20	36-0365
		多機能型事業所チャレンジ松本	今井4900	（福）中信社会福祉協会	40	86-7623
		第2コムハウス・ゆい	新村2750-1	（福）アルプス福祉会	15	40-3366
		あいらいふ南原	南原2-16-13	（福）信濃友愛会	10	28-7041
		あいわーくす	会田3912	（特非）あいわーくす	14	64-4830
		未来塾障害者就労支援センター	本庄１－４－10	（特非）ＳＯＨＯ未来塾	20	88-2904
		ＳＡＫＵＲＡ松本センター	村井町南3-5-2ちくま第３ビル４階	（株）総合キャリアトラスト	20	85-3918
		ＳＡＫＵＲＡ松本中央センター	中央1-18-1(Ｍウイング南１階)	（株）総合キャリアトラスト	20	87-3927
		ヒーローサポート	野溝東1-1-19	（株）ＨＥＲＯ	20	28-3311
		Ｓ’クリーンネス	蟻ヶ崎1-1-18	（医）城西医療財団	20	38-0201
		work-fitハートフル	島立2267	（株）ハートフル松本ＦＶＰ	15	31-3136
		ハートフル松本ＦＶＰ	深志2-2-15松本ノーサンビル2階	（株）ハートフル松本ＦＶＰ	15	88-8550
		Ｋサポート	内田1540-8	（株）Ｋサポート	20	57-9580
		ドリームワークス	神林5611-4	（福）長野県知的障害者育成会	10	86-8812
		マーメイドタバン元町	元町2-2-15	（株）かしや	20	32-0022
		就労継続支援Ｂ型事業所ムーブ	里山辺1790	（特非）ムーブメントまつもと	20	88-8247
		障がい者就労センターにほ	波田10212-1	（特非）ローカル・コミュニティ	20	31-0631
		ハッピーライフ	寿北1-13-3	ハッピーライフ（合）	20	87-3567
		ブライトまつもと	深志2-1-5　森田ビル4F北	（株）アストコ	20	31-6098
		すたーと	高宮中13-8石川ビル 1B、1C	（株）アクション・サポート	20	50-7685
		ウェルビー松本駅前センター	深志1-2-2　野田ビル３階	ウェルビー（株）	16	31-0237
		ウェルビー松本駅前第２センター	中央1-3-2　田中屋第一ビル4階	ウェルビー（株）	16	88-7490
		ひまわり	高宮中2-29　アイク事務所2Ｆ	（株）サンライズコーポレーション	20	87-1316
		STOVE松本	蟻ケ崎1-1-24　蟻ケ崎中部ビル２階	（株）STOVE	20	31-0857
		就労センターぱるす	梓川梓851-2	（特非）ローカル・コミュニティ	20	31-5485
		就労継続支援B型事業所むすび	波田5153-4	（株）むすび	20	87-1854
		多機能型事業所　華いる	大手4-9-4-101	（同）チェリッシュ	10	87-8237
		つかまトレハコ	筑摩4-3-3　横内ビル2F	（特非）グループホーム夢ハウス城山の会	20	090-9666-9866
		明日華	浅間温泉3-1-18	（株）明日華	20	50-4218
		asoBe	庄内3-6-5	（株）ＭＯＤＥＳＴＬＹ	20	080-9401-9319

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
障害者施設等	就労移行支援・就労継続支援施設	ハートねっと	寿北7-23-17	（特非）ハートラインまつもと	－	86-8010
		就労継続支援Ｂ型事業所ぽっかぽか	双葉3-31　南松本駅前ビル6F	大心（株）	20	88-5003
		チェリーバーチ	梓川倭2068-1	（同）ＣＯＬＯＭＢＥ	20	88-3883
		カモシカ	筑摩1-15-7　ハチマルビル302	カモシカ（同）	20	50-6804
		トリドリ	本庄1-3-12　アカギビル2-Ｃ/4-Ａ	（同）わいわい信州	20	88-5743
		エア・ウォーター・スマイル	梓川倭3878-1	エア・ウォーター・スマイル（株）	20	55-5500
		ディヤーナ松本	巾上4-16　西口ビル2F	（株）ディヤーナ	20	88-7967
		うらら	中央1-15-7　ハネサム松本202号	（同）リオ	20	31-3884
		就労継続支援Ａ型事業所toivo	大手1-3-18　グリーンハイツ101	（一社）toivo	20	87-1696
		就労継続支援Ｂ型事業所SATOYAMA FARM DEN+	中山5471-2	（株）明神館	20	87-8215
		ディーキャリア　松本オフィス	中央1-15-7　ハネサム松本201	（株）ぷくぷく	20	31-5935
		はなひらく	寿北7-10-11	（有）松本調剤薬局	20	87-1243
		ワークスペース　リーノ	松原46-1　バンコウビル2階	（株）オープンハート	20	31-6892
		アプリコＡ型島立	島立647-2	（株）アプリコ	20	88-5034
		おにぎりワークス	深志2-6-5　2F	（同）おにぎりワークス	20	88-3834
	グループホーム	ことぶきの家	寿豊丘789-4	（福）アルプス福祉会	7	57-7788
		このゆびとまれ	寿豊丘540-3	（福）アルプス福祉会	6	59-5560
		きずな	寿豊丘642-2	（福）アルプス福祉会	7	58-7171
		あさがお	和田2812-3	（福）中信社会福祉協会	7	48-2120
		西林	梓川梓4664-2	（福）中信社会福祉協会	7	78-7207
		やまぶき	小屋南1-43-18	（福）中信社会福祉協会	7	58-4155
		いっきゅう	梓川梓4242-1	（福）中信社会福祉協会	7	78-3131
		寒梅	刈谷原町863-1	（福）信濃友愛会	5	64-4313
		よつば	反町738-1	（福）信濃友愛会	7	64-4470
		みすぎの森	内田189-1	（福）中信社会福祉協会	14	86-3370
		第２みすぎの森	内田185	（福）中信社会福祉協会	7	86-3380
		パノパノ	沢村1－7－6	（福）長野県知的障害者育成会	6	35-0811
		ポノ	沢村1-10-2	（福）長野県知的障害者育成会	5	35-0811
		メンタルホーム	城西1-5-16	（医）城西医療財団	20	36-2600
		景岳館	宮渕1-4-34	（医）城西医療財団	6	36-2600
		北小松アパート	里山辺3793	（特非）ハートラインまつもと	5	86-8010
		ハートラインことぶき	寿北7-23-17	（特非）ハートラインまつもと	8	86-8010
		ハートライン高宮	高宮北5-8　ﾎｰﾐﾊｲﾂ高宮	（特非）ハートラインまつもと	10	86-8010
		ハートラインももせ	寿中1-2-3	（特非）ハートラインまつもと	5	86-8010
		友	島内332	（特非）ウエルライフ梓峰	6	40-3325
		楽	島内332	（特非）ウエルライフ梓峰	6	40-3325
		ビーイングⅠ	里山辺3877-1	（株）ＬＯＵＤ＆ＰＥＡＣＥ	4	32-0603
		ビーイングⅡ	里山辺3877-1	（株）ＬＯＵＤ＆ＰＥＡＣＥ	6	32-0603
		なかよしハウスひかり	波田5608-1	（特非）シェイクハンズひかり	6	92-6902
		茶楽	小屋北1-11-6	（福）信濃友愛会	4	86-5666
		すまいる	両島19-4	（有）匠	7	88-7131
		ローズ	波田5475-5	（有）匠	4	92-3581

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
障害者施設等	グループホーム	島内ホーム	島内865-9	（福）長野県社会福祉事業団	6	47-6916
		波田しなのハイツ	波田4417-7	（福）長野県社会福祉事業団	5	88-6970
		ジーエイチ松原	松原28-8	（特非）グループホーム夢ハウス城山の会	15	26-2753
		ジーエイチ中山FULL	内田743-15	（特非）グループホーム夢ハウス城山の会	5	26-2753
		グループホーム井川城	井川城2-16-53	（福）松本市社会福祉協議会	6	88-2220
		グループホーム水汲	水汲60-1	（福）松本市社会福祉協議会	6	88-6304
		ぽっかぽか	寿小赤764-10	大心（株）	4	57-5174
		ぽっかぽかめとば	女鳥羽2-4-44	大心（株）	4	31-6760
		ぽっかぽか２号館	寿小赤764-10	大心（株）	5	57-5174
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ	岡田松岡34-4	（社）フクイエ	6	46-5373
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ沢村Ａ	沢村3-5-20-101号	（社）フクイエ	3	46-5373
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ沢村Ｂ	沢村3-5-20-102号	（社）フクイエ	3	46-5373
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ沢村Ｃ	沢村3-5-20-201号	（社）フクイエ	3	46-5373
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ沢村Ｄ	沢村3-5-20-202号	（社）フクイエ	3	46-5373
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ沢村２号	沢村3-1-32	（社）フクイエ	7	46-5373
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ井川城	井川城2-14-40　アメニティ井川城Ａ-105	（株）福祉ハウスグループ	6	080-4075-5373
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ岡田２号	岡田松岡273	（株）福祉ハウスグループ	5	080-7185-5373
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ女鳥羽	女鳥羽3-6-10	（株）福祉ハウスグループ	6	080-4836-5373
		ＴＡＫＡＴＡＫＡ岡田３号	岡田町480-2	（株）福祉ハウスグループ	5	080-7185-5373
		みんなの家　蟻ケ崎	蟻ケ崎5-1-30	リエゾン（株）	4	090-4715-2485
		みんなの家　元町	元町3-1-8	リエゾン（株）	5	090-4715-2485
		みんなの家　白板	白板1-4-43	リエゾン（株）	4	090-4715-2485
		みんなの家　蟻ケ崎２号	蟻ケ崎5-1-29	リエゾン（株）	4	090-4715-2485
		みんなの家　大村	大村281-1	リエゾン（株）	4	090-4715-2485
		みんなの家　里山辺	里山辺1198-1	リエゾン（株）	6	090-4715-2485
		カープハイツ	神田1-8-32	（福）アルプス福祉会	7	85-4141
		フルリール	松原26-3	（特非）まつばらの風	7	080-4678-6258
		ハルハウス村井	小屋南1-36-13	（株）ハルハウス	6	080-7034-0630
		ハルハウス平田	平田東3-6-20	（株）ハルハウス	7	080-7034-0630
		ここっち	石芝3-7-5	(同)COMMONN SENSE MATSUMOTO	5	55-7217
		うちっち	波田9809-1	（特非）ローカルコミュニティ	7	31-0840
		にこにこパンダの家 本庄の家	本庄2-10-25	（株）夢笑カンパニー	5	75-2531
		にこにこパンダの家 庄内の家	庄内3-12-3	（株）夢笑カンパニー	5	75-9321
		にこにこパンダの家 庄内の家２号	庄内3-12-3	（株）夢笑カンパニー	6	75-7156
		かがやき松本蟻ケ崎	蟻ケ崎2-6-20	（株）ライフシステム	4	090-3089-9050
		かがやき南松本駅前	南松本1-11-3	（株）ライフシステム	6	090-3089-9050
		やすらぎの家松本桐	桐1-4-41	（株）ＯＴＯＳＵＮ	5	31-6165
		エール城山	蟻ヶ崎台1-3	ブレーンアソシエーション（株）	6	87-6684
		ミソラ海	野溝西1-9-7	（株）ＲＯＡＤＡＲＴ	5	54-8531
	宿泊型自立訓練	あかしや	村井町西2-15-2	（医）芳州会	20	59-6511

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
老人福祉施設及び介護保険施設	養護老人ホーム	温心寮	波田6857	松塩安筑老人福祉施設組合	100	92-1020
		松風園	入山辺1509-1	松本市（運営：(福)松本ハイランド）	100	32-2186
	介護老人福祉施設	岡田の里	岡田下岡田677-1	松塩筑木曽老人福祉施設組合	115	33-3306
		真寿園	寿中2-20-1	（福）恵清会	70	86-6590
		うつくしの里	里山辺910-1	（福）ジェイエー長野会	56	39-2277
		やまびこの里	今井4820-1	松塩筑木曽老人福祉施設組合	72	85-5711
		ゆめの里和田	和田2240-33	（福）松本ハイランド	80	40-3525
		四賀福寿荘	刈谷原町613	松塩筑木曽老人福祉施設組合	112	64-2922
		サルビア	梓川倭3234－15	（福）梓の郷	100	78-7288
		ぬくもりの里島立	島立282	（福）芹田福祉サービス	80	48-5252
		ちくまの	波田6914-1	松塩筑木曽老人福祉施設組合	95	92-8885
		ローズガーデン	中山6788番地38	（福）心泉会	32	57-1801
	地域密着型介護老人福祉施設	ハーモニー沢村	沢村3-6-16	（福）ハーモニー	29	50-5230
		ゆめの里今井	今井1670	（福）松本ハイランド	29	87-7612
		リーベにいむら	新村1824-1	（福）北アルプスの風	29	31-3853
		リーベおおにわ	島立1799-1	（福）北アルプスの風	29	88-0501
	ケアハウス	ケアハウス今井	今井3104	（福）のぞみ	30	59-2198
		ケアハウスローズガーデン	中山7494-10	（福）心泉会	30	86-3820
		ケアハウスなごみ松本	寿北5-34-23	（福）平成会	40	85-0101
		ケア・あずさ	梓川梓2516-6	（福）陽気会	30	78-2940
		ケアハウスメディタウン	南松本2-13-12	（福）てまり	35	24-0573
		ケアハウスメディタウンアベニュー	高宮南6-25	（福）てまり	35	31-0061
	通所介護施設（デイサービスセンター）	真寿園デイサービスセンター	寿中2-20-1	（福）恵清会	20	86-6590
		寿デイサービスセンター	寿中2-20-1	松本市（運営：（福）恵清会）	30	86-6590
		うつくしの里 デイサービスセンター	里山辺910-1	松本市（運営：（福）ジェイエー長野会）	35	39-2277
		島内デイサービスセンター	島内4970-1	松本市（運営：（福）敬老園）	27	48-4668
		島立デイサービスセンター	島立3427-1	松本市（運営：（福）敬老園）	30	48-1311
		城山デイサービスセンター	蟻ケ崎2132	松本市（運営：（福）敬老園）	40	39-3133
		田川デイサービスセンター	渚1-1-9	松本市（運営：（福）敬老園）	30	28-1522
		芳川デイサービスセンター	野溝東2-10-1	松本市（運営：（福）敬老園）	30	85-0606
		東部デイサービスセンター	女鳥羽2-1-25	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	30	32-7102
		北部デイサービスセンター	元町3-7-1	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	30	38-7676
		蟻ケ崎 デイサービスセンター	蟻ケ崎3-4-1	松本市（運営：（福）ジェイエー長野会）	30	39-3232
		四賀デイサービスセンター ぷくぷくの郷	会田1098	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	35	64-4321
		梓川デイサービスセンター なごみ荘	梓川上野379-1	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	26	78-5511
		波田デイサービスセンター ふれあい	波田6908-1	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	35	92-8003
		ニチイケアセンター 松本笹賀	笹賀3967-3	（株）ニチイ学館	32	59-6031
		ニチイケアセンター 松本中央	筑摩2-33－15	（株）ニチイ学館	37	24-2801
		ニチイケアセンター 寿中	寿中1-5-33	（株）ニチイ学館	48	85-0688
		ニチイケアセンター 松本波田	波田1527-8	（株）ニチイ学館	35	91-2005

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
老人福祉施設及び介護保険施設	通所介護施設（デイサービスセンター）	うつくしがはら温泉敬老園デイサービスセンター	里山辺67-1	（福）敬老園	46	37-1179
		上條記念病院	村井町西2-16-1	（医）心泉会	40	57-3800
		ゆめの里和田デイサービスセンター	和田2240-33	（福）松本ハイランド	32	40-3527
		富士ライフ筑摩あんしん館	筑摩4-3-6	富士ライフケアネット（株）	45	24-2825
		ラポール宅老所	城東1-3-10	（特非）ラポール	10	33-2391
		秋櫻(コスモス)	島内332	（福）七つの鐘	23	47-0121
		デイサービスセンターき・ら・ら	今井松本道7111－10	（株）A&K・ケアサービス	40	85-7880
		デイサービスセンター竹の湯	浅間温泉3-11-2	（特非）介護福祉センター・アイ	35	45-1081
		ツクイ松本	井川城3-4-43	（株）ツクイ	50	29-6635
		ツクイ松本北深志	北深志3-5-17	（株）ツクイ	31	38-0806
		デイサービスセンターたのしや	里山辺1832-1	サングリーン（株）	25	39-3993
		デイサービスセンターなごやか松本	野溝東1-14-11	（株）金屋	33	25-7116
		セントラルビオス	大手2-9-23	（株）ウエルライフ信州	25	39-5888
		くわの実荘並柳デイサービスセンター	並柳1-4-24	（株）アクティブコーポレーション	30	88-3690
		はた敬老園デイサービスセンター	波田3023	（福）敬老園	30	92-7165
		デイサービスセンターきたえるーむ松本	島内4367-2	（株）長野環境システム	28	88-7670
		デイサービスセンターまごのて	里山辺94-1	まごのて（有）	25	39-8445
		デイサービス美事	庄内3-4-41	（福）梓の郷	38	31-6677
		シニアリゾートふれあい征矢野	征矢野2-12-47	タカサワ通商（株）	33	87-2282
		かがやきデイサービスあがたの森	里山辺12087-1	（株）やまねメディカル	40	35-6701
		梓川デイサービスセンター笑トレ	梓川倭574-2	（合）ベビアンツ	19	50-6522
		宅老所遊々	寿北5-14-15	（特非）宅老所遊々	20	58-5855
		しあわせの家　寿	寿豊丘235-1	（株）幸幸	25	31-6161
		ツクイ松本岡田	岡田下岡田677-1	(株)ツクイ	40	37-5007
		オーチャード開智	開智2-3-50	オーチャード・ケア（株）	19	33-8221
		松本ケアセンターそよ風	笹賀8134-1	（株）SOYOKAZE	25	24-2806
		きたえるーむ松本今井	今井4820-1	（株）長野環境システム	20	88-4202
	地域密着型通所介護施設（デイサービスセンター）	特定非営利活動法人峠茶屋	刈谷原町531-1	（特非）峠茶屋	18	64-1141
		宅幼老所もみじの家	会田701	（特非）もみじ会	15	64-4665
		御殿の湯	浅間温泉3-31-28	（特非）ケアタウン浅間温泉	18	46-6010
		小規模デイサービス結いの家	笹部2-6-60-5	（特非）結いの街	10	24-2799
		かがやきデイサービス晴の家	里山辺1401	長野県高齢者生活共同組合	10	39-7336
		デイサービスセンターてんじん	深志3-6-17	（株）ケア柏葉	18	39-8941
		くわの実	梓川梓498-3	（株）アクティブコーポレーション	10	76-1860
		デイサービスセンターきたはらっぱ	波田5712-85	（福）松本市社会福祉協議会	15	91-3116
		運動・体操デイサービス柏木	小屋南1-43-7	（株）柏木	10	57-0372
		ＫＡＲＡＤＡＲＡＫ（からだ・楽）	城東1-4-6	（株）ヤマシタ	18	33-0073
		デイサービス優ケア村井	村井町南4-2-7	（株）ゴッドファーム	18	88-6938
		宅老所けやき	神林3834-2	（特非）新緑のめばえ	13	88-8935

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
老人福祉施設及び介護保険施設	地域密着型通所介護施設（デイサービスセンター）	デイサービスセンター かえでの木	笹部1-3-3-2	（株）ケア柏葉	18	25-8940
		相澤デイサービス「結」本庄	本庄2-10-21	（医）慈泉会	10	38-1320
		ふくろうの家	横田4-27-19	桐山電機（株）	18	28-2525
		爽快デイサービス	中山3710	（特非）アクロス福祉会	10	86-1294
		宅老所庵島内	島内2254-1	(合)庵福祉サポート	10	87-6718
		デイサービスあがた	県2-4-7	(合)三沢介護院	10	34-4710
		きたえるーむ松本寿	寿北6-27-17	（株）長野環境システム	18	55-6054
		ホームケアセンター 松本神林	神林5096-1	オアビス（株）	14	87-7540
		リハビリデイサービス ぽっかぽか南浅間	南浅間506-3	大心（株）	18	87-2495
		リハビリデイサービス ぽっかぽか芳川	小屋南1-14-2	大心（株）	18	87-7378
		集まってみま専科まゆ	和田1104-2	（合）Ｆ.Ａ.Ｒ	9	31-3931
		リハビリ専門デイサービス常念望	島立674-1	（医）抱生会	15	87-8150
		デイサービスセンター カモミールハウス	島立3803-1	（株）コムレイド	18	88-3906
		デイサービスセンター カモミールハウス島立	島立3129	（株）コムレイド	12	31-3690
		リハビリデイサービス ぽっかぽか島内	島内4578-1	大心（株）	18	87-5082
		デイサービスここたいむ	小屋北1-16-35	（福）てまり	18	87-5514
		デイサービスセンター明かり	野溝東1-14-3	あきコーポレーション（株）	10	87-0551
		ホームケアセンター城山	宮渕3-8-2	（株）来福	10	87-6211
		幸の家神林	神林3830-4	（株）幸幸	10	87-6027
		療養通所介護　あおいそら	笹賀2975-1	（株）青い空	6	57-5954
		デイサービスしろにし	城西1-5-16	（医）城西医療財団	18	33-3301
		リハビリデイサービスうご工房	南原2丁目6番16号1階	（合）ugo工房	15	88-7863
		生活介護センターあおば	小屋北1-16-35	(福)てまり	5	50-7405
		デイサービスハルニレの杜	島立3541-4	（株）信越オネスト	10	88-1077
		口腔支援ステーション 虹テラス和合の里	高宮南9-7	（医）和合の里	10	31-6367
		デイサービスセンター カモミールハウス野溝	野溝木工二丁目2番48号	（株）コムレイド	18	87-1619
		奈川デイサービスセンター 心和荘	奈川1575	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	15	79-2001
		安曇デイサービスセンター いいら	安曇88-1	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	18	94-1130
		半日リハビリデイ　よはく	岡田下岡田39-2	（合）よはく	10	31-6902
		デイサービスきせつ	里山辺1589	（株）もかば	12	30-1122
	認知症対応型通所介護(認知症対応型デイサービス)	梓川デイサービスセンターなごみ荘	梓川上野379-1	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	9	78-5511
		北部デイサービスセンター	元町3-7-1	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	10	38-7676
		認知症対応型通所介護 デイサービスなごみ	寿北5-34-23	（福）平成会	20	85-0118
		認知症対応型通所介護 デイサービスハーモニー	島内4065-4	（福）ハーモニー	12	48-6366
		グループホームりんごの樹	石芝3-9-5-3	（有）アップルケア	3	25-6907
	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	有料老人ホーム サングリーン藤ケ原	里山辺1832-2	（特非）産巣日会	30	39-7311
		エールコート咲楽	今井6988-1	（株）第一システム	85	85-3330
		セントラルビオス	大手2-9-23	（株）ウエルライフ信州	74	39-5888
		ケアハウスメディタウン	南松本2-13-12	（福）てまり	35	24-0573
		ウィズ村井	村井町北1-9-78	（株）ソーシャル・ネットワーク	74	88-9235
		ケアハウスメディタウンアベニュー	高宮南6-25	（福）てまり	35	31-0061

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
老人福祉施設及び介護保険施設	特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	赤いりんご	梓川梓1645-1	（医）梓誠会梓川診療所	29	88-5551
		オーチャード開智	開智2-3-50	オーチャード・ケア（株）	85	33-8221
		むつみの郷岡田	岡田松岡310-2	(㈱）ほっと・はあと	33	46-8002
		たのしや上土	大手4-3-14	サングリーン（株）	30	88-8778
		里山辺の杜	里山辺76-1	（福）大志会	37	33-2763
		やすら木の家しろのにし	城西1-4-5	（株）フジミヤ	30	36-6877
		ラ・ナシカまつもと弐番館	並柳1-17-12	（株）シダー	60	24-0325
		温心寮	波田6857	松塩安筑老人福祉施設組合	50	92-1020
		松風園	入山辺1509-1	松本市（運営：(福)松本ハイランド）	44	32-2186
	地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム）	オーチャード開智「地域密着型」	開智2-3-50	オーチャード・ケア（株）	29	33-8221
		地域密着型特定施設「里山辺の杜」	里山辺76-1	（福）大志会	15	33-2760
		地域密着型特定施設まるのうちラクシア	島内3579-1	（医）抱生会	29	87-0501
		ラ・ナシカまつもと	高宮中4-13	(㈱）シダー	29	24-0650
		ケアライフ笹賀	野溝西2-10-22	エフビー介護サービス（株）	29	87-1822
	認知症対応型共同生活介護(認知症高齢者ｸﾞﾙｰﾌﾟﾎｰﾑ)	ＧＨローズガーデン	中山7497	（医）心泉会	9	57-8002
		ＧＨひだまりの里ささが	笹賀2517-3	（有）創生活環境運営	18	26-8332
		ＧＨなごみ	寿北5-34-23	（福）平成会	18	85-0775
		ＧＨサンライズ里山辺	里山辺494-3	（株）ほっと・はあと	18	39-8090
		ＧＨやすら木の家	島立2225-1	（株）フジミヤ	18	47-2238
		ツクイ松本西ＧＨ	笹賀5514-6	（株）ツクイ	18	29-1884
		ＧＨハーモニー	島内4068-1	（福）ハーモニー	18	48-5960
		ニチイケアセンター松本寿	寿北6-29-15	（株）ニチイ学館	18	85-0371
		ＧＨサルビア	梓川倭3234-15	（福）梓の郷	9	78-7298
		ＧＨ稲穂	梓川梓2578-3	（福）陽気会	9	78-2945
		ＧＨりんごの樹	石芝3-9-5-3	（有）アップルケア	18	25-6907
		ＧＨあずさ小町	梓川梓2344-1	（医）梓誠会梓川診療所	9	78-5584
		ＧＨすみか	反町707-1	（特非）峠茶屋	9	64-1270
		ＧＨおかだ	岡田下岡田84-イ	（福）平成会	9	31-0663
		ニチイケアセンター松本筑摩	筑摩2-33-22	（株）ニチイ学館	18	24-1851
		ＧＨ波田の家	波田9465-1	（特非）慈千会	18	91-3311
		ＧＨエフビー波田	波田5421-1	エフビー介護サービス（株）	18	91-2061
		ＧＨハーモニー笹部	笹部2-6-54-2	（福）ハーモニー	18	88-6981
		ゆめの里入山辺	入山辺1453-2	（福）松本ハイランド	18	32-3370
		ＧＨ岡田松岡	岡田松岡333-1	エフビー介護サービス（株）	18	87-2201
	小規模多機能型居宅介護	ブルーム松本	波田6419-1	特定非営利活動法人ブルーム・ケア	25	87-0808
		かがやきの家笹部	笹部1-5-14	長野県高齢者生活共同組合	25	24-3318
		四季の風	島立674-1	（医）抱生会	25	87-8253
		となりの縁側おかだ	岡田下岡田85-1	（福）平成会	25	50-8100
		夕やけ小やけ	並柳1-3-18	（特非）グループもみじ	29	87-2760
		さんぽみち	梓川倭2682-1	（福）梓の郷	29	50-9288
	看護小規模多機能型居宅介護	看護小規模多機能あったかほーむかまだ	鎌田2丁目8番33-4号	エフビー介護サービス（株）	29	88-3626

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
老人福祉施設及び介護保険施設	介護老人保健施設	寿の里	寿北8-21-2	（医）青雲会	80	57-5233
		ローズガーデン	中山7494-8	（医）心泉会	100	57-8002
		城山介護老人保健施設	蟻ケ崎2132	松本市（運営：（一社）松本市医師会）	119	37-5611
		ハーモニー	島内4064-2	（福）ハーモニー	100	48-6321
		山望苑	新村1956-1	（医）和心会	100	40-4300
		つかまの里	筑摩3-15-31	（福）国際保健支援会	80	29-1210
		びおら(療養型)	島内3533	（医）英駿会大久保クリニック	18	47-4341
		びおら	島内3533	（医）英駿会大久保クリニック	7	47-4341
		のむぎ	波田9802-1	（福）雄仁会	82	92-7870
	介護医療院	上條記念病院	村井町西2-16-1	（医）心泉会	58	57-3800
		城西病院	城西1-5-16	（医）城西医療財団	40	33-6400
その他	サービス付き高齢者向け住宅	サービス付き高齢者向け住宅「結」本庄	本庄2-10-21	（医）慈泉会	46	38-1320
		埴生の宿	筑摩三丁目36番20号	（福）国際保健支援会	29	28-1201
		征矢野ふくとく園	征矢野1-6-33-3	（株）ケアズリンク	29	88-7090
		特定施設　里山辺の杜	里山辺76番地1	（福）大志会	37	33-2763
		千歳緑	庄内三丁目4番41号　生活アシストセンター松本２F	（福）梓の郷	20	31-5516
		悠庵	野溝西二丁目３番23号	（医）道悠会	49	28-6600
		愛光苑ありがさき	蟻ヶ崎5丁目4番10号	（株）みらいさい福祉会	41	87-5700
		リバーサイドまるのうち	島立674番地1	（医）抱生会	32	87-8150
		むつみの郷あがた	県二丁目3番17号	（株）ほっと・はあと	41	31-0872
		なごやかレジデンスあがたの森	大字里山辺字小松下12087-1	（株）やまねメディカル	29	35-6702
		くわの実荘　梓川	梓川2701番地	（株）アクティブコーポレーション	23	50-6805
		サービス付き高齢者向け住宅「結」つかま	筑摩一丁目3-30	（医）慈泉会	50	28-8360
		くわの実荘　並柳	並柳１丁目4-24	（株）グッドライフ	30	88-3690
		アイケア	岡田町102-2	AIC（株）	22	87-1555
		サービス付き高齢者向け住宅秋葉の丘	会田701番地1	（特非）もみじ会	10	64-4665
		ふくろうの家横田みなみ	横田4丁目27-19	桐山電機（株）	25	87-1552
		藤森サービス付き高齢者向け住宅プレジールふじの森	北深志1-10-23	（医）藤森医療財団	36	31-6517
		ウィステリアガーデン結	本庄2-1-21	（医）慈泉会	40	28-7200
		みらいふ岡田松岡Ａ	岡田松岡320-9	（株）みらいさい福祉会	2	50-7887
		みらいふ岡田松岡Ｂ	岡田松岡320-10	（株）みらいさい福祉会	2	50-7887
		みらいふ岡田松岡Ｃ	岡田松岡320-11	（株）みらいさい福祉会	2	50-7887
		みらいふ岡田松岡Ｄ	岡田松岡320-12	（株）みらいさい福祉会	2	50-7887
	住宅型有料老人ホーム	うつくしがはら温泉敬老園	里山辺67-1	(福)敬老園	97	37-1187
		みるもあ島内	大字島内729-3	(有)イー・ライフ	25	48-6350
		住宅型有料老人ホームクローバー	大字島内3499-1	(株)クローバー	24	31-6922
		あんじゅり	梓川倭2317-1	(福)梓の郷	25	78-6566
		ウィズ筑摩	筑摩2-27-30	(株)ソーシャル･ネットワーク	25	24-2830
		両島ふくとく園	両島13-33	(株)ケアズリンク	26	50-9781
		泉の里	大字島立771-1	(福)梓の郷	19	31-0567
		愛香里	梓川倭2675-1	(福)梓の郷	20	88-2381
		こもれびはうすきたくり	大字島立3998-7	(株)テイクアイ	13	40-0166

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
その他	住宅型有料老人ホーム	ふれあい荒井荘	大字島立59-1	タカサワ通商(株)	50	88-5777
		むつみの郷　里山辺	里山辺1294-1	（株）ほっと・はあと	29	34-6031
		みるもあ神林別館	大字神林3561-1	(有)イー・ライフ	25	87-1105
		NPO法人ラポール　エージレス湯の原	里山辺湯下17322-1	(特非)ラポール	24	50-8366
		住宅型有料老人ホーム グランデ明かり	野溝東一丁目14-3	あきコーポレーション(株)	21	87-0551
		はた敬老園	波田3023	(有)島々妙鉱温泉	35	92-8165
		おひさま松原台	大字松原41-11	（株）雪村	24	87-6590
		有料老人ホーム ローズガーデン	村井町西2-16-2	(福)心泉会	54	87-8818
		住宅型有料老人ホーム 愛光苑まつもと	浅間温泉1-28-22	(株)みらいさい福祉会	49	87-7123
		ケアホームなると	笹賀3978-5	(医)心泉会	16	57-3162
		ケアホーム松原	松原65-4	(医)心泉会	8	57-5025
		ケアホーム村井	村井町西1-6-7	(医)心泉会	9	58-1182
		ケアホーム野溝	野溝西2-9-7	(医)心泉会	8	26-7717
		ケアホーム森の家	村井町西2-16-1上條記念病院5F	(医)心泉会	7	57-3800
		住宅型有料老人ホーム ふくろうの家　横田	横田4-27-21	桐山電機(株)	30	87-1752
		こもれびはうす 寿峰	清水２丁目11-25	(株)テイクアイ	9	88-6816
		住宅型有料老人ホーム 「にしきの丘」	刈谷原町531-1	(特非)峠茶屋	7	64-1141
		住宅型有料老人ホーム 結いまぁる井川城	井川城３丁目11番８号	(特非)結いの街	48	87-1911
		シニアメゾン　エミレーツ	島立2094-5	(医)青樹会	29	48-6602
		シニアホームふれあい新橋	島内7771-1	タカサワ通商(株)	47	88-1155
		住宅型有料老人ホーム　まごのて	里山辺94番地１	まごのて（有）	40	39-8445
		セントラル・ビオス	大手2丁目9-23	(株)ウェルライフ信州	60	39-5888
		住宅型有料老人ホームいっしん	井川城2-3-20-2	(合)アルプス・メディカル・センター	29	31-0798
		みるもあ神林	神林1500-1	(有)イー・ライフ	24	85-1195
		おひさま村井南	村井町南2丁目18番39号	(株)雪村	29	88-2546
		アクアホーム松本山辺	里山辺104-2	(株)スタッフシュウエイ	45	87-8044
		むつみの郷岡田弐号館	岡田松岡309-1	(株)ほっと・はあと	24	31-5680
		リゾートタウンふれあい波田	波田9848-3	タカサワ通商（株）	49	87-6860
		ケアライフかまだ	鎌田2丁目8番33-4号	エフビー介護サービス（株）	14	88-3676
	老人福祉センター	松本市プラチナセンター(南部老人福祉センター)	双葉4-16総合社会福祉ｾﾝﾀｰ3階	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	24-3500
	福祉センター	松本市梓川福祉センター	梓川梓2283-2	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	76-2300
		松本市安曇福祉センター	安曇88-1	松本市	－	94-1132
	生きがい増進センター	松本市奈川生きがい増進センターふれあいの家	奈川1575－4	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	79-2001
	屋内スポーツ施設	松本市安曇島々屋内ゲートボール場	安曇1028－2	松本市	－	92-3002
		松本市奈川屋内スポーツ施設	奈川1575－4	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	79-2001
	長野県視覚障害者福祉センター		旭2-11-39	（福）長野県視覚障害者福祉協会	－	32-5632
	総合社会福祉センター		双葉4-16	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	25-3133
	社会事業授産施設	松本市奈川社会就労センター	奈川2366	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	20	79-2663
	ボランティアセンター		双葉4-16総合社会福祉センター5階	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	25-7345

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
その他	福祉ひろば	第一地区	中央1-18-1(Mウイング4階)	松本市	－	39-1173
		第二地区	本庄2-3-23	松本市	－	34-8168
		第三地区	中央4-7-28	松本市	－	32-0168
		東部地区	女鳥羽2-1-25	松本市	－	32-7168
		中央地区	大手3-8-1	松本市	－	39-5168
		城北地区	開智2-3-39	松本市	－	36-0168
		安原地区	旭2-11-13	松本市	－	33-0168
		城東地区	元町2-6-5	松本市	－	39-0168
		白板地区	城西1-4-16	松本市	－	33-4168
		田川地区	渚1-1-9	松本市	－	28-1168
		庄内地区	筑摩1-13-22	松本市	－	27-8373
		鎌田地区	両島5-50	松本市	－	27-8168
		松南地区	双葉4-8（なんぷくプラザ内）	松本市	－	28-0168
		島内地区	島内4970-1	松本市	－	47-0168
		中山地区	中山3746-1	松本市	－	58-5822
		島立地区	島立3427-1	松本市	－	48-5168
		新村地区	新村2179-7	松本市	－	48-0373
		和田地区	和田2240-31	松本市	－	40-4168
		神林地区	神林1557-1	松本市	－	57-9373
		笹賀地区	笹賀2929	松本市	－	86-8168
		芳川地区	野溝東2-10-1	松本市	－	57-0168
		芳川地区みなみ	村井町南2-21-45	松本市	－	86-1055
		寿地区	寿豊丘424	松本市	－	57-9168
		寿台地区	寿台6-2-10	松本市	－	57-1168
		岡田地区	岡田町517-1	松本市	－	45-5168
		入山辺地区	入山辺4765-1	松本市	－	31-2299
		里山辺地区	里山辺2943-1	松本市	－	39-1168
		今井地区	今井2231-4	松本市	－	50-3188
		内田地区	内田2203-1	松本市	－	85-5168
		本郷地区	浅間温泉2-9-2	松本市	－	46-1168
		本郷地区南郷	横田3-23-1	松本市	－	32-6270
		松原地区	松原39-1	松本市	－	85-3103
		四賀地区	会田1001-1四賀支所内	松本市	－	(代) 64-3111
		安曇地区	安曇88-1保健福祉センター内	松本市	－	94-1121
		奈川地区	奈川3301	松本市	－	79-2959
		梓川地区	梓川梓2288-3 梓川保健センター内	松本市	－	(代) 78-3000
		波田地区	波田6908-1保健福祉センター内	松本市	－	(代) 92-8001
	地域包括支援センター	北部地域 包括支援センター	岡田下岡田39-2	松本市（運営：(医)慈泉会）	－	87-0231
		東部地域 包括支援センター	里山辺910-1（うつくしの里内）	松本市(運営：（福)ジェイエー長野会）	－	36-3703
		中央地域 包括支援センター	本庄2-10-21 慈泉会第３ビル	松本市（運営：(医)慈泉会）	－	31-0022
		中央北地域 包括支援センター	元町3-7-1（ふくふくらいず１階）	松本市（運営：（医）抱生会）	－	34-8511

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
その他	地域包括支援センター	中央南地域 包括支援センター	筑摩2-31-1-1	松本市（運営：(福)恵清会）	－	55-3320
		中央西地域 包括支援センター	巾上9-26	松本市（運営：（医）中信勤労者医療協会）	－	38-3310
		南東部地域 包括支援センター	寿中2-20-1（真寿園内）	松本市（運営：(福)恵清会）	－	85-7351
		南部地域 包括支援センター	双葉4-16（総合社会福祉ｾﾝﾀｰ内）	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	27-5138
		南西部地域 包括支援センター	今井4820-1(やまびこの里内)	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	50-7858
		河西部地域 包括支援センター	島内4970-1（島内公民館内）	松本市（運営：（医）中信勤労者医療協会）	－	48-6361
		河西部西地域 包括支援センター	和田4693-1	松本市（運営：（福）松本ハイランド）	－	47-0294
		西部地域 包括支援センター	波田6908-1(波田保健福祉センター内)	松本市（運営：（福）松本市社会福祉協議会）	－	87-1572
	有償在宅福祉サービス	松本市社会福祉協議会有償生活支援（つむぎちゃんサポート）	双葉4-16	（福）松本市社会福祉協議会	－	25-7330
		JA松本ハイランド助けあいネットワーク 夢あわせの会	南松本1-2-16	松本ハイランド農業協同組合	－	26-2301
		コープながの　くらしサポート活動まごころ	長野市篠ノ井御幣川668番地2	生活協同組合コープながの	－	0120-755-590
	訪問看護ステーション	松本西訪問看護ステーション	城西1-9-2	（医）城西医療財団	－	33-1331
		なべりん訪問看護あいステーション	双葉8-10	あいナベリン（株）	－	27-6553
		松本協立訪問看護ステーション	巾上9-26	（医）中信勤労者医療協会	－	32-6448
		ローズガーデン訪問看護ステーション	村井町西2-16-1	（医）心泉会	－	57-8812
		相澤訪問看護ステーションひまわり	本庄2-10-21	（医）慈泉会	－	39-1086
		丸の内訪問看護ステーション	島立674-1	（医）抱生会	－	87-8157
		藤森訪問看護ステーション	中央3-2-7	（医）藤森医療財団	－	38-7600
		南松本訪問看護ステーション	双葉4-16	（公社）長野県看護協会	－	29-2807
		ゆめの里和田訪問看護ステーション	和田2240-33	（福）松本ハイランド	－	40-3526
		ほっとステーション	小屋北1-16-33	（福）てまり	－	50-8016
		訪問看護ステーションメロディー	笹賀3972-1	（医）聖会	－	85-0887
		エミナス訪問看護ステーション	笹賀5301-1	（株）オレンジ	－	88-7760
		訪問看護ステーションめぐみ	里山辺67-1	（株）イースト	－	36-8925
		一之瀬訪問看護ステーション	島立2100-2	（医）青樹会	－	48-6615
		松岡訪問看護ステーションコスモス	寿北2-6-2	（医）愛生会	－	87-0320
		訪問看護ステーション デューン松本	深志2-8-6 OTKビル3階	（株）Ｎ・フィールド	－	87-6031
		松本市立病院訪問看護ステーション	波田4417-180	松本市	－	92-8110
		峠茶屋訪問看護ステーション	刈谷原町533-1	（特非）峠茶屋	－	64-1141
		訪問看護ステーションあおいそら	笹賀2975-1	（株）青い空	－	57-5954
		訪問看護ステーションあけみ野	浅間温泉1-193-5	（株）おくすりホンポ	－	87-1628
		訪問看護ステーションケアラビット	出川町17-31　1Ｆ	（株）バルトメディカル		87-7355
		ツクイ松本西訪問看護ステーション	笹賀5514-6	(株)ツクイ		29-0082
		訪問看護ステーション ほっと・はあと	県2-3-17	（株）ほっと・はあと		31-3722
		訪問看護ステーションあず	梓川倭2689-10	（株）あず	－	88-5481
		アクア松本訪問看護ステーション	里山辺104-2	（株）スタッフシュウエイ	－	87-8044
		みのる訪問看護リハビリステーション	寿中２丁目4-13　メゾンブリアンベルＢ105	ソーシャルＣＩＣ（株）	－	85-0150
		アイケア訪問看護ステーション	岡田町102-2	AIC（株）	－	87-1555
		訪問看護ステーション　安寧	横田３丁目１９－７	（合）安寧の郷	－	35-5567
		訪問看護ステーションとんび松本	水汲１６６－４－１０２	（株）ＵＭＳ	－	50-4399

施設の種別		施設名	所在地	設置主体	定員（人）	ＴＥＬ
その他	訪問看護ステーション	アクア松本寿北訪問看護ステーション	寿北５丁目１番９号	（株）スタッフシュウエイ	－	88-5955
		訪問看護ステーションすずめ	波田５５１０番地１　三ビレッジＢ１０６号室	（合）優風	－	55-7510
	病院・診療所	松本市立病院	波田4417-180	松本市	－	92-3027
		松本市四賀の里クリニック	会田1535-1	松本市	－	64-2027
		小児科・内科夜間急病センター	城西2-5-22	松本市	－	38-0622
		安曇大野川診療所	安曇3992-1	松本市	－	内科93-2433 歯科93-2171
		安曇沢渡診療所	安曇4162-1	松本市	－	93-2170
		安曇稲核診療所	安曇2627-2	松本市	－	94-2514
		安曇島々診療所	安曇1061-1	松本市	－	94-2231
		国民健康保険奈川診療所	奈川3301-1	松本市	－	79-2301

社会福祉制度のあらまし №56

令　和　6　年　7　月

編　　集　　健康福祉部・こども部

発　　行　　松　　本　　市